

令和 5 年 第 6 回 定例会

横 瀬 町 議 会 会 議 録

令和 5 年 9 月 7 日 開会

令和 5 年 9 月 8 日 閉会

横 瀬 町 議 会

令和5年
第6回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示 1
応招・不応招議員 2

9月7日(木)

- 開 会 5
- 開 議 5
- 町長あいさつ 5
- 議事日程の報告 8
- 会議録署名議員の指名 8
- 会期の決定 8
- 諸般の報告 9
- 一般質問 13
 - 5 番 黒 澤 克 久 議員 13
 - 6 番 宮 原 みさ子 議員 19
 - 9 番 若 林 想一郎 議員 30
 - 10 番 関 根 修 議員 39
 - 1 番 森 沢 望 美 議員 48
 - 2 番 関 貴 志 議員 53
 - 4 番 向 井 芳 文 議員 56
- 散 会 66



9月8日(金)

- 開 議 69
- 議事日程の報告 69
- 報告第4号の上程、説明、質疑 69
 - ・報告第4号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率について
- 議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決 70
 - ・議案第39号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例
- 認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決 72
 - ・認定第1号 令和4年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について

て

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第61号

令和5年第6回横瀬町議会定例会を、令和5年9月7日横瀬町役場に招集する。

令和5年8月31日

秩父郡横瀬町長 富 田 能 成

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

| | | | | | | | | | | | | |
|------|---|---|---|---|----|------|------|---|---|---|----|----|
| 1 番 | 森 | 沢 | 望 | 美 | 議員 | 2 番 | 関 | | 貴 | 志 | 議員 | |
| 3 番 | 町 | 田 | | 多 | 議員 | 4 番 | 向 | 井 | 芳 | 文 | 議員 | |
| 5 番 | 黒 | 澤 | 克 | 久 | 議員 | 6 番 | 宮 | 原 | み | さ | 子 | 議員 |
| 7 番 | 新 | 井 | 鼓 | 次 | 郎 | 議員 | 8 番 | 内 | 藤 | 純 | 夫 | 議員 |
| 9 番 | 若 | 林 | 想 | 一 | 郎 | 議員 | 10 番 | 関 | 根 | | 修 | 議員 |
| 11 番 | 小 | 泉 | 初 | 男 | 議員 | 12 番 | 若 | 林 | 清 | 平 | 議員 | |

不応招議員（なし）

令和5年第6回横瀬町議会定例会 第1日

令和5年9月7日（木曜日）

議事日程（第1号）

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

5 番 黒 澤 克 久 議員

6 番 宮 原 みさ子 議員

9 番 若 林 想一郎 議員

10 番 関 根 修 議員

1 番 森 沢 望 美 議員

2 番 関 貴 志 議員

4 番 向 井 芳 文 議員

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|-----|-----|---|---|---|----|----|
| 1番 | 森 | 沢 | 望 | 美 | 議員 | 2番 | 関 | | 貴 | 志 | 議員 | |
| 3番 | 町 | 田 | | 多 | 議員 | 4番 | 向 | 井 | 芳 | 文 | 議員 | |
| 5番 | 黒 | 澤 | 克 | 久 | 議員 | 6番 | 宮 | 原 | み | さ | 子 | 議員 |
| 7番 | 新 | 井 | 鼓 | 次 | 郎 | 議員 | 8番 | 内 | 藤 | 純 | 夫 | 議員 |
| 9番 | 若 | 林 | 想 | 一 | 郎 | 議員 | 10番 | 関 | 根 | | 修 | 議員 |
| 11番 | 小 | 泉 | 初 | 男 | 議員 | 12番 | 若 | 林 | 清 | 平 | 議員 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富 | 田 | 能 | 成 | 町 | 長 | 井 | 上 | 雅 | 国 | 副 | 町 | 長 | | |
| 設 | 樂 | 政 | 夫 | 教 | 育 | 長 | 小 | 泉 | 照 | 雄 | 総 | 務 | 課 | 長 |
| 大 | 畑 | 忠 | 雄 | ま | ち | 経 | 工 | 藤 | 学 | 税 | 務 | 会 | 計 | 兼 |
| | | | | 課 | 長 | 管 | | | | 理 | 者 | 課 | 長 | 者 |
| 平 | 沼 | 宏 | 一 | 町 | 民 | 課 | 平 | 沼 | 朋 | 子 | 福 | 祉 | 介 | 護 |
| | | | | 長 | | | | | | | 課 | 長 | | 長 |
| 守 | 屋 | 則 | 子 | 健 | 育 | 康 | 町 | 田 | 勝 | 一 | 振 | 興 | 課 | 長 |
| | | | | 子 | 課 | 長 | | | | | | | | |
| 小 | 泉 | 達 | 美 | 建 | 設 | 課 | 町 | 田 | 一 | 生 | 教 | 育 | 次 | 長 |
| 逸 | 見 | 和 | 秀 | 教 | 育 | 担 | 大 | 沢 | 賢 | 治 | 代 | 表 | | |
| | | | | 長 | 課 | 長 | | | | | 監 | 査 | 委 | 員 |

本会議に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|
| 加 | 藤 | | 勉 | 事 | 務 | 局 | 長 | 渡 | 辺 | | 岬 | 書 | 記 |
|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆さん、おはようございます。

令和5年第6回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。
全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○新井鼓次郎議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○新井鼓次郎議長 本定例会の開会に当たり、町長からあいさつのための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 皆様、おはようございます。

今日は、横瀬町議会9月定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様には公私ともお忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。開催に当たり、一言あいさつを申し上げます。

9月に入りましたが、まだまだ残暑厳しい折、議員各位にはお体に十分ご留意いただき、ご活躍いただきますようお願い申し上げます。傍聴の皆様、今日はありがとうございます。

さて、令和5年度も半年が過ぎようとしています。新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5類に変わり4か月が経過し、社会経済活動、人々の往来もコロナ以前の状態に戻りつつあります。昨年度まで中止をしていた町のイベントも、基本的な感染予防に留意しつつも積極的に進めています。

それでは各事業などの進捗状況の一部について申し上げます。初めに、町の声聞くプロジェクトについてです。今年度は、「町の声聴く」、「町民の声聴く」ということを最優先テーマとし、役場職員と共有をしています。これは、今年度が第6次横瀬町総合振興計画の後期基本計画策定年度に当たること、また中心地づくりが進捗するなどまちづくりが新しい段階に入ってきたこと、そして3年にも及んだコロナ禍や昨今の物価高の影響を受けて、住民の暮らしや考え方や地域コミュニティの在り方が大きく変化してきていることと想像できることから、改めて町民の声をしっかり聞く、しっかり拾うことが必要であると考えているものです。そのため、6月下旬から8月末までの約3か月間をかけて各地区を巡回し、町民の皆様や各種団体の皆様と対話し、声を聞いてまいりました。ここまで地区や団体合計22回の会合を持ち、延べ合計450人を超える町民の皆様に参加をいただきました。多くの意見を伺うことができました。別途実施するアンケートなどの情報と併せて、現在進めている計画策定や今後の町政運営にしっかり生か

していきたいと考えています。

次に、人材の受入れについてです。8月1日、独立行政法人国際協力機構、通称JICAから福井康さんが着任されました。福井さんは、現在56歳で、パラグアイ事務所長としてパラグアイの開発、発展への支援活動に尽力をされてきました。横瀬町では、まち経営課に所属し、国際交流企画部門の仕事を担当してもらっています。国際的な広い視野により、町の将来を見据えた仕事ができる人材として活躍を期待しています。

また、7月1日、地域おこし協力隊として遠山隆昌さんが着任しました。遠山さんは、東京都中野区出身で、都内で有名な飲食店を経営していましたが、チャレンジする町の取組に興味を持っていただき、応募していただきました。人気を博す飲食店の運営経験があり、地場の野菜や野草など多様な食材を盛り込んだ料理をつくるノウハウを有する遠山さんには、町の名物づくりや名所づくりなど、移住者の視点で地域活性化につながる活動を期待しています。

次に、福島県磐梯町との人事交流についてです。昨年9月に磐梯町と締結した連携協定による人事交流として、7月から磐梯町の職員の皆さんを順次横瀬町に受け入れています。これは、9月5日の読売新聞さんにも取り上げられた磐梯町さんの「旅する公務員」と銘打った企画で、地域政策、税務、福祉、農林振興、土木、教育など様々な分野の職員が交代で磐梯町の業務をテレワークで行いつつ、横瀬町の職員とそれぞれの分野での取組や課題などの意見交換を行い交流をしています。12月までの交流を通じて、お互いの得意分野の利点を吸収しながら、課題解決につながる人事交流になることを期待しています。

次に、各事業などの進捗状況についてです。初めに、今回で7回目となる災害時初動訓練についてです。6月18日、台風接近による大雨、土砂災害等を想定し、情報伝達のためのホームページへの災害情報表示テストをはじめ、町内5か所の避難所を開設し、間仕切りテントの設営、対策本部と避難所、パトロール現場をつないでのオンライン中継、ドローンでの被災後の現場確認などの訓練を実施しました。今年は、赤十字奉仕団の皆様にも炊き出し訓練も実施をしていただきました。また、各地区の自主防災組織では、避難訓練に合わせて防災講話や救急講習など地区独自の訓練を積極的に実施していただくなど、当日は998名もの多くの方に参加をいただきました。訓練の積み重ねが万一の有事の際に効果を発揮します。マイ・タイムラインの普及啓発を進めながら、引き続き安全安心なまちづくりに取り組んでまいります。

次に、4年ぶりに開催したホテルかがり火まつりです。寺坂棚田保存会の皆様をはじめ、関係者のご努力により、7月1日、ホテルかがり火まつりが開催されました。当日は、小雨降る天候にもかかわらず、町内外から1,527人ものお来場をいただきました。来場された皆様には、水田に映る500個のかがり火を鑑賞いただき、一夜限りの幻想的な空間をお楽しみいただきました。

今月17日には、彼岸花まつりの開催が予定されています。広大な棚田に広がる200万球の彼岸花と、黄金色の稲穂が織りなす田園風景が広がります。多くの方に都会では味わえないふるさとに帰ったときのよな、のどかでゆったりした時間を味わっていただきたいと思います。

次に、7月23日に開催したヨコゼ音楽祭です。今回で36回目となるヨコゼ音楽祭は、座席数をコロナ前と同じ500席で開催をしました。当日は、実行委員を中心に多くのボランティアスタッフの協力をいただき、お客様をお迎えしました。来場者には、世界を旅する音楽の宝石箱として、チェロとギターの2人の名手が奏でる異国の地をイメージした音の世界を堪能していただけたものと思います。今後もこれまで大

切に育ててきた伝統あるヨコゼ音楽祭を引き続き人々に感動を与えられる音楽祭となるよう協力をしてまいります。

次に、今年で24回目となる子ども懇談会です。8月3日、Area 899、タテラボを見学した後、横瀬小学校家庭科室で懇談を行いました。当日は、横瀬小学校6年生12人の児童により、「よりよい横瀬町を考える」をテーマに、町への提言をプレゼンテーションしてもらいました。12名全員がタブレット端末を上手に使用して、しっかりしたプレゼンテーションを実施してくれたこと、またその後の意見交換でも時間が足りなくなるくらい活発な意見が出たことなどから、子供たちのことをとても頼もしく、この先が楽しみと素直に感じました。町の将来を担う子供たちの貴重な提案は、町の声を聴くプロジェクトの一環としても、今後のまちづくりの参考にしていきたいと思っています。

次に、よこらぼについてです。2016年9月末から始まり、町内外のチャレンジしたい企業や団体や個人を応援し、横瀬町の知名度向上、地域活性化、まちづくりに寄与してきたよこらぼは、8月審査分までで提案228件に対し135件を採択をしています。ここまでよこらぼ順調に成長を続けてきており、現在では新規案件の相談や視察の申込みが後を絶たない状況ですが、7周年となるこの7月末の提案をもって、あえて一旦新規案件の受付を半年間休止することにしました。ただし、既存案件の動きを止めるということではありません。

よこらぼは、これまでスピード優先で走りながら考えるを続けてきましたが、後期基本計画の策定タイミングに合わせて、一旦立ち止まり、これまでの評価検証、メンテナンス等をこの間に改めて行い、今後、後期基本計画に沿ったよこらぼにバージョンアップできるよう進めてまいります。4月から新しいよこらぼのスタートを予定しています。

次に、ミドルベリー大学との国際交流事業についてです。今年も昨年に続き、国際基督教大学、通称ICU内にあるミドルベリー大学日本校の留学生との国際交流事業を実施しました。8月26日は、横瀬中学校生徒との交流会、27日は、留学生と町民の方との交流イベントを開催しました。横中生や町の皆さんにとっては異文化体験ができる貴重な機会、留学生にとっては町や日本を理解するための貴重な機会となり、有意義な交流事業ができたと思います。今後も引き続き、国際交流、異文化体験の機会を提供し、お互いに実りある事業になるよう、継続して実施をしてまいります。

次に、移動スーパーの運行開始についてです。9月1日より待望の移動スーパー「うえたん号」の運行が開始されました。この事業は、横瀬に拠点を持つウエルシア薬局株式会社さんに全面的な協力をいただき、実施をしたものです。地域の福祉の向上、地域社会の発展などを最優先して事業を組み立てていただいたウエルシア薬局株式会社さんには、改めて感謝を申し上げます。

生鮮食料品や日用品、衣料品などを載せた移動販売車が週5日、町内45か所を巡回しています。商品を手で選んで買物できる楽しさと、集まった人たちとの交流の輪が広がることを期待しています。高齢者等の買物支援と地域の見守りを兼ねている本事業は、社会貢献に対する意欲と実行力を有するウエルシア薬局株式会社さんと、官民連携の実績を積み重ねてきた当町という組合せだからこそ実現し得る事業と自負をしていますし、地域福祉の向上に資する形で定着していけるよう、町としてしっかりサポートしていきたいと思っています。

以上、事業の進捗状況等の一部について申し上げます。引き続き、各事業に全力で取

り組んでまいりますので、皆様には事業実施が円滑に進みますよう一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。報告1件、条例の一部改正1件、決算認定6件、補正予算5件、人事案件1件であります。ご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 町長の発言を終わります。

_____ ◇ _____

◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

_____ ◇ _____

◎会議録署名議員の指名

○新井鼓次郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。

会議規則第114条の規定により、

9番 若林 想一郎 議員

10番 関根 修 議員

11番 小泉 初男 議員

以上、3名の方を会議録署名議員に指名いたします。

_____ ◇ _____

◎会期の決定

○新井鼓次郎議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会運営委員会に付託してありますので、報告を求めます。

8番、内藤純夫委員長。

〔内藤純夫議会運営委員会委員長登壇〕

○内藤純夫議会運営委員会委員長 皆様、おはようございます。今日はたくさんの傍聴の方、大変ありがとうございます。今年一番のにぎわいでございます。議長に成り代わりまして御礼を申し上げます。ありがとうございます。

本題でございますが、8月31日に議会運営委員会を開催し、議案等の提示を受け、委員全員で検討協議した結果、本定例会の会期は、9月7日、8日の2日間と決定いたしました。

円滑な議会をお願いいたしまして、議会運営委員会の報告を終わります。

○新井鼓次郎議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日7日から8日までの2日間とすることでご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は2日間と決定いたしました。



◎諸般の報告

○新井鼓次郎議長 日程第3、諸般の報告を議題といたします。

初めに、第5回定例会以降に受理をいたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書表及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、第5回定例会報告以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付してありますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、このことにつきましては、お手元に議員派遣の件として配付しております。会議規則第116条第1項ただし書の規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、令和5年6月から8月実施分の例月出納検査の結果報告が提出されておりますので、代表監査委員に説明を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 おはようございます。代表監査委員の大沢でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、前回報告以降の例月出納検査の結果についてご説明申し上げます。

お手元に結果報告書の写しが配付されておりますので、御覧いただければと思います。

内容につきましては、令和5年6月20日、7月20日及び8月18日に実施いたしまして報告したものでございます。

検査の対象といたしましては、6月20日の実施分については令和4年度及び令和5年度の一般会計と3つの特別会計、並びに令和5年度の下水道事業会計の歳入歳出現金出納状況でございます。7月、8月実施分につきましては、令和5年度が対象でございます。

検査につきましては、会計管理者より現金の出納状況を知るに必要な調書を提出いただき、別に関係帳簿及び証拠書類の提出を求めて、関係職員の説明を求めたところでございます。あわせて、会計管理者に公金の支出に当たり、金融機関への振込依頼方法等について、改めて確認をいたしましたところでございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は、検査資料と符合し正確に処理されておりました。また、軽易な指摘事項については、検査の過程において触れておきましたので、省略いたします。そのほか、特に指摘事項はございませんでした。

なお、令和5年7月31日現在の一般会計、各特別会計及び下水道事業会計並びに歳計外現金の残高は6億6,480万5,594円であることを確認いたしました。

以上でございます。

○**新井鼓次郎議長** 大沢代表監査委員の報告を終わります。

次に、常任委員会の報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会の報告を求めます。

9番、若林想一郎委員長。

〔若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長登壇〕

○**若林想一郎総務文教厚生常任委員会委員長** 皆さん、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、総務文教厚生常任委員会の報告をいたします。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により、下記のとおり報告します。

開催日時、令和5年8月22日午後2時より、横瀬町役場301会議室、出席者委員6名、執行部11名、事務局2名、会議録署名委員、関貴志委員、向井芳文委員。

審査事件等でございます。1、所管事務調査、ふるさと納税の状況について、2、教育委員会報告、3、その他でございました。

審査経過・まとめ、1、所管事務調査、まち経営課長より、ふるさと納税の状況について資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。まとめ、当委員会として説明を受け質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

2、教育委員会報告、教育長より資料に基づき説明を受け、質疑応答を行いました。まとめ、当委員会としては説明を受けたということで、まとめといたしました。

3、その他、執行部から所管事項の報告、説明があり、当委員会としてはこれら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上報告といたします。

○**新井鼓次郎議長** 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会の報告を求めます。

5番、黒澤克久委員長。

〔黒澤克久産業建設常任委員会委員長登壇〕

○**黒澤克久産業建設常任委員会委員長** おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、産業建設常任委員会委員長報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和5年8月22日午前10時より、横瀬町役場301会議室で行いました。出席者は、委員6名、議長、執行部4名、事務局2名であります。会議録署名委員に内藤純夫委員、町田多委員を指名いたしました。

初めに、町長よりあいさつをいただき、会議に入りました。

今回の審査事件等は、(1)、所管事務調査、横瀬町橋梁長寿命化修繕計画について、(2)、その他であります。

審査経過・まとめ、所管事務調査、横瀬町橋梁長寿命化修繕計画について、資料に基づき建設課長より説明を受けました。質疑では、都市計画マスタープランとの関係性等についてがありました。

まとめ、当委員会として説明を受け質疑応答を行ったということで、まとめといたしました。

(2)、その他、執行部から9月定例会提出案件の概要について報告、説明を受け、当委員会としてこれらの報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上を報告いたします。

○**新井鼓次郎議長** 次に、広報常任委員会の報告を求めます。

6番、宮原みさ子委員長。

〔宮原みさ子広報常任委員会委員長登壇〕

○**宮原みさ子広報常任委員会委員長** 皆様、おはようございます。議長よりご指名をいただきましたので、広報常任委員会報告をさせていただきます。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告いたします。

開催日時、令和5年7月13日午後1時より、横瀬町役場議員控室にて行いました。出席者は、委員6名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター2名参加でございます。会議録署名委員といたしまして、町田多委員、黒澤克久委員をお願いいたしました。

審査事件等、1、議会だより第139号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより第139号の編集について協議、検討を行いました。最終確認については、正副委員長一任ということで決定いたしまして、7月18日に正副委員長により最終確認を行い、8月1日に発行済みといたしました。

2回目、開催日時、令和5年8月31日午後3時より、横瀬町役場議員控室にて行いました。出席者、委員6名、議長、事務局1名、リモートで会議録センター1名でございます。会議録署名委員といたしまして、関貴志委員、向井芳文委員になっていただきました。

審査事件等、1、議会だより140号の編集について、2、その他でございます。

審査経過・まとめといたしまして、1、議会だより140号の編集について協議、検討を行いました。

令和5年8月9日、広報常任委員会視察研修を行いました。視察場所、鴻巣市、株式会社会議録センター、出席者委員5名、議長、事務局1名、会議録センター担当者より、「理解×体感 写真のチカラ!」、「写真トリミング・キャプションの実習」について研修を行いました。

以上、報告を終了いたします。

○**新井鼓次郎議長** 常任委員会の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を求めます。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○**10番 関根 修議員** 議長の指名がありましたので、秩父広域市町村圏組合議会の概要を報告いたします。

まず、全員協議会が令和5年7月21日午前9時45分より開会いたしました。閉会は午前11時8分であり、場所は、秩父クリーンセンター3階大会議室です。出席者は、議員16名、関係職員。議事は諸報告ということで、令和5年第2回定例会管理者提出議案の概要について、②として、消防本部報告事項であります。(2)、議会運営に関してであります、議席の取扱い、その他でございます。

次に、定例会ですが、令和5年第2回7月定例会であります、令和5年7月28日、開会10時、閉会が午後1時46分でございます。場所は、秩父市役所本庁4階議場であります。出席議員は16名、管理者、副管理者、理事、監査委員、関係職員であります。

議事日程につきまして、第1、会議録署名議員の指名、秩父市選出の赤岩秀文議員、木村隆彦議員、小櫃市郎議員の3名であります。

会期の決定、当日1日であります。

諸報告、管理者報告等、報告第2号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計に係る予算繰越額の報告について、報告第3号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計継続費繰越額の報告について、報告第4号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計継続費の精算報告について、報告第5号 令和4年度秩父広域市町村圏組合資金不足比率の報告について、監査委員の報告事項、例月出納検査の結果についてであります。

管理者提出議案の報告。

次に一般質問であります。資料は控室にありますので、2名の方の質問でありました。

第6、議案第18号 令和4年度秩父広域市町村圏組合水道事業利益の処分及び決算の認定について、これは原案可決及び認定で、起立総員でありました。

第7、議案第19号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、これも原案可決、総員起立でありました。

第8、議案第20号 令和5年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2回)、これも原案可決、総員起立でありました。

第9、議案第21号 令和5年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算(第1回)であります、これも原案可決で起立総員でありました。

第10、議案第22号 秩父広域市町村圏組合公平委員の選任についてであります、秩父市の高橋正樹氏が選任されました。これは同意で総員起立であります。

以上報告いたします。

なお、広域資料については控室にありますので、細部については控室でお聞き願えればと思います。

以上報告申し上げます。

○新井鼓次郎議長 秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

次に、各報告に対し質疑がありましたらお受けいたします。質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

以上で日程第3、諸般の報告を終了いたします。

◇

◎一般質問

○新井鼓次郎議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は7名でございます。

質問者・答弁者ともに簡潔・明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

初めに、5番、黒澤克久議員の一般質問を許可いたします。

5番、黒澤克久議員。

〔5番 黒澤克久議員登壇〕

○5番 黒澤克久議員 改めまして、おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告のとおり一般質問を始めたいと思います。質問事項が今回定住自立圏に含まれる部分がございますが、横瀬町民の命に関わることでありますのでご容赦ください。

それでは、質問に入ります。今回の質問は、大項目2つであります。

大項目1、地域医療。(1)、ちちぶ地域の医療体制について。8月4日に定住報告会にて質問した内容がベースになりますので、やり取りを報告させていただき、質問に入りたいと思います。

救急医療体制の充実について、現在の課題と今後の取組の中で、二次救急輪番体制は3病院で維持、医師、医療スタッフの慢性的な人材不足とある。秩父病院が来年3月末で撤退することが決まっているが、今後の対応について質問させていただきたい。仮の話として、医師を二、三名増員して対応した場合、医療スタッフの増員、働く環境の改善も必要と考えるが、事務方サイドの考え方を教えていただきたい。

総合政策部専門員の回答です。二次救急輪番体制については、来年度以降も空白の日がなく、受け入れできるようにするため、現在、1市4町、秩父郡市医師会、秩父救急告示病院会、秩父消防本部などで対策を検討している状況である。医師に限らず看護師や検査技師などの医療スタッフは慢性的な人手不足になっている。仮に医師を確保できたとしても、看護師等の医療スタッフも確保しないと救急医療の受け入れはできないため、引き続き医師や看護師など医療スタッフを確保できるよう努めていく。また、令和6年4月から医療現場にも医師の働き方改革が適用され、各医療機関で対応や考え方が変わってくると思われる。行政としてできることについては、各医療機関と連携し改善に協力していきたいと考えている。

再質問、医療の関係について、先ほどの回答にもあったように、今後、全てのスタッフに人員不足が想定されるということであれば、現状の定住の予算規模では明らかに足りなくなる。定住の予算である程度負担していかないと救急医療を守れないと思うが、事務方サイドとしては予算規模を変更しなくても十分やっていけると考えているのか。今後、救急病院が2病院だけになった場合に、皆野病院も救急をやめたいと言ってくる可能性も十分考えられるが、そのことも念頭に置いて定住としてしっかり考えていくのか伺いたい。

総合政策部専門員の回答です。救急医療の問題については、先日も秩父地域の首長、各救急告示病院長、医師会長で集まっていろいろと協議した。この問題の根本的な原因は、もともと救急医療が赤字事業であるためであり、そこに行政がどのように支援していくのかを考えていかなければならない。現在、1回の

救急当番につき広域市町村圏組合から8万円、定住予算から2万5,000円の合計10万5,000円が当番病院に支払われているが、この額では全然成り立たない。今後、この額をどのくらいまで上げられるかなど、広域と調整しながら検討していく必要がある。スタッフの問題についても、埼玉医大や県立病院などに改めてお願いに行く方法や、地域内の開業医や勤務医を活用する方法などの案が出ており、今後、これらの案をさらに詰めながら、定住でどこまで予算を組んでいくかが焦点となる。定住予算枠は1億9,000万円弱あり、そのうち約1億4,000万円の予算を組んでいるので、残り5,000万円弱の余裕がある。この中でどのような対策をしていくか、今後、首長等で協議して詰めていきたいと考えている。

再々質問、医療の関係について確認だが、先ほど1億9,000万円まで枠があるとのことであったが、定住の取組が始まって10年以上がたち、中には今の時代にそぐわない事業も見受けられる。緊急時でもあることから少し見直しをして、予算を医療に割り振るなど機転を利かせたことも必要であり、首長や事務局サイドからも提案いただければと思うが、いかがか。

総合政策部専門員の回答です。先日、首長や議長の会議でもそのような意見があった。1億9,000万円弱までは行けるが、それにより各市町の負担も増えてしまう。幾ら財源措置があるとはいえ、満額まで行くのはどうかとも思われる。この際、これまでの固定化した事業をばっさり切って、医療など必要な事業に振り替えていくことも必要であると考えており、今後検討させていただく。

以上の質問を行い、答弁をいただきました。正直、定住担当職員との危機感が共有されているのか不安に思う部分がありました。同じ危機感レベルでいるのか、今後の進捗に当たり、富田町長が考える秩父地域の医療体制についてお聞きいたします。

(2)、救急搬送用ヘリコプターの常駐要請について。救急医療が切迫した状況の秩父地域では、道路、トンネルなどの要望が実現するまでの間、住民が適切な治療処置を受けられない可能性がある。道路、トンネルなどが完成するにはおおよそ10年かかると思われる。要望を続けることは必要だが、命と暮らしを守ることを考えたら、秩父地域に救急搬送用のヘリの常駐化を県に要望交渉することがよいと考えます。ヘリであれば日中の渋滞など関係なく、近隣の小川赤十字病院や埼玉医科大学国際医療センター循環器・呼吸器病センターに15分以内に移送できる。時間の短縮で多くの命が救える可能性が高まり、住民にも安心感を与えることができると思います。

以上のことを踏まえ、要旨明細1、秩父地域の医療体制について、2、救急搬送用ヘリコプターの常駐要請についてを質問いたします。

大項目2、都市計画マスタープラン。7月に3議連の総会で質問を行いました。内容は、国道299号の渋滞対策について、坂氷交差点から本町交差点の渋滞対策について質問を行った。そのときの回答を議事録から引用してお話しします。

3議連会長、道議連の重点要望路線に、国道299号横瀬・秩父・小鹿野間のバイパス建設を要望している。このうち秩父・小鹿野間のバイパスに関しては、長尾根バイパスの整備によって進むものと認識している。しかし、秩父・横瀬間に関しては、ルートの検討・渋滞解消について何か事業が進んでいるのかというと、進捗はない状況であるとの回答でありました。町が進めている都市計画マスタープランでは、渋滞解消、渋滞緩和を想定してつくられたと思うが、進捗状況の説明をいただきたい。

以上のことを踏まえ、要旨明細(1)、国道299号、県道11号の渋滞緩和についてをお伺いします。

以上を壇上からの質問といたします。

○新井鼓次郎議長 質問1、地域医療に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 質問事項1について答弁させていただきます。

ちちぶ地域の医療体制については、新型コロナウイルス感染症患者の受入れなどを長期的に行っている中、医療従事者への負担は非常に大きく、医師、看護師や医療スタッフが恒常的に不足している状況にあります。令和6年4月からは医師の働き方改革が導入されることから、大学病院等からの派遣医師の確保が難しくなるなど、さらに人材不足が大きく懸念されております。

現在、秩父地域の救急医療は、初期救急を4病院、二次救急が3病院の輪番制で受入れ態勢を取っていただいているところです。議員おっしゃるとおり、令和6年4月より二次救急当番の1病院が辞退することから、二次救急医療体制を維持していくことが非常に厳しい状況にあります。現在、住民の方が不安なく生活できるよう、来年度以降の二次救急輪番体制について、1市4町、医師会、救急告示病院会、秩父消防本部などで構成するちちぶ救急医療対策会議において協議を進めているところでございます。ちちぶ定住自立圏構想に基づく秩父医療協議会で実施する医師、医療スタッフの人材育成、確保と救急医療体制を維持するための事業に対して財政的支援を経済的に行っております。

次に、要旨明細2についてでございますが、秩父地域から管外への救急搬送が必要な場合は、重度外傷のことが多く、適切な医療処置を受けるためには医療機関への迅速な搬送が重要であると思っております。秩父地域における救急搬送は公表されているデータによると、令和4年の救急搬送件数は4,678件で、うち搬送先、管外が1,033件、22%、管内搬送が3,645件でございます。管外への救急搬送方法は、救急車のほかドクターヘリ、防災ヘリなどが使用されており、搬送件数はドクターヘリが年間59件、防災ヘリが26件となっております。ドクターヘリは救急医療の専門医師と看護師が同乗して、早急に初期救急治療を開始、救命処置を行いつつ現場などから医療機関へ迅速に搬送を行います。埼玉県のとドクターヘリの運航体制は、ドクターヘリを1機所有しており、県内の救急要請に対応している状況でございます。運航主体は、埼玉医科大学病院総合医療センターで、同総合医療センターの医師、看護師が同乗し、操縦職員は総合医療センターに常駐しております。また、災害用ヘリにつきましては、県は3機所有しており、常時2機を運航している状況でございます。

医療体制の現状や高度急性期医療の病院がない秩父地域においては、迅速に医療機関へつなげることが大変重要であると認識しております。救急搬送用のヘリコプターの常駐化には対応する医療機関や医師、看護師や操縦職員などのスタッフのほか、環境整備が必要になります。住民の安心安全の観点から、県へ相談しながら秩父地域全体で連携していくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、今の質問1、地域医療に関しまして、私のほうから少しお話をさせていただきたいと思っております。

まず、秩父地域医療体制については、議員おっしゃるとおりだと思います。議員が持たれている危機感と同じレベルの危機感を私は持っています。あと、秩父地域全体でどうかというと、7月に会議が持たれて、その危機意識は共有される状況になっています。この危機意識を共有しているというのは、まず1市4町の首長、それから秩父郡市医師会、救急病院、それと消防のチームまで含めて意識共有して、さてどうしようかというところを今練っているところでもあります。

これ広域の問題なのですが、おっしゃるとおり横瀬の町民の命に関わる部分で非常に重要だと思っています。私もこの分野は定住自立圏の分野では最重要分野だというふうに思っています。先月の8月の2日に定住自立圏推進委員会というところがありまして、そこで私のほうから発言をさせていただきました。その内容をお伝えしたいと思います。申し上げたのは、この医療分野は定住自立圏の分野で最重要という認識を持っています。来年度の定住自立圏の予算については、他分野を削ってでもこの分野にまず最優先で予算配分すべきだと思います。よろしくお願ひしたいと思いますということを申し上げました。

なぜ最重要なのかというと、2つの課題があるからです。これは喫緊の課題、止血をしなればいけない課題、それが二次救急の穴が空くかもしれないという課題です。それと、中長期的な課題、今、慢性的に医療資源が不足している秩父地域の医療を中長期的にどう持続可能にしていくかという中で、中長期的にどう考えるのだというところも非常に大事で、これも来期予算にぜひ反映させていただきたいと思ひましたので、2つの課題という言い方をさせていただきました。

特に、喫緊の二次救急の穴を空けないようにというのは、非常に、この半年間で形をつくらなければいけません。当然、予算措置も必要になると思ひますし、その心づもりはしていかなければいけないのですが、とにかくにも医療資源を確保することが必要です。穴が空く部分の医療資源を確保する、その医療資源は何かというと、ざっくり言うと2つ、場所と人です。どこの病院でやってもらえるのか、穴が空く部分について。そして、それを誰が担うのか、これは医師、看護師を含めて、医療チームをどういうふうにしてそこに持ってくるかということ、この半年間で詰めなければいけません。

心強いのは、医師会が同じ危機意識を共有してくれているので、医師会の協力を得て、この部分を考えていくという方法論としてはあると思ひ、それからもちろん外から来ていただくというのもあります。いずれにせよ簡単にできるという話ではなくて、若干力仕事にもなるし、予算が必要にもなるのですけれども、ここちょっと踏ん張りどころだと思ひるので、しっかりやっていきたいと思ひますし、広域の問題でありますけれども、ここは自分は遠慮せず発言していきたいなというふうに思っている部分でございます。これが1つ。

それと、中長期的なものも一方で大事でして、ちょうど今、秩父市立病院の建て替え構想タイミングになりました。医療資源が十分でないこの地域の医療資源を秩父地域としてどのように最適配置するか、フォーメーション、資源がもともと少ない、場所も人も少ないわけだから、それができるだけかぶらないように、一番、秩父郡市どの地域の人でも使いやすいうようにという形をどういうふうにつくるかということの絵を描き始めるのがこのタイミングだと思ひています。もしかすると少し遅いかもしれないのですが、それを来期のスタートの年にぜひさせていただきたいと思ひて、自分はそういう意味で発言をさせていただきました。

これが1番の秩父医療体制について、あと救急搬送用のヘリコプターについては、これはいわゆる山

岳救助なんかには使う防災ヘリと、ドクターヘリはやっぱりちょっと別物だというふうに思っています。救急のヘリは今川島のセンターにあって、2機動ける状況になっています。防災ヘリは、埼玉医大の総合医療センターなのですが、これ川越なのです。でも、2つともよく考えられていると思うのは、地理的に埼玉県のほぼほぼ真ん中なのです。ドクターヘリは、これ運用基準があって、要請を受けたら5分以内に出動、それから県内であれば20分以内に到着できるようにというあれがあるのです。だから、埼玉県は山と道が複雑で、道路だと大変なのですが、空ですので、実は秩父郡市でも20分以内に来られる想定にはなっているということで、またこれは私ももう少し県の情報を集めたり検討はしたいと思いますが、今時点ではうまく機能してくれているのではないかなというふうに思っています。

私から以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご回答ありがとうございました。

町長がしっかりとした考えを、それは会議で示していただいてというお話は、今初めてお聞きしましたが、これがこの地域の存続に関わる本当に一番重要な課題なのではないかなというのが私は考えています。何しろ人口を減らすことを防ぐというのは非常に大変であるわけで、少しでも秩父地域に移住をということをよくこの地域は掲げています。そのときに、やっぱり移住者の皆さんに確認すると、世代にもよりますけれども、必ず出てくる話題の一つが医療は大丈夫ですか。若い世代だと、教育はどうですか。医療と教育というのが、やっぱり移住を考えたときの重要な物差しになっているというのが現状だと思います。なので、学力向上を目指す、そこだけがいいのかということそうでもなく、安心して医療にかかれる環境が求められているというのが一つのことだと思います。

その中で、先ほど町長が言っていたように、直近の課題と中長期的な課題、もうここの分野には我々議員が幾らこの議場でいろいろ訴えたからと言っても、その会議に参加できないわけなので伝わらないのです。我々の思いを逆に代弁していただくのには、我々は、横瀬町の代表である町長に物を言うしかない、そういう環境だと思いますので、引き続きぜひこの地域の医療が守られるというか、改善もされながら、さらなるいいものが構築できるように進めていただきたいという、それは要望としてお伝えしておきます。

そして、救急搬送用のヘリとの関係なのですが、町長おっしゃるとおりドクターヘリだと運用規定がかなり細かく定められています。

1つは、防災ヘリと災害ヘリとドクターヘリと、それぞれ運用規定が違うということで、あえて私今回ここにドクターヘリとは書きませんでした。それは、山岳で救助を求めた場合に、災害ヘリのままけがしていたら病院に運ばれてしまう、運んでいただくことができるわけですから、そういう意味では条例とか規制的な問題のところを少し手直しすれば、実現できるものではないかなという思いがありますので、あえてこの質問を今回させていただきます。

現状、埼玉はどこの地域でもおおよそ20分で着くというのは、県のホームページにもちゃんと記載されていますし、秩父の救急医療体制が万全な体制であれば、現状で全然不満はないのですが、秩父の医療体制がちゃんと構築できるまでの間だけでも、そういうものを県に要望してもいいのではないのかな、そう

いうふうに思っておりますので、引き続きこれは専門外かもしれませんが、町としても、そして広域にしてもそういう議論を、こういう要望があったということはぜひお話を上げていただきたいなと思っております。これも要望で結構です。取りあえず、最初の問題はこれで閉じます。

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、都市計画マスタープランに対する答弁を求めます。
建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 質問事項2、都市計画マスタープランについて答弁させていただきます。

国道299号及び県道熊谷小川秩父線の交通事情が町民の生活に大きな影響を与えることから、交通負荷の軽減と利便性の向上を目的に、都市間連絡道（宮地横瀬線）の整備計画を都市計画マスタープランに明記しているところです。町といたしましては、本年度も町村会要望として、西関東連絡道の長尾根バイパスの延伸として、宮地横瀬線を含む国道299号横瀬・秩父・小鹿野間のバイパス整備を埼玉県に要望しております。また、昨年7月にも秩父市の事務担当者間で協議し、事業化に向けた整備手法や課題などについて検討しております。今後も引き続き秩父市と連携を図りながら、さらに事業化の具体化に向け検討をしていきたいと考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 ご回答ありがとうございます。

現状の渋滞の緩和について、坂氷と県道11号のあそこの交差点に関しては、なかなか難しいのだなというのは、改めて実感しているところです。県のほうももう少し横瀬の中に入った焼き鳥山ちゃんがあるところの信号機の拡大などは予算がついて、あそこでも渋滞を解消する一案となるようにということでお話は聞いていますので、少しずつですが、整備できているのかなという部分と、もっとここにはメスを入れてちゃんと考えなくてはいけないのではないかなと思う部分があります。

これは、外の4町の議員さんや市の議員さんからも言われたことなのですが、もっと横瀬がちゃんとこれをやりたい意思表示を町長も出すべきではないのかなというようなことはご意見いただきました。それは、幾ら黒澤議員が言ったって、議員が言っているのと首長が一言言うのでは重みが違ってしまふから、結局進まないよな、そんなふうな感想を述べられたことがありますので、少しでも前に進むように、町長はこの渋滞の緩和に関してお考えがあれば教えていただきたいと思っております。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 坂氷の渋滞緩和は課題認識をしています。坂氷のバイパスを造るという話に関しては、横瀬町は長期的なマスタープランには載せている。それから秩父市も計画にも入っているということです。これをやっていくためにはまだ幾つかステップがあります。県を巻き込んでてももちろん必要なのですが、やっぱりそこへのロジックは必要です。渋滞解消に絞ってしまうとなかなか難しいところももし

かしたらあって、渋滞解消するためにはどうしたらいいのだというのは、もう少し広い選択肢で考える必要がある。

その中で今進めている中では、中郷の交差点がやっと本格着手になっていきますので、これは大きな進歩です。今までは坂氷のバイパスを国道299号のという位置づけで話をずっとしてきていたわけなのです、歴史的には。しかし、国道299号は、実は県・国認識としては、吾野のトンネルありますよね。あれで一応一段落になってしまっているのです。だから、新しい理屈づけが必要、という中で今回長尾根なのです。いわゆる長尾根の高規格道路に絡めていくというところを今下地づくりをしているということなのです。おかげさまで、これもともと秩父・小鹿野間のバイパスみたいな話が、ちゃんと横瀬・秩父・小鹿野というところがもうここはセットにはなってきたので、そんなことで少しずつ下地づくりはできてきているのかなというふうに思います。これは、なかなか簡単ではない話で、町のやる気、市のやる気ももちろん、それから郡市の中での位置づけをしっかりとつくるというところがあるので、なかなか一足飛びにはいかないとは思っています。思っていますが、町にとっては重要な課題だと思いますので、自分としては引き続き頑張っていきたいというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

5番、黒澤克久議員。

○5番 黒澤克久議員 町長ありがとうございました。そうは言っても、私はこれをちょっと取り組んでしまったがために、これは言い続けていくしかないと自負していますので、引き続きこれは3議連であり横瀬町の議会であり発言できる場所があるのであれば、医療に道路、そこは発言していきたいと思っておりますので、引き続き町と連携を取りながら進めていきたいと思っております。

これで一般質問を閉じさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 以上で5番、黒澤克久議員の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

○新井鼓次郎議長 次に、6番、宮原みさ子議員の一般質問を許可いたします。

宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 6番、宮原でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。今回は、大きく分けて3点お伺いします。

最初の質問は、町の認知症対策の取組についてをお伺いします。厚生労働省によると、2025年には認知症高齢者が700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人が認知症に罹患すると見込まれています。現在においては、65歳以上の7人に1人は認知症の症状が見られるとの調査結果があります。秩父地域においても認知症の人は推計で4,836人いるとの報告もあります。

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまい、働きが悪くなったために様々な症状が起こり、生活する上での支障が一定期間以上続いている状態を言います。簡単に言うと、できていたことができなくなってしまう脳の病気です。見た目では分かりにくい病気で、周囲が「ひよっとしたら」と思ったときは、中等度程度に進行しているそうです。認知症の症状は、大きく分けて、中核症状と行動・心理症状があり、中核症状とは、新しいことが極端に覚えづらくなり、進行すると、覚えていたことも忘れていくようになります。最近のことはすぐ忘れるけれども、昔のことは今のこのように覚えている状態の症状になります。今いる場所や家族が誰なのかが不確かになる症状もあり、計算力や集中力がなくなるようになります。行動・心理症状とは、不安で落ちつきがなくなる、気分が落ち込んだりして、事実でないことを事実と信じ込むようになり、徘徊したりするような症状です。ささいなことで怒ったり、暴言を吐いたり、おむつ交換や入浴などの介助に抵抗したりする症状になります。このように認知症は誰でもなり得る可能性のある病気です。認知症は早期発見、早期の対応が大切ですが、加齢によるものか認知症によるものかを判断することは難しく、医療機関への受診になかなか踏み切れず、発見が遅れてしまう場合もあります。認知症の重度化や治療可能な認知症を見逃さないために、ほかの病気同様、認知症を早期発見し、適切な治療につなげることや、予防や地域での支援につなげるきっかけづくりが必要となります。

そこで、3点質問いたします。

- 1、早期発見が大事だと考えるが、町はどのように取り組んでいるのかお伺いします。
- 2、認知症の方の介護を行う家族への支援の取組はどのように行っているのかお伺いします。
- 3、認知症の方の介護を行う家族への正しい理解を広める周知、啓発活動の取組はどのように行っているのかをお伺いします。

次に、大きな2点目の質問は、安心安全なまちづくりについて、2点お伺いします。

最初に、トイレトレーラーの導入推進についてお伺いします。トイレトレーラーが県内初、全国自治体で15番目に越谷市に導入されました。災害時において避難者に快適なトイレ環境を提供することを目的としています。町内避難所で活用することはもちろん、大規模災害が発生した他の市町村の被災地域にも派遣できます。トイレの問題を解決する方策として、いろんな自治体でこのトイレトレーラーの導入検討が進んでいます。トイレトレーラーを導入した自治体が相互に連携協力し、災害時のトイレ不足の解消を図り、二次災害を防ぐ助け合いのネットワーク構築を目的に、一般社団法人助けあいジャパンが主導して、災害派遣トイレネットワークプロジェクトが全国展開されています。いち早くトイレトレーラーを導入した静岡県富士市においては、各地の避難所へ派遣設置し、避難者からは、明るく清潔だと高い評価を得ているそうです。

トイレトレーラーは約1,500万円と高額ですが、導入した自治体では国の緊急防災減災事業債を活用し、起債額の70%が普通交付税で措置され、さらに自己負担30%はふるさと納税クラウドファンディングの方法による自主財源の確保で対応できると考えております。したがって、財政的にはほぼゼロ円の見込みと

なります。そして、平時の保管場所については、以前、同僚議員が花咲山公園にトイレを設置してほしいとの一般質問をされています。また、町内の祭り等のイベントの際に、このトイレトレーラーを活用することにより、平時における保管場所の確保も可能ではないかと考えます。町ではどのように考えているのかお伺いします。

2つ目の安心安全なまちづくりでは、先日、芦ヶ久保地内の民家の軒先にスズメバチの巣ができており、近所の方から駆除してほしいとの依頼があり、役場の担当課へ相談しましたが、所有者の許可がないと立入りできないとのことで、所有者と連絡が取れないので駆除できないとのことでした。その後、所有者の方と連絡が取れ、駆除することができましたが、スズメバチのように危険野生生物等の駆除に対して所有者の許可が得られないときの町としての今後の対応をお伺いします。

最後の質問は、子宮頸がん予防のためのワクチン接種の取組はどのように行っているのかお伺いします。子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス感染を防ぐワクチンについて、厚生労働省の専門部会は、平成25年から中止していた積極的な接種勧奨を妨げる要素はないとして、令和4年4月から再開する方向で同意しました。ヒトパピローマウイルスワクチンは、2013年に小学6年生から高校1年生の女子を対象に公費で受けられる定期接種となりましたが、接種後の副反応が疑われる報告が相次いだため、対象者に接種を呼びかける積極的勧奨を中止しました。しかし、ここ数年、数多くの自治体でワクチン接種がHPV感染症だけでなく、子宮頸がんの予防効果も示されてきている状況下において、個別通知による接種勧奨を推進しています。

横瀬町においても接種対象者の保護者に対して、個別通知による状況提供を開始していただきました。そこで伺います。町の対応と現状と積極的勧奨の中止期間中に公費で接種できる年齢を超え、機会を逃した人、キャッチアップ接種の対応をお伺いします。

次に、男性へのワクチン接種に公費助成できないかお伺いします。男性へのワクチンの接種の目的は、男性本人の感染予防することであり、日本では2020年12月に、肛門がんなどの予防を目的として、9歳以上の男性にも4価ワクチン接種ができるようになりました。現在、男性への接種は任意のため、3回接種での費用は約5万円から6万円ほどかかり、全額自己負担です。男女にワクチンを接種することにより、感染が拡大することを効果的に抑えることができる。社会全体で接種率が上がると、ワクチン接種者だけでなく、同じグループのワクチン接種者も、HPV感染や関連疾病が減少する集団免疫が得られるとの報告もあります。本年5月には、熊谷市においても男性へのワクチン接種の公費助成が決定され、着実に全国へ広がりを見せています。横瀬町においても公費助成の推進ができないかお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○新井鼓次郎議長 質問1、認知症支援の取組についてに対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 質問事項1について答弁させていただきます。

要旨明細1、認知症の早期発見の取組についてでございますが、認知症の初期の診断は、専門医であっても非常に難しいと言われております。先ほどの議員のお話のとおり、認知症の初期の症状は年齢によるものと見過ごされやすく、進行してから相談に来られる方も多くいらっしゃいます。早期発見には、ふだ

んからちょっとした変化や違和感に気づくことが大変重要であると考えます。少しでも早く気づくためには、対象者本人や家族だけでなく、地域全体で気づき支え合えることが大切であることから、より多くの方が認知症を正しく理解していただけるよう、認知症サポーター養成講座を毎年開催しています。

認知症サポーターとは、認知症に関する知識と理解を持ち、認知症本人と家族が必要としている支援をできる範囲で行う人たちのことです。これまで町民の方、企業の方、役場職員のほか横瀬中学校2年生を対象に講座を行っており、令和5年6月までに1,185名の方が認知症サポーターとなっています。成人期だけではなく、子供たちにも広めることが推進されています。今年度から横瀬町保育所の年長児を対象に、キッズサポーター養成講座を実施する予定です。この講座は、子供たちに認知症の正しい理解と思いやりの心を育てることを目的としています。

また、早期発見と併せて大切なことは、相談窓口や支援につなげることで考えています。サポーター養成講座の中でも認知症のことだけではなく、認知症の家族への対応と相談窓口について紹介しています。昨年度、包括支援センターに寄せられた認知症の相談件数は、実人数で49名、延べ112件でした。家族だけでなく民生委員や地域の方からも多くの相談が寄せられていることから、少しずつかもしれないが、高齢者のことや認知症のことは地域包括支援センターが窓口であると認識をされてきたことを実感しております。

質問事項2、介護を行う家族への支援でございます。認知症の方やその家族が気軽に集い、息抜きできる居場所として、毎月1回、総合福祉センターでオレンジカフェを開催しています。参加者は、高齢者、認知症本人やご家族で、昨年度はコロナの影響もありましたが、延べ119名の参加がありました。内容は、体操や脳トレが主ですが、音楽療法や音楽レク、認知症について学ぶ講座など、参加者からの意見等を参考に企画運営しております。

また、年2回、認知症相談会を開催しております。平日では仕事等で窓口相談に来られない方にも足を運んでいただけるよう、日曜日に開催しています。

また、社会福祉協議会でも在宅介護者の集いを年2回開催しております。介護者同士の情報交換や「ヨガ・呼吸法でリフレッシュ」等の講座を開催し、気分転換をしていただいています。

また、要旨明細3、住民への周知、啓発の取組でございます。認知症に関する情報は、介護予防教室や地域で行われている高齢者サロン、ボランティア団体、オレンジカフェ等で直接お話をしたり、チラシを配布しているほか、ホームページや広報、ラインを通じて情報発信をしています。

また、今年度は、生活支援コーディネーターを中心に、長寿会や高齢者サロンの代表者と協力して、通いの場や高齢者サロン、オレンジカフェなど高齢者が交流できる居場所等を掲載した「地域資源マップ」を作成し配布する予定です。

国では、認知症への対応は、地域全体で取り組むことと示されています。今年度は、認知症サポーターが中心となり、認知症の方やその家族に対し、早期から継続支援することを目的に、よこぜ版「チームオレンジ」を立ち上げる計画をしています。このチームオレンジの皆さんが地域でオレンジカフェを開催したり、見守りをしていただくなど、地域の皆さんの力で認知症支援ができるようになることを期待しております。

地域共生社会を実現させるためにも、引き続き地域で見守る体制づくりのため、認知症に関する研修会

や情報の発信をするとともに、当事者への支援について積極的に対応していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

横瀬町は、他の市町村に比べるとこの認知症対策、高齢者の介護に対しても幅広く様々なご支援をいただいていることは、本当にありがたいことだと思います。私もこの認知症サポーター養成講座に参加させていただいて、様々勉強をさせていただいております。そのほかにも、認知症介護補助者というそういう資格も取らせていただいて、様々認知症に対してどんな支援ができるのかをやっていきたいと私も心がけております。

その中で、今回、東京都健康長寿医療センターの認知症未来社会創造センターのセンター長という方から、新聞記事なのですけれども、すごいいいなと思いましたので、ちょっとご紹介させていただきます。日本において、認知症とともに老年期を生きることは特別なことではありません。2025年には高齢者の5人に1人、約730万人が認知症になると推計されております。さらに、35年以降は、85歳以上の高齢者が認知症の6割から7割を占める。独り暮らしの割合も比例して増えるという将来推計が示されております。この独り暮らしに対してなのですけれども、今後、独り暮らしの家庭は増えると思います。独り暮らしの高齢者は、診断率が2割まで減少し、独り暮らしの場合、自分の症状に不安を感じつつも誰にも相談できず、認知症に関する情報を入手できないまま、診断までたどり着かないのです。認知機能と一緒に生活機能も低下すると、社会との接点が減り、その間に状態が悪化し精神的にも不安定になります。これは社会的孤立ということになりますが、個人にとっては、社会的な支援を受けられるネットワークが欠如していることを意味します。今後の大きなテーマは、こうした独り暮らしの認知症高齢者が必要な社会的支援にアクセスできる社会をつくることです。持続可能な共生社会を地域でつくるためには、認知症本人の視点に立ち、生活を継続する上で必要な社会的支援を、統合的に調整するコーディネーションの仕組みが必要です。しかし、行政など支援したくとも本人がアクセスできないことも多く、支援を利用、提供できるネットワーキングの仕組みも地域に不可欠です。そうした地域とのつながりを保つ一例として、東京の高島平団地のモデルを紹介します。

同じ板橋区内にある東京都健康長寿医療センターは、認知症の人もそうでない人も、誰もがくつろげる地域の居場所として、団地の一角に「高島平ココからステーション」を開設、心地よく自由に過ごせて交流できる場所は用意しました。利用者は、我が家のリビングルームのように足を運び、お茶を飲み、会話を楽します。定年退職した保健師や認知症専門医などが定期的に訪問し、相談にも応じてくれます。認知症の人がサポートする上で必要な情報は、近くにある地域包括支援センターに共有されます。さらに、健康づくりを後押しするため、認知症に関する勉強会や健康教室、落語を楽しむ会など開催しています。参加者は、共に学び活動し楽しむ中で、皆同じという共通認識が広がっています。ほかにも認知症の先輩と話せる機会を設けるなど、本人の社会参加を後押しする役割も果たします。こうした事例も参考にしながら、認知症の人とともに地域で暮らせる仕組みづくりを各地に広げたいと願っておりますという内容なのですけれども、まさにやっぱり今後、私たちが考えていかななくてはいけない、この独り暮らし

しの人、高齢者の方が今後多くなる、そういうことで先ほど課長が言われた、このチームオレンジの立ち上げというのは、私も勉強させていただきましたけれども、本当にこれはよいことだと思います。ただ、なかなかここに参加し、では協力しましょうというそう言うことがなかなか難しいのではないかと思いますけれども、このチームオレンジに対する具体的な対策があれば教えていただきたいと思ひますし、もう一つ質問、以前にも一般質問したときに、この認知症かどうかの検査というのをぜひ取り入れてもらいたいということでしたけれども、なかなか難しいという返事だったのですけれども、やはりこれだけやっぱりいろんな認知度が高くなってきた認知症に対して、こういう検査を取り入れていくということがあるのか、この2点を伺わせていただきます。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 それでは、ただいまの質問にお答えいたします。

最初の質問のチームオレンジの具体的な立ち上げということになります。9月にステップアップ教室ということで11名の方が卒業していただきまして、これからチームオレンジの立ち上げの研修会を9月に実施する予定になっております。その中で手を挙げていただいた方に、チームオレンジのオレンジカフェをつくっていただくようになるのですけれども、オレンジカフェにつきましては、今、公ではないのですが、それぞれ各地で既に活動していただいている方がいますので、その方に中心になっていただいて、チームオレンジが実施するオレンジカフェということで開設していただければいいかなと思っております。今のところ、何件か声は上がっておりますので、町のほうも支援をしながら、うまく運営していただけるように協力をしていきたいと思っております。

また、認知症検査の関係なのですが、以前のお話だと、特定健診の中で認知症検査をしてほしいということでお話をいただきました。特定健診のところでは検査となりますと、やはり健診に医師の派遣があったり、また疑いのある方に対してはその検査と、その後の治療について、秩父郡市医師会の協力が必要となってきます。また、健診担当課や近隣の市町村とも認知症健診の必要性について検討していきたいと思っております。

また、3月に行いました認知症相談会のときなのですが、そのときに認知症ブースを設けて認知症相談会をしました。その際に、軽度認知症障がい、MCIのチェックシートということで、その検査については相談があった方には実施しておりますので、またそういう機会を設けながら検査をしていただいて、治療のほうに結びつけていただけるようにしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ぜひ共生できる社会を目指すためにも、そのような本当に皆さんが誰も取り残されないような社会をつくっていただきたいと思ひます。それで、やっぱり町全体で考えていかななくてはならない課題だと思ひますし、私たちももう高齢者の仲間入りになるのですけれども、やはり今からどのようにしていきたいのかを、ぜひ最後に町長に何かあればお話ししていただければと思ひます。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再々質問に関する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、最後、私のほうから答弁をさしあげます。

宮原議員の問題意識は非常に共感するところがありまして、認知症の対応はこれから町にとって大変大きな課題だというふうに考えています。実際、包括支援センター、年間で相談件数、延べで1,000件以上来て、そのうち110件ぐらい認知症に係る相談です。この比率も高いですし、それから横瀬町はまだまだ少子高齢化が進んでいくという中で、これから先、さらに課題としては重たいなというふうには思っています。

先ほど宮原議員のほうで読んでいただいた記事に関しては大変共感するところがありまして、認知症と社会的孤立が非常にリンクしやすいということ、社会的孤立にさせないためにできることが何だろうということをもう一回町のほうで改めて考えていきたいなという思いに先ほどなりました。

まずは、コーディネーション、社会的孤立にならないように、誰かが見守っていてくれるという体制をいかにつくるかというところも強化していきたいですし、あとは社会参画の機会を、やっぱりバリエーション持たせていくというところは大事ななというふうに思っています。まず、ストレートにはオレンジカフェがあって、それから例えば高齢者サロンがあって、それからでき得れば、例えばよこぜまつりとかに参加していただけるような形になればいいなと思ったり、それから先週動き出した移動スーパー、移動スーパーの停留場所まで来ていただいて買物を楽しんでいただくと、それで誘い合っていていただく。そこで、コミュニケーションを取っていただくというようなことを、そういう機会を、いろいろなバリエーションで、この小さな町でつくっていく必要があろうかなというふうに思っています。ということで、認知症の問題は正面から受け止めさせていただき、町のほうでできることを、総合的にできることを様々考えていきたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、安心安全なまちづくりについてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 質問事項2の(1)について答弁いたします。

災害時におけるトイレ対策は、避難者の健康や避難所の衛生環境を確保する上で大変重要です。宮原議員ご提案のトイレトレーラーは、災害時には、ライフラインの復旧状況などに関わりなく、日常に近いトイレが提供できるメリットがあると思われま。平時には、花咲山公園で利用し、災害時には避難所に移動して利用するとのことご提案ですが、導入の際にはトレーラーを牽引する車両や牽引免許が必要など、クリアしなければならない課題があり、早期の導入は難しいと考えております。

町では、現在、パイプ式簡易トイレや既設トイレ等を利用した使い捨て非常用トイレを備蓄しております。また、民間事業者と災害時における仮設トイレの供給に関する協定を締結し、万一の場合、優先的に配置できる体制を整えております。今後も国の制度等を活用し、自動密封式トイレの導入を進めるなど、引き続き災害用トイレ対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 質問事項2、要旨明細（2）について答弁させていただきます。

スズメバチは、刺された場合死に至る場合もある危険昆虫であります。刺されないためにはハチの巣に近づかない、ハチが近づいてきたら速やかに巣から遠ざかる等の対応が必要になります。町の行うスズメバチ駆除は、町の管理地以外は行っておりません。スズメバチ駆除は、所有者が行うことになります。方法は、所有者が行う、または業者をお願いするかになります。町では、所有者が自ら駆除を行う場合、防護服の貸出し等を行っております。ここ数年間は、コロナ禍で貸出しを中止しておりましたが、今年度から防護服の貸出しを行い、件数は5件となっております。

議員ご指摘の連絡先不明な所有者の敷地に勝手に入ることは法律で禁止されておりますし、連絡が取れないということは、スズメバチ駆除もできません。しかし、町の情報を利用して、駆除のお願い依頼等を行います。また、警察と連携して駆除をお願いする方法や、地元区長さんとの連携して所有者に状況報告、駆除のお願い等、総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、どうしても連絡が取れず、駆除に至らない場合につきましては、住民の方の安全確保のため、隣接道路等にスズメバチの注意喚起等の対策を講じたり、危険区域の設定も実施して対応したいと思います。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ご答弁ありがとうございました。

トイレトレーラーについてですけれども、ただ、今のところ購入をするということであれば、関連会社のほうも、国ではないですけれども、やはりこういう普通交付税とかふるさと納税とか様々活用でき、購入できるということでもあります。もう一度検討していただければと思いますし、やっぱり維持費に関しても、やっぱり牽引免許というのが必ず必要になりますし、キャラバンぐらいの大きい車も必要になります。ただ、以前、花咲山のトイレの設置ということを考えてときに、私も災害用となると、横瀬町としてはそれほど災害でトイレが不使用になるということはあまり考えられないのですけれども、そういう移動用のトレーラーということで、やっぱり花咲山トイレ必要な方が多いということは今でも聞きますので、そういう利点から考えたら、ぜひ今回考えていただければと思いますので、この点については町長どのように考えているのかお伺いいたします。

それと、危険生物、スズメバチなのですけれども、今回は所有者も見つかって何とか除去できました。ただ、高額な費用がかかるということも聞きましたので、ただスズメバチを危険なところだってテープ貼ったとしても、結局はそこは飛んでいきますので、やはりそこはもう一度考えて、駆除までいかなくても何とかできる体制を整えていけるような、町としていろいろな改正をやっていただければ、そこに住んでる人たちは本当に安心すると思います。それと、今後、空き家がかなりまた増えてくるといいますので、そういう空き家の所有者に対しても、やっぱりそういうことがあったときにつなげていかなくてもはいけな

いので、スズメバチの駆除というだけよりも、そういうことが起きないための所有者のちゃんとしたそういうものをつくっておくことも大事だと思いますので、その点についてお伺いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 ただいまの再質問について答弁いたします。

現在、空き家の所有者の方に本年度も空き家に対するアンケートを実施しております。その際に、回答に連絡先等を記入していただくようお願いしております。こういった連絡先を集計いたしまして、そういった体制を構築しまして、今後、そういった対応できるようにしていきたいと思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私からはトイレトレーラーの件答弁させていただきます。

もう少し勉強はしないといけないとは思いますが、やはり小さな横瀬町にあっては、やや大きい牽引が必要、あとその牽引免許が必要というところになりますと、災害時に迅速に動かすというのが、我が町の規模的にはやや難があるかなというふうに現状では思っています。しかしながら、可動性があるというのはいいところだなというふうに思いますので、少し検討してみたい、勉強ですね。研究してみたいというふうに思います。

それと、あと花咲山に関しては、まだ花咲山、完成形ではなくて、これからの山だとも思っています。この辺は検討部会さんのご意見を伺ったりとか今までも続けてきているのですが、駐車場の問題やトイレの問題は先々はちょっと考えていかないといけないなというふうにも思っています。これもまた検討していきたいなというふうに思っています。

○新井鼓次郎議長 再々質問ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 安心安全なまちづくりについてということで大きな課題になっておりますけれども、様々やはり執行部と連携を取って、皆様が住みやすいようつくっていただければと思いますので、今後もまたよろしくお願いします。再々質問ではございません。よろしくお願いします。

○新井鼓次郎議長 以上で質問2を終了いたします。

ただいま宮原みさ子議員の一般質問中でございますが、ここで本休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 零時58分

〔議長、副議長と交代〕

○向井芳文副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長に所用がございまして、代わって私が議長の職を務めさせていただきます。

ただいま町政に対する一般質問中でございます。6番、宮原みさ子議員の質問を継続いたします。

それでは、質問3、子宮頸がん予防のためのワクチン接種についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、質問事項3について答弁させていただきます。

子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成25年6月より積極的な接種勧奨を差し控えておりましたが、令和4年4月から再開されております。子宮頸がんを防ぐワクチンHPVワクチン接種の積極的勧奨についてでございますが、定期接種対象者には個別通知にて勧奨を行うよう、厚生労働省から通知があったことに伴いまして、当町におきましても対象者へ個別に通知をしております。再開された昨年4月には、接種対象である160人の方へご案内通知に予診通知票等を同封し、子宮頸がんワクチン接種に関して、情報提供を行いました。今年度令和5年度におきましては、4月上旬に小学6年生の児童と保護者宛てに個別通知をしたところでございます。

これまでの積極的な勧奨の差し控えにより、接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保する観点から、キャッチアップ接種として公費負担で行っております。期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となっております。キャッチアップ接種の対象者でございますが、平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの女性となります。また、特例措置といたしまして、現在、定期予防接種の対象者であっても令和7年3月までに対象から外れている方で、ワクチン接種が済んでいない方については、新たにキャッチアップ接種の対象として接種することができます。

キャッチアップ接種への対応についてでございますが、昨年4月に対象者の方に予防接種のご案内通知と予診票等を郵送しております。対象者の方には、県内の予防接種協力医療機関であれば自己負担なく接種することが可能となっております。町といたしましては、国が作成した積極的勧奨リーフレットを活用し、子宮頸がんの現状や罹患する仕組み、ワクチン接種の効果やリスクについてお知らせするとともに、町ホームページ等において、引き続き情報提供してまいります。

次に、男性のHPVワクチン接種についてでございますが、子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスHPVは、男性の中咽頭がんや肛門がんなどの原因になります。国内では、令和2年12月に男性へのHPVワクチン接種4価が承認されております。男性がワクチンを接種することで、自分自身だけでなく、大切なパートナーを病気から守ることができ、女性の子宮頸がんの感染リスクの軽減につながります。男性に対するHPVワクチン接種は、現在のところ任意接種で公費助成を行っておりません。しかし、令和4年8月の国の厚生科学審議会において、HPVワクチンの有効性や安全性、費用対効果などを踏まえて、定期接種化についてこれから評価、検討を行っていくとしています。助成につきましては、こうした国や他の自治体の動向を注視しながら、今後検討してまいります。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 細かい答弁をありがとうございます。このキャッチアップ接種というのが国では

令和6年度末には終了するという事になっております。対象者が無料で接種できる機会を失ってしまうこととなります。3回接種に半年間かかるため、キャッチアップ対象者が3回を公費で接種完了するためには、令和6年9月末までには初回接種を開始する必要があると言われております。子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨差し控えの影響を受けた世代にとって、令和6年度末までが接種を受けられる期限であり、ラストチャンスであります。しかし、現状では、接種率が十分に上がらないまま制度が終了してしまう可能性が高いと言われております。町としてもさらに強い周知を行っていただきたいと思ひますし、接種を受ける家庭においても、保護者の経済的負担にもかなり影響してくると思ひますので、この周知、どのように、男性への接種はこれから定期化を国でも進めているということですのでけれども、町としても推進をぜひしていただきたいと思ひますので、もう一度その点だけよろしくお願ひいたします。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、再質問についてお答ひいたします。

まず1つ目、周知です。キャッチアップ接種の方は、令和6年度末いっぱい、令和7年の3月までということに期間特例措置設けておりますけれども、こちらにつきましては、接種を希望する方が打てるように、こちらのほうでも引き続き周知をしまひたいと思ひます。

あとは、次に保護者の方の経済的負担、料金の問題です。確かに2回から3回打つワクチンですので、高額な5万円とか6万円とか、3回接種するとそのぐらいの金額になりますので、保護者の方の負担というのはかなりなものと思ひます。ただ、接種できる方が接種をしていただひということですので、今現在無料で打てるようになっておりますので、国の動向もこの辺りをどういうふうにするかということもありますので、その辺もよく見ながら対応してまひたいと思ひます。

以上でございます。

○向井芳文副議長 男性に関する大丈夫ですか、いいですか。

それでは、再々質問ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 ぜひ町としても進めていきたいと思ひますし、この予防接種に関しては、本当に予防できるがんということで、この予防できるがんを知らないままにがんになって苦しんでしまう人を一人でも少なくしていくことも大事な目的だと思ひます。

最後に、結局、秩父広域、医師会等がここの判断をしなくてはいけないのですけれども、横瀬町としてしっかりそこを強く押していけるような形をしていきたいと思ひますので、やはり町長のご意見も聞かせていただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 町としてしっかり取り組んでまひたいというふうにお願ひします。

○向井芳文副議長 以上で6番、宮原みさ子議員の一般質問を終了いたします。

○向井芳文副議長 次に、9番、若林想一郎議員の一般質問を許可いたします。

9番、若林想一郎議員。

〔9番 若林想一郎議員登壇〕

○9番 若林想一郎議員 皆さん、こんにちは。9番、若林想一郎でございます。傍聴席の皆さん、ご多忙中のところ、大変ありがとうございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。今回は、大きく2つの内容の質問をさせていただきます。

1点目は、安心安全なまちづくりについてでございます。(1)として、開発区域の安全対策の現況についてお伺いいたします。具体的には、7月19日付の日本経済新聞、これに何と横瀬町が第1面に出ております。内容的には、日本経済新聞の「太陽光発電2割災害恐れ 土砂崩れ危険な区域に1,600設備」と題する報道でございます。

記事によると、「全国の太陽光発電設備(500キロワット以上)の2割が土砂災害リスクの高いエリアに立地していることが分かった。適切な管理がなされていない開発は、土地の保水力を低下させ、崩壊を招くおそれが増す。持続可能性を高めるには、事業者による点検・管理・行政の監視強行など防災対策が欠かせない」とあります。これは、日本経済新聞社が国立環境研究所の500キロワット以上の9,250件のデータ(2020年時点)を基に、22年10月時点の警戒区域などの国土数値データと比較し、地図上で重なる設備数を数えたもので、土砂災害(特別)警戒区域、土砂災害危険箇所、急傾斜地、崩壊危険区域、地滑り防止区域のいずれかに、全体の18%に当たる1,658か所が立地していたというものです。

このうち、日本経済新聞社が2月上旬にドローンを使って独自調査した土砂災害特別警戒区域に立地する埼玉県横瀬町太陽光発電所(1,088キロワット)についての記事では、「同発電所は、平成15年の建設時、計画区域以外の無届伐採が判明。事業者が植林と排水設備の設置を明記した是正計画を町に提出していた。ところが、映像には、パネル周囲に樹木はほとんど確認できず、排水設備も十分にされていなかった。町は指摘を受け、現場を検証した上で、3月、森林法に基づき植林に関する計画未履行について業者を指導した。事業者は「メンテナンスが行き届いていなかったことを反省している」として植林を実施した」とありました。

地球温暖化が進み、日本各地で線状降水帯が発生し、予期せぬ豪雨に見舞われ大きな災害が発生している状況を考えると、最悪の事態を想定した十分な予防対策が求められていると思いますが、この件についての詳しい説明と今後の対策についてどのように考えているかお聞かせください。また、同様に南前峠の太陽光発電についても現況と今後の取組について教えていただきたいと思います。

次に、(2)として、横瀬川の護岸工事についてお聞きします。私は、13年前の議会議員就任時から、特に12区和田地区の護岸工事について要望してまいりました。町当局から国や県へ働きかけをいただき、毎年少しずつ工事が進んでおり、うれしく思っております。また、横瀬川河床の浚渫工事も実施していただいておりますが、今般、横瀬川と大入沢川の合流地点の護岸工事等が実施されましたことにつきましても、感謝しておるところでございます。

前述いたしましたように、想定外の豪雨等も予想されることから、今後とも横瀬川の護岸工事につきましては、迅速かつ強力で推進を図っていただきますよう要望いたします。

護岸工事に関連して、8月22日付の新聞に、「横瀬川右岸にある国の天然記念物の崖「新田橋の礫岩露頭」の一部は崩落したことが分かった。町は18日から周囲を立入禁止にしており、岩石などの撤去について、今後県などの関係者と協議していく」とありましたが、今後の対策についてお聞かせください。

続きまして、2つ目の質問、本町の職員の定数管理についてお伺いいたします。

(1)として、横瀬町の職員の定数管理についてお聞きします。本年4月1日の横瀬町の正規職員は93名、再任用短時間職員5名、会計年度任用職員68名、合計166名になっております。これは本町にとって妥当な職員数であり、職務の遂行上適切な数なのか教えていただきたいと思っております。

(2)として、定員管理に関する今後の考え方についてお伺いします。ちょうど20年前の平成16年4月1日の職員数は、一般職員が95名、技能職員が5名の合計100名でした。平成16年4月1日の人口は9,990人、本年4月1日の人口は7,816人と比較しますと2,174人の減少となっており、人口が減少する中で職員数が増加しています。また、この職員数に現れていない地域おこし協力隊の人数、そして社会福祉協議会、観光案内所などの職員等、20年前にはなかった部署の職員も多くいらっしゃいますので、これからの職員の定員管理に関する基本的な考えと方向性についてお聞かせいただきたいと思っております。

以上で壇上からの質問を終了いたします。

○向井芳文副議長 質問1、安心安全なまちづくりに対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 質問事項、要旨明細(1)について答弁をさせていただきます。

令和5年7月19日に日本経済新聞に「太陽光発電2割災害恐れ」の題名で、横瀬町大字芦ヶ久保字川地内にあります太陽光発電施設について掲載がありました。当発電施設は、平成28年10月に完成しました太陽光発電施設であります。この場所は、現在は、土砂災害特別警戒区域、通称レッドゾーンになっておりますが、建設当時は土砂災害警戒区域、通称イエローゾーンになっておりました。建設当時は、森林法施行令により民有林において開発行為を行う場合は、1ヘクタールを超えるものについて知事許可が必要でしたが、当発電施設は該当しておりません。令和5年4月1日以降、太陽光発電設備を目的として開発を行う場合は、0.5ヘクタールを超えるものは、知事許可が必要になりました。

議員ご指摘の詳しい経緯につきましては、平成27年8月24日受付、伐採及び造林後の造林の届出書が提出されました。平成27年11月7日、横瀬町活性化センターにおいて太陽光発電施設建設について、住民説明会を開催されました。平成27年12月16日、横瀬町役場におきまして、伐採届の範囲外伐採について打合せを行いました。

平成28年1月19日、顛末書の提出がありました。平成28年2月9日、基本計画図の提出、内容につきましては、伐採箇所の植林計画図面、パネル設置計画図面、雨水排水計画図面、流量計算書、のり面保護計画図面、防災計画図(排水から放流)の提出がありました。平成28年2月27日、横瀬町活性化センターにおいて、事業計画変更による第2回の住民説明会を開催されました。平成28年4月19日、事業計画変更に伴う、伐採及び造林後の造林の届出書が提出されました。これまでに至る間、秩父農林振興センター林業

部職員及び町振興課職員とで連携して指導等をしてまいりました。

令和5年2月1日、日本経済新聞社社員の方から公文書任意的公開申出書が提出されまして、令和5年2月15日、芦ヶ久保字川地地内、太陽光発電施設に係る書類一式を公開をいたしました。令和5年2月下旬に日本経済新聞社によるドローン調査が行われ、公開された書類を精査して、パネル周りにほとんど樹木が確認できない及び排水工も排水設備（のきとい）が十分整備されていないとの指摘を町が受けました。町では県と連携して、令和5年3月14日、森林法に基づき森林が形成されていないため、事業計画者に補植の指示をいたしまして、令和5年7月26日、植林が完了し確認いたしました。

排水設備（のきとい）の不十分については、令和5年6月22日、太陽光発電所完成図書の提出及び事業計画者から排水計画図等の変更理由の報告がありました。図面に一部変更を生じていることから、令和5年7月26日に町職員による完成図書による現地確認を実施したところでございます。

戦後の昭和22年9月のカスリーン台風により、秩父地域の総雨量は600ミリに達し、横瀬町大字芦ヶ久保地内の二二九沢で土石流が発生し尊い命が奪われた過去の災害もありますが、令和元年10月の台風19号では、横瀬町大字芦ヶ久保二二九沢にある雨量観測所の総雨量は657ミリを記録いたしました。町内の道路や農地に被害が発生いたしましたが、当芦ヶ久保発電施設は、被害の記録は残っておりません。

しかしながら、安心はできません。振興課としても、台風、豪雨時などのパトロールにおいて、完成後から芦ヶ久保太陽光発電施設、南前峠太陽光発電施設を重点確認箇所としてパトロールを行い、目視にて水量や水色を確認をしております。

今後につきましては、事業計画者に対し、土砂崩壊の前兆現象がある場合には、速やかな通報及び草刈りや水路維持管理の徹底をお願いしていきたく思います。

以上でございます。

○向井芳文副議長 建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 要旨明細（2）について答弁させていただきます。

町では、1級河川や砂防施設を管理する埼玉県に越水、溢水対策について毎年要望し、護岸整備など計画的に実施していただいております。本年度（令和5年度）も横瀬川の改修事業は、語歌橋下流と清水橋下流を予定しており、両箇所とも昨年度用地測量が完了し、引き続き物件調査及び用地交渉に入り、順次工事を実施していく予定でございます。

また、大入沢の県道下流側の溪流保護工事も秋以降に発注を予定しております。

次に、新田橋の礫岩露頭の一部崩落の今後の対応についてですが、現状の岩盤状態や再崩落及び崖上の倒木の危険性などの調査を行い、崩落した岩塊処理を含む早急な対策工事の実施に向け、埼玉県の文化資源課及び県土整備と協議を行い、準備を進めているところでございます。

なお、現在も河川内の一部立入りを規制しておりますが、河川及び公園をご利用する皆様が一日でも早く安全に利用できるよう、県と協力し、対応していきたく考えております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいま振興課長さん、そして建設課長さんより丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。

たまたま南前峠の発電ができたときに、町長にここへメガソーラーができたけれども、大丈夫なのかねという話をしましたら、当時町長から税収が上がるからいいのですよと言われました。私は、そのとき大変ショックだったなど、こういうときに、例えば災害が起こったときに、こういう税収が上がったからここへお金が投入できるということはないと思いますが、こういう災害があったときと備えなければならぬときに、税収というよりはもっと安心安全を尊重していただきたいなと思いました。その辺の町長の考えが変わっているかどうか教えていただきたいと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 南前峠のときの若林議員とのやり取りは正直覚えていなくて、ただ税収が上がるということとは申し上げたと思いますが、だからいいとは言った記憶はないですし、そういうふうには思っていない。これは変わっているかということと言うと、昔から変わっていないで、安全安心は最優先です。税収とは全然レベルの違う話だと思いますので、安全安心な状態をつくるということは、昔から私はそう思っ

てやらせていただいています。

○向井芳文副議長 再々質問ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 たまたま町長と見解の相違というか、私のほうはそうなっちは困るなと思ったことを、お互いに同じことを思っていたということで確認できて、ありがとうございました。

たまたまその会話をした後、すぐに寺坂の水田に土砂が入りました。所有者の方からすぐ出てこいと言われて見に行ったことがあります。そういう災害を受けてしまったときに、では町がどこまでやるのか。そのときは、たまたま向井議員さんも一緒だったと思いますが、その業者が田んぼの土砂を拾ったと、2回目は、事業者が地元の建設会社はその搬出というかをお願いしたというようなことがあったと思います。こういうことがあってはいけないことなので、今後ともこちらの太陽光発電、あるいは計画の申請等が来たときに、役場としてこれは絶対平気だというような書類整備とか、あるいはメンテナンスとか、その辺の義務づけをぜひお願いをしたいと思います。この辺についての見解をお聞きしたいと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

振興課長。

〔町田勝一振興課長登壇〕

○町田勝一振興課長 再々質問にお答えさせていただきたいと思います。

寺坂棚田、寺坂発電所の関係につきまして、ただいま議員からご指摘を受けましたけれども、平成28年の8月21日から22日の間ということで、総雨量が秩父が215ミリありました。そのとき、被害の関係にもあるのですけれども、田んぼに土砂が入ってしまったという結果がございました。その当時、やはり事業計画者が浸透池を2池造りますから、その中で対応していきたいのだというお話が出ておまして、その災害後に、曾沢川に放流をしたいという考えが変わって、それも嘆願書ということで千四百数名だと思

ますけれども、その方からの嘆願書を提出していただいて、実際、その寺坂のできたというのが、振興課の記録によりますと、平成30年3月の段階が最後の報告書に上がっておりますのでけれども、そのとき、農林振興センターと今協議をしておりますと、それ以外の横瀬町、県土整備事務所の許可は済んでおるといふことで、下り次第工事を着手したいといふことで、建設課の指導の下、着手届、完成届を提出しますといふことで、それ以降に工事が進んでおるとおられます。

そういうことで、議員ご指摘のとおり、太陽光発電を建設する際には、この芦ヶ久保につきましては、隣地開発の基準に基づいて、流量あとは側溝整備とかそういう計算をしていましたけれども、ちょっと寺坂のほうにつきましては流量計算等が遅れた関係がありまして、このような排水不備による災害が起きてしまったものでございます。今後につきましては、寺坂のようなことがないように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 町としては安全管理に万全を期していきたいなというふうに思います。

○向井芳文副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、職員の定員管理に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 質問事項2について答弁いたします。

(1)、職員の定員管理の現況についてですが、正規職員につきましては、現在、第6次横瀬町総合振興計画前期基本計画の期間に合わせて、令和2年度から令和5年度までの4か年の定員管理適正化計画により定員管理を行っております。計画の最終年度である本年度、令和5年度の計画実数95人に対し、正規職員数は93名で2名減の状況ですが、少子高齢化対策、地球温暖化など、環境対策、DX推進など様々な分野での行政課題が増加している中で、現在の職員数で対応しているのが現状です。

再任用短時間勤務職員につきましては、これまでの行政経験、知識を生かしていただきながら従事していただいております。

会計年度任用職員につきましては、学童保育や放課後子ども教室など、子供・子育て・教育支援を充実させるため、約半数の方に保育所、児童館、小中学校で従事してもらっております。また、高齢化に伴う給付対象者の増加等による、医療・福祉・介護など社会保障分野や新型コロナウイルス対策としてのワクチン接種業務や緊急経済対策業務など、正規職員の補助的な業務に従事してもらっております。

現在の正規職員、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員は、複雑化・多様化する住民ニーズや高度化する行政課題に対応するため、業務の遂行上必要な職員であると考えております。

続いて、(2)、今後の考え方ですが、定員管理とは、自治体の行政サービスを適切に提供するために、仕事の量に応じて必要な人員を配置することであると考えております。平成16年4月の職員数と比較し、現在の職員数は増加しているとのこと指摘ですが、20年前と比べ、環境政策や情報政策など新たな分野の業

務が増えたこと、国の施策により介護や福祉の業務が高度化、細分化されたこと、社会情勢の変化による子育て世代の支援として、学童保育や放課後子ども教室など、新たな業務が増えたことなど、人口は減少しても行政サービス、行政需要は減少していないことにより、現在の職員体制となっている現状でございます。

さらに、緊急的に新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種業務や緊急経済対策業務などに対応するため、会計年度職員に業務の補助をしてもらっている状況です。

少子高齢化の進行や地域課題の複雑化、災害への対応など、高度化・多様化する行政ニーズに的確に対応していくためには、限られた人材で貴重な人材の有効活用を図る中で、将来を見越し、計画的な定員管理が必要不可欠と考えています。

今年度、後期基本計画の策定に合わせて、令和6年度から4か年の定員管理適正化計画の策定を予定しております。地域おこし協力隊、社会福祉協議会、観光案内所等の職員と連携しながら、効率的に質の高い行政サービスを提供するため、行政需要の変化に応じた正規職員を確保することを基本的な考え方として、きめ細やかな計画を策定していきたいと考えております。今後も引き続き、業務遂行のため行政需要に応じた適正な定員管理に努めてまいります。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいま横瀬町の現況を総務課長より説明いただきました。ありがとうございます。私は、職員時代、職員の数は少数精鋭でいいのではないかなというふうなつもりでずっとやってきたつもりですが、今、いろいろな行政課題も増えているという中で増えているのだという説明をいただきました。

たまたま私、皆野町と長瀬町の職員数を調べましたので、この辺の比較が一つの例になるかと思っておりますので、ちょっと披露させていただきます。皆野町、今、8月1日の人口が8,898人、これは県の統計課の調べの中で9月5日に埼玉新聞に記載された人口です。それで、職員数は、正職員が97名、再任用職員が3名、再任用短時間勤務職員が2名、臨時的任用職員が2名、会計年度フルタイムが2、パートタイムが52、全部で158名になっています。横瀬より人口が多い中で、皆野町は職員数が横瀬より少ないという結果と思います。

それから、長瀬町、8月1日現在の人口です。6,499人。この中で正規職員が78名、再任用短期職員が3名、会計年度任用フルタイムの職員が4名、会計年度任用職員パートタイム59名、こちらにつきましては144名になっています。こちらについて、横瀬町と皆野町と長瀬町、行政課題が違うとは思いますが、この辺の数が果たして横瀬町にとって適当なのか、あるいは先ほど申しましたように、地域おこし協力隊の方が横瀬町は大変多い。果たしてその職務がバッティングしないか、その辺が一番心配、あるいはやる気がなくなる職員であってはならないと、こう思っておりますので、この辺もぜひ参考にさせていただきたいと思っております。

それから、2年前に、町長に人口が減少する中で、緊急行財政改革の提言により、平成17年の100人を13人減らすということで、平成27年度に87人に減員しましたけれど、今増えているということでございますの

で、当時、時代に逆行しているのではないかという苦言を言ったことがございました。この辺については、重々考えていただきたいと思います。

それから、平成16年のときの職員数100人の中で町外在住の職員20名でした。今、93人の町職員で、町長さん、横瀬町の在住の職員が何人で町外から来ている人が何人という数字はお分かりでしょうか。

〔概数は〕と言う人あり〕

○9番 若林想一郎議員 概数を分かっているということですが、私はこれを見てびっくりしました。町内在住の職員が52名、町外から41名、20年前と比べると21人も増えていると。これは、時代の趨勢なのか知りませんが、職員のうち44%が町外の方だと。こちらについては、人口減少が叫ばれている中、そして町税の減少が叫ばれている中、職員にあってはぜひ横瀬町に住んでいただいて、横瀬町に税金を落としていただきたい、こう考えております。多分、町民の皆さんもこういう考えではないかなと思うところがございます。この辺につきましては、ぜひこの数字を公表いただいて、町民の判断を仰ぐのがいいのではないかなと思います。そういうことで、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうから順次お答えしたいと思います。

これ大変重要なテーマだと思いますので、少しお時間いただいて丁寧にご返答していきたいというふうに思います。

まず、今の人員が適正かどうかで言うと、適正だと思っています。むしろ正職員の数は少し不足ぎみだというふうに、今判断しています。それと、皆野と長瀬の比較ですが、当然我々も当事者として比較をしています。特に、とりわけ規模の近い長瀬町が横瀬より少ない人員で回している。県下で言うと、東秩父が当然一番少なく、次長瀬で、横瀬町は正職員だと3番目なのですけれども、長瀬町に赴いて、どこでどういうふうに割振っているか、どういう人員の割り方しているかというところを意見交換、研究をさせていただきました。結論から言うと、業務範囲の差だけで本質的には差がないという結論になりました。あと、ぜひ若林議員にご理解いただきたいのは、正職員の話と、それから再任用職員を含めた数字の話はやや質が違っていると思っています。再任用職員は、人によって1週間、4日の人もいるし3日の人もいるし2日の人もいるし、その総数がすなわち仕事の総量を現しているわけではありませぬので、やはり正職員周りで比べるほうが比較はしやすい、これが1点。

それと、あとは全国平均で考えるという視点でいくと、実はこの秩父地域は非常に真面目に行財政改革を取り組んだ地域で、うちもそうだと思っているのですが、皆野、長瀬共に人員はかなり、特に正職員の人員はぎりぎりで行っている状況だと思っています。とりわけ皆野は少し今、多分、中では足りないという議論が出てきているはず。あと、比較で言うと、小鹿野町は人口比でももう少し多いと思います。これは病院があったりしますので、仕事の範囲が違うからです。ということがまず前提であります。ですので、全国平均レベルで見ても横瀬町は今人員が多いという状況にはないというふうに理解をしています。これが1つ目。

それと、適正人員の考え方は、今日、総務課長の答弁の中で業務需要に応じたという言い方がありまし

た。これ大変重要なのです。何人であるべきかではなくて、必要な仕事があってそれに何人必要かという考え方をすべきだというふうに思っています。私たちの仕事の基本になる地方自治法の中に、第2条14項にこういう記述があります。「地方自治体は、その事務の処理をするに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と書いています。住民の福祉の増進が私たちの本分の仕事、それに努めるべき、そのために最少の経費で最大の効果を出すようにというのが私たちの仕事の根本にあります。では、最少の経費と最大の効果はどちらが先に来るかなのです。これは、もう最大の効果なのです。最大の効果を上げるために最少の経費でやるわけです。ただし、例外があって、最少の経費が先に来るケースがリストラクチャリングのタイミングとか、企業で言うと企業再生とか、民事再生法の途中とか、行政で言うと行財政改革のときはここだったのだと思うのです。当時は、交付税がなくなる、減収、先行きが細くなるということなので、行財政改革で体制を立て直しましょう。だから、このときは相当無理して削っていただいたのだと思います。私は、この町の未来を変えるということで、町長お世話になったので、町長になったときに一番最初にやらなければと思っていたことが無駄を省くをやろうと思って入りました。しかし、これは蓋を開けてみると、行財政改革を大変真面目にやっていただいたので、この役所にはほとんど無駄がなかったと思います。なので、次のことにすぐ着手ができました。これは、割と秩父郡市特徴的なところだと思っていて、最近よその、例えば磐梯町さんと交流させていただいて、経費の話とかすると、やっぱりよく締まっているなというふうに言っていただきます。ということで、まずそこはぜひ私のほうからお伝えしたいところです。

では、実際、仕事は何が増えているのというところなのですが、これ幾つかパターンがあります。1つは、新しい行政課題になったテーマがあるという部分です。例えば環境担当が必要になりました。これは東日本大震災からの話です。とか、あとシステム、今DX化を進めています。あと何年かするとこのDXが人に置き換わるんだけれども、今はその過渡期だから、そこには人員が必要になるということが1つです。仕事の種類そのものが増えているというパターン。あとは、法律が変わって仕事が複雑になるというパターンがあって、例えば個人情報保護法です。個人情報保護法というのは、平成15年に施行されているのだけれども、そこから個人情報にまつわる様々な事務手続が発生している。これも仕事が増えている。それと、一番大きいのは、特に福祉教育分野で、横瀬町に限らず、行政対応がかなり細かくなってきたということです。例えば包括支援センターができて、包括が、今日は認知症のお話がありましたけれども、の対応に当たるとか、包括支援センター、今、年間1,000件の相談を受けています。これは、やっぱりそれなりの人員が必要、細かい個別ケースに当たるために、包括支援センターもそうだし要対協もそうです。人員が必要です。それから、学校教育に絡む分野でいくと、放課後子ども教室はそのあとできました。放課後子ども教室は、主に会計年度任用職員の皆さんに頑張っていたらいい。それから、学童保育もそうです。それから、保育所の現場でも会計年度の皆さんにはたくさん頑張っていたらいい。それから、あと、記憶に新しいところだとワクチン接種です。ワクチン接種も当然増員をしないとできなくて、やらせていただきました。

ということで、本当に私も本心でいけば、議員と一緒に、人口が減っているのだから減らさなければいけないという思いはあるのですけれども、求められる行政需要、仕事の需要があるから、今の人員で何とかやっているというのが現状で、これはぜひご理解いただきたいと思います。

であるとすると、この先、もし人員を削る局面があると、それは横瀬町がリストラ局面に入ったときです。第2の行財政改革をやらないとこの町はもたないということになったら、人は減らさなければを考えなければいけません。ただ、その場合には、当然諦めるサービスが出てくるということです。この部分をもうやらないと、決めるということをやっつけていかないと、この町の人員はなかなか削れません。なので、唯一あると、今時点で隠れた無駄があるかもしれないです。ぱっと見はないのですけれども、サボっている職員は私が見る限りは一人もいないと思っているのですけれども、隠れた無駄をあぶり出す、あるいはもっと合理化できる仕事があるかもしれないというところは、しっかり見ていかなければいけませんで、それは今の計画策定の今のタイミング、定員適正計画をつくるこの下期でしっかり対応していきたいなというふうに思っています。

最後に、町外在住者の比率なのですが、当然、昔から比べるとそういうことなのですが、横瀬町の町内在住者の比率はかなり高いです。これこそどうでしょう。全国で比べて、あんまりほかと交通が隔絶されているようなところは、もうちょっと高いところはもちろんあるのでしょうけれども、むしろその半分以上、地元のこの小さい町で職員がいてくれるということに関しては、私は総体的には少なくないというふうに、この時代ですよ、この時代、総体的には少なくないというふうに思っています。

それと、当然、一義的には、職員がこの町には住んでほしいと思っています。もちろん結婚しそうな人や家を作るタイミングの人には、まず町どうだいという話もちろんします。しかし、最後はこれ個人の自由の範囲ですし、職員が自分が一番働きやすいところに住んでもらうで、これは私はやむを得ないというふうに思っています。

以上です。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 ただいま町長から丁寧な答弁をいただきまして、ありがとうございます。

小鹿野町も調べました。ただ、形態が違うので発表しませんでした。小鹿野町は全部で277人います。これはおがのこども園、あるいは町立病院があつたり、いろいろ特殊事情あるので、例えば山岳クライミング推進室なんていうのがあるのだね、小鹿野町ですね。それはそれにしても、町民の希望として、例えば役場という、町の中では企業として捉えるといい職場なので、ぜひ町に就職したいというような方が多いと思うのです。

そういう中で、前、町長にお聞きしました。採用のときに、何で横瀬町の人を取らないのだという話をしたら、町長からは「人物本位で採っています」と、こう言われました。人物本位で採るといのは果たしてどうなのかなと思いましたが、横瀬で教育に一生懸命熱を入れていながら、役場に奉職できない。ほかの地域の人の方が勝ってしまうというようなことが起こらないように、教育長さん、ぜひ教育のほうも力を入れて、横瀬町の職員になれるような教育もしていただきたいなと、これは希望ですが、町長、最後の人物本位については今も変わりませんか、教えてください。

○向井芳文副議長 ただいまの再々質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 横瀬町の採用について、私はやっぱり一番大事なのはまず公平であることです。公平にやっていきたい、やってきていると言えらると思ひますし、公平であると。まず最初に、どうしてもその試験はさせていただくので、試験のところでは足切り水準はあります。そこからなのですが、これはもう人物本位でしかありません。ただ、議員、人物本位という中には、例えばその人が横瀬の人であるならば、横瀬の消防団には入ってくれるであろうとか、PTAには参加してくれるであろうとか、当然、そういうところまでをひっくるめた上での人物本位です。なので、人物本位という総合評価なのですけども、その中には、横瀬町の人間であるというのはそれなりのアドバンテージはあるのだらうなというふうには思ひます。ただ、だから採用するということには多分ならなくて、あくまでもトータルの人物本位で、一番この町のために頑張ってくれて、そして大事なのは、その本人がやりがいを持って横瀬町役場で働いてくれることというのを重視して採用しています。

○向井芳文副議長 教育長。

〔設楽政夫教育長登壇〕

○設楽政夫教育長 それでは、再々質問に対して答弁させていただきます。

私ども、学力もそうですけれども、横瀬町を愛するという気持ちをぜひ育てていきたいというふうには思っています。私も横瀬が大好きですけれども、私は町外在住ですので、ご理解をいただければというふうには思ひます。

以上答弁とさせていただきます。

○向井芳文副議長 以上で9番、若林想一郎議員の一般質問を終了いたします。

○向井芳文副議長 次に、10番、関根修議員の一般質問を許可いたします。

10番、関根修議員。

〔10番 関根 修議員登壇〕

○10番 関根 修議員 10番、関根でございます。議長の指名がありましたので、通告に従い一般質問をいたします。

横瀬町において安心安全なまちづくりにおいて、医療インフラの充実は必要不可欠です。横瀬町の現状は将来的に見て、私としては悲観的な予測であると思ひています。このような現状を踏まえて、地域医療についての次の質問をいたします。

黒澤議員の質問とダブリがありますが、(1)の秩父地域医療の現状はどのようになっていますかというものは、大体おおむね黒澤議員の質問のときに言っていたかと思ひますが、これについてはいいかなと思ひております。

(2)の市立病院に特化しているわけなのですが、町は当然市立病院が必要なわけですが、利用もしているし、秩父地域の中核病院ということで、やっぱり充実してもらわなければいけないということで、当町からの発信ということがすごく大事だと思ひております。(2)の横瀬町は秩父市立病院の広域化についてどのように考えますか。また、今後、地域医療に関し秩父市とどのように協力関係を展開する考え

ですか、これを町長にお聞きいたします。

次に、働き方改革について質問いたします。一般論として、横瀬町役場内の働き方改革は現状どのように行われているかということなのですけれども、具体的な事例として、私は行財政改革の折に、平成16年当時ですけれども、横瀬町の当時の先輩議員が残業時間とか残業金額だとかそういうことに関わり固執していたので、今回具体的な事例として、横瀬町の残業時間及び残業賃金の5年間の推移についてお伺いしますと、資料はいただいておりますが、再度お伺いいたします。

(2)として、残業について、当然管理職が許可をするわけでしょうけれども、どのような場合が想定されていますか。また、どのような手続行われますかということをお聞きいたします。

最後に、防災対策について質問ですが、近年、地球温暖化の影響で異常気象による豪雨や強風が頻発し、日本ではありませんが、一方で異常乾燥により、ハワイだとかカナダだとかで大規模な干ばつや森林火災が起きていることが報道されていますと、当横瀬町においては、今まで大災害に見舞われたことはありませんが、今後起きないという保証は全くありません。もし起きたとしても、その災害を最小限にとどめるような方策を事前しておくことが大事であると考えます。中小河川の河川敷やのり面や斜面の立木の管理等、事前に計画的に行うことが必要であると考えます。新田橋の崩落もそうですけれども、予期しないことが起きる可能性があるということです。

そこで、次の質問いたします。横瀬町は、河川敷や斜面の立木等の管理について、どのように行っているか。また、今後どのように考えているのかをお聞きいたします。

壇上での質問は終わります。

○向井芳文副議長 質問1、地域医療についてに対する答弁を求めます。

健康子育て課長。

〔守屋則子健康子育て課長登壇〕

○守屋則子健康子育て課長 それでは、質問事項1について答弁させていただきます。

先ほど関根議員のほうから、要旨明細1については、先ほどの黒澤議員の質問での答弁と重複する部分があるのでということでございましたが、ちょっと一通り。重複する部分ございますけれども、答弁させていただきます。

秩父地域の医療の現状につきましては、医師、看護師や医療スタッフ等恒常的に不足している状況であります。また、令和6年の4月からは、医師の働き方改革により派遣医師の確保や二次救急医療体制の維持でさらに厳しくなり、医師などの人材や医療体制の確保が喫緊の問題であると認識しております。そのため現在は、秩父地域関係機関とちちぶ救急医療対策会議におきまして、医師等の人材確保を含め救急医療を維持していくため、協議を進めているところでございます。

次に、要旨明細2についてでございますが、公立病院である秩父市立病院は、秩父地域の医療の中核的な役割を持つ病院であり、大学病院や秩父地域の医療機関と連携して地域の救急医療を支えていただいております。横瀬町には公立病院はなく、町民の方が秩父市立病院を利用しております。市立病院の利用者のうち約9%を占めており、町民の皆様にとりまして大切な病院であると認識しております。

また、ちちぶ定住自立圏構想に基づく秩父医療協議会におきましても、医師、看護師等の人材育成と確保や救急医療体制の維持のため、秩父地域1市4町が連携して財政的支援を継続的に行っているところで

ございます。広域化につきましては秩父地域の関係機関を含めた連携が必要であると考えております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 私のほうからも地域医療についてで（２）のところですが、横瀬町は、秩父市立病院の広域化についてどう考えるか、町長としてというところなのですが、秩父市立病院は、一義的には秩父市さんではあるのですが、広域にとっても、ましてや横瀬町にとっては非常に重要な医療機関というふう認識しておりますので、自分事としてもちろん考えてまいりたいというふうに思っています。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 大切に必要でということは、思いがありますというのは、当然そうだと思うのです。先ほども黒澤議員がおっしゃったのですけれども、我々一議員が幾らこう提言しても、そんなに公的な場所でそれが反映するということはまずないのです。だから、一般質問とかあるいは個人的に情報を共有して、今後どうなのですかということなのだけれども、やっぱりこういう場所で町長が具体的に、どういうふうに秩父市に働きかけて、どういうふうなビジョンを持って、相手方がいるわけですよね。市長さんがいたり、同じ広域で言えば、首長さんたちがいて広域行政をやっているわけです。ですから、そういうことを具体的にどうなのかということが私は聞きたいのです。

そんなの、中核病院で必要で、大切な病院ですというのは当たり前のことだと思うのです。これ私見なのですが、医療環境、秩父を取り巻く医療環境というのはもう大変厳しい状況なのだと、人口減少、に伴って、例えば個人的に私の息子も医者ですけれども、ここで開業したいと考えたとして、全く関係ないとなれば、ではここで開業するだろうかという話なのです。というのは、やはり本人が、医は仁術で高邁な思想で、もうとにかく尽くすのだというのならいいのですけれども、やっぱり家族を養ったり、いろんな条件がある、経済性ですよね。そういうことを考えると、横瀬町にいわれがある人でさえちゅうちよする可能性があります。だから、そういう現状で、実は新規の開業、横瀬町、秩父もそうだと思うのです。新規の開業というのはほとんど考えられない、困難。それと、既存の医院の後継者確保、僕も現実知っていますけれども、何人もお医者さんにしているけれども、3人お医者さんにしている人がいるとせいぜい1人しか戻ってきませんよね。もっと戻ってきてもいいのではないか、知っています、医者になった人材を、でも戻ってきません。横瀬町のうちの近隣だけでも、三、四人は医者になっています。でも、1人も帰ってこない。近隣で、花園のほうで開業している方もいらっしゃいますし、そういう新規の医療インフラができないという状況が実はあります。

これ医者だけではないのです。看護師さんもそうです。秩父の看護学校で秩父にとどまる率というのは年々減っているわけです。ですから、これ本当に、医療関係従事者を確保するということは、困難。だから、要するに医療の環境づくりにとってはマイナス要因ばかりなのです。もうこれすごく悲観的なのです。

ただ、そうばかりは言っていない。だから、要するに、これ行政あるいは政治の力、政治力の発信というのはすごく重要なことだと思っております。多分、黒澤議員もそういうことなので、何回も医療のこ

とについては質問しているのだと思います。

ここで一番問題なのが、秩父病院が水曜日の救急医療をやめる、なぜやめるのですかというところに到達しないのです。こんなの前からやめそうだというのは分かっていたのです。やめるって申請出してからあたふたして、何とかしなくてはというのだけれども、やめる原因があるのです。そういうのをどういうふうに認識しているかということもあります。簡単に言えば、私立の病院ですから、経営的にやっていかなければ、不採算部門は撤退せざるを得ません。だから、撤退するしか手だてはないのです。もう当然、医師の確保も大変です。つまり、秩父地域の現状をもっと具体的に捉えないと駄目だと私は思っています。

何なのだろうかと、簡単なのです。お医者さんは、我々からとったら高額所得者ですけども、県南との格差が、秩父との報酬の格差が結構あるのです。そうすると、ある僕の知り合いに聞いた話ですけども、過疎地で医者と呼ぶのに、例えば今の市立病院に呼ぼうとしたときに、今の市立病院の給与で呼べますかという話なのです。これちょっと嫌な感じですけども、お金の問題がかなりあります。看護師さんの確保、あるいは医療技師の確保というのも、やはりその業界の比べるところがどこなのかということちゃんと経営者側というのですか、私的なところはあれですけども、我々の行政側もちゃんと認識して取り組まないと駄目なのかなって思います。

私は、以前から、前の一般質問のときも、秩父市立病院に補助金というか、援助したらどうだと。秩父市は2億円から3億円の間、2億7,000万円ぐらいだったか、当時僕の調べた範囲では、今はどうだか分かりませんが、そこに大沢監査がいますけれども、その秩父病院に競輪の上りのものを補填してたという話ですけども、2億7,000万円で行くと、利用率からいけば横瀬は4,000万円ぐらいの一般会計からの拠出というのもありかなと以前にも言ったと思うのです。この4,000万円が何を意味するかというと、それだけあれば、この人件費の問題、あるいは医師の確保の問題というのも多少は役に立つのかなと思います。

質問は、町長に具体的にということなのですが、ここで1つだけ、埼玉県全体の状況というのは、埼玉の中で秩父地域、県北でも秩父地域は特に特殊です。だから、その特殊性を鑑みて、どういうふうにこれからチャレンジしていくのか、対処していくのかというのが問われると思うのです。埼玉県の医療状況というのは埼玉県も医師不足です。病床不足なのです。人口10万人当たりの医師数は全国最下位なのです。病床数も2025年の人口を基にした必要数というのは1,700から1,800床不足だそうです。これは都会がそうなのか、あるいは県北部がそうなのかということは、不足なのです。1,500ってそんなに多くないな、これだけなんかって言われるとあれだけれども、でも病床不足だそうです。

県は、公募を募って病床を増やそうと思って施策を取ったそうですけれども、それでも解消できないということなのだそうです。それで、実は、解消できない状況だと。このような状況を解消の一つの手段として、町長にも以前個人的に情報提供しましたけれども、大学病院の誘致して、地域医療の体制整備と、県内全体に医師派遣を実現するためのプロジェクトを立ち上げたということなのです。

これ先日、埼玉新聞、これ何回も新聞に出ているのですけれども、順天堂大学の新病院の記事がありました。浦和の美園に、サッカー場の近辺、隣だとかいう話もありますけれども、そこに順天堂大学医学部附属埼玉国際医療センターということです。これは、令和12年3月に80床で開院予定という報道がありました。ここは、順天堂大学の医学部の大学病院とか看護学校だとかそういうのも、医療技術のセンターだ

とかそういうのも全部併設する一大プロジェクトです。医師が300名、看護師は当初900だったけれども、800になっていますけれども、コメディカルというのですか、要するに医療関係、これが大体360名ぐらいで、1,700人か1,800人の従業員、学生も来るし、一大プロジェクトとして基本計画が今年の多分2月に変更して発表したということなのです。

埼玉県が、ここに戻ると医師の派遣というのが条件なのです。協議して、積極的に県内医療機関への医師の派遣を行いますというのは目的にもあるのです。医師の養成から、各地医師の派遣、でもその整備に、医師の派遣といっても、人数に限りがあるわけです。実は、令和5年2月の県の定例会で、小島議員という自民党の県議団の団長がいますけれども、その人の代表質問で、医師派遣について県北などの地域で中心的な役割を担う公立・公的病院のうち、医師派遣を希望する県北の5つの病院と大学との間で、県が仲介役となり協議を行ってきたと。令和5年2月1日に、済生会加須病院というのに外科医の専門医、整形外科医の専門医の派遣を開始しましたと、まず1人なのです。実は、僕の情報だと4人派遣するということなのです。4名、これ間違いがあるかもしれないですけども、実は、知事のそういう答弁があったのです。派遣はどうなのだという事。

その後、新聞報道で深谷の赤十字、県立循環器・呼吸器病センター、秩父市立病院、小川赤十字病院と協議中との報道は、これは一番直近の報道です。あったのです。僕は、実は先ほど前段で言った給与の問題、医師の給与の問題が障壁になるのではないかなって思っています。息子は、そういう病院に属していた関係で、派遣されるときに、やはり中央から外に行くわけです。そうすると、かなり、大学病院で研究したいとか出世したいという人にとったら、外に出されるというのはすごく、若い子は特にプレッシャーになるのです。そのときに、では何でやるかという、ここに行くのと給与が上がるよというような形を取っているみたいなのです。ですから、何か新聞で読んだりいろいろ調べると、北海道の無医村で採用するときは、高額なお金を出すけれども、それでも来ないということですから、実は、この4つを比べると、あと1つ余ってしまうのです。もし4だとしたら、1つ決まってあと3ですから、ここで4つの……僕はこれ、今挙げた中では循環器センターなんかは、ここでやりたいという人はいっぱいいるのだから、別に対象にしなくてもいいのではないのって思いますよね。本当の過疎で困っているところはどこなのだという県が判断したら、秩父に決まっているのです。過疎地にというのは秩父にということだと僕は思います。だけれども、そうにはならないというところがあります。

個人的に違う情報があるので、これは個人情報なので言えないのですけれども、それを踏まえると、秩父の医師の報酬が他地域よりも低いという現状があって、これが派遣の障壁になるのではないかなと思っています。ですから、これは秩父だけではなくて、横瀬も、広域化して受皿としてここで制度づくりをもっと、定住自立圏だとか広域の補填だけではなくて、もうちょっと基本的な部分で医療維持の基金なり、そういう制度設計を真剣に考えないと、結局、どんどん、どんどんじり貧になってしまうのではないかなと思います。

ですから、それは行政だとかあるいは政治、議員の声だとか、議員の声というのは皆さんの代弁者ですから、そういうことで後押ししないと、順天堂の話聞いたときに初めはよく分からなかったのですけれども、やはりいろんな遠因があると思います。実は、都市部でも順天堂自体が300人も医師を集めるということになると、あるいは看護師さんを集めることになると、浦和地域の人たちもすごくパニックなので

すね、競争になるから。だから、そういう意味で医療協議会ができて、県との審議会ができています。それで話し合いながらやると。だから、受皿として、こっちはどうしても要望したいのだったら、もう真剣にそれを考えなくてはいけないのではないかなと思います。

それで、これ別にお世辞言うわけではないのですけれども、近隣見回して富田町長が引っ張っていくしかないのではないかなと私は思っています。そういう気持ちで今日は一般質問しています。ですから、どういうふうに今後考えるか、あるいは具体的にどういうふうに秩父に働きかけるか、そしてどういう決意でやるか、それをお聞きしたい。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 貴重なお話ありがとうございます。勉強になりました。

議員が多分思われている危機感と進めなければいけないことと、今、自分がここまで危機感を感じてやってきたことは、私は基本的にはリンクしているなというふうに思いました。では、具体的にということで行くと、まさに黒澤議員の質問のときに答えた、その中長期のというやつです。私は、8月2日の定住の推進委員会でその話をさせていただいて、さっき言ったその短期の止血をするための急いでみんなできり上げなければいけないという部分と、中長期の絵を描くという部分、中長期の絵を描くをもう今から、来期が元年になると思うのですけれども、もう急いでやる必要があるというふうに思っています。

秩父地域の医療資源が足りないという前提だとすると、もう2つしかなくて、1つは今おっしゃっていただいた外から来ていただくという形をつくるということです。順天堂大のこれはチャンスなので、ここにぐっと入って、そこから持ってこられないかとか、その他、外から持ってくるすべを考えるというのが1つ。

それから、もう一つは、これはこれで可能性があるのですけれども、中の医療資源をうまくシェアするということがあります。特に医師会は、おっしゃるとおり後継者不足とかはあるのですが、現時点では、非常に我々と歩調を合わせてくれる心強い医師会の皆さんがいて、この人たちにやっぱり少しずつ公共的な意味合いを持って、今よりも幅広くシェアをしていただくというのは、考え方としては必要かなと、これ両方必要かなというふうに思っています。

8月2日に発言させていただいたときも、秩父市立病院の建て替えのこのタイミングにという話もさせていただいていますので、当然、中核病院は秩父市立病院なので、そこを含めて、全体でどういうふうにつくるのだという話は、もう待たなしで始めないとというふうに思っています。入り口は、これ私はプロの力が必要かなと思っていまして、今、関根議員に教えていただいた情報、こういう情報だっとなるほどなと思うし、我々やっぱり基本的に行政の人間、医療知識が深くないです。それに絵を描くのはなかなか難しく、なので私はこれそのときにも言ったのですけれども、まず医療に詳しい人に客観的に見てもらって、秩父の医療の現状の診断と将来の最適なプロポーショナルづくりをぜひ1回絵を描いてもらうのが必要ではないかなというふうに発言をさせていただきました。やっぱり医療の専門家に見てもらって考えていくというのは、ベースでは、入り口としてはお金をかけてもそこは必要かなというふうに思います。

それと、その後にお金の問題があります。秩父の定住自立圏もそうは言ってもここまで医療資源が不足

する中で、頑張ってきた部分もあります。例えば秩父に戻ってきてくれる若いお医者さんを育てるために、後期研修医の研修プログラムをちちぶ定住自立圏でつくったのです。やりだしたのですが、それも今多分見直し、一巡して今どうだという検証が必要だろうと思います。

そういう試行錯誤をしながら今があって、やっていることはゼロではないのですが、おっしゃるとおりで根本解決には至っていませんし、本当の意味でのみんなの具体的な何をどうするの共有ができていないと思っていますので、それを今一生懸命組み上げていくタイミングになったかなというふうに思っていて、先ほどお話しいただきましたが、その中で自分はしっかり役割は果たしていきたいなというふうに思っています。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 医療についてはあるあるのですけれども、今度は個人的にお話ししますので、あれですけれども、いずれにしても争っている場合ではないのですよ。秩父市で政争の具にされても困るし、市立病院は誰が考えても建て替えが必要です、いろんな整備からいって。それをある人が後輩にツケを残すなんて言うのだけれども、医療のことというのはこれ永続的に必要なことですから、ツケではないのです。世代間負担でちゃんと今言ったかけるべきときはかけて、それをみんなで負担し合うということなのだと思うのです。ですから、その辺をあえて言いますけれども、選挙目的でいいの悪いのということではないのだと思うので、絶対必要なものだと思いますので、これは自分の意見というか要望なので、町長もそういう気持ちでやっていただきたいと思いますので、医療の件についてはこれでオーケーです。

○向井芳文副議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、働き方改革についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

○小泉照雄総務課長 質問事項2について答弁いたします。

(1)の残業時間と残業賃金の5年間の推移につきまして、年度ごとの総時間数、総支給額を申し上げます。

平成30年度、3,450時間、742万526円。令和元年度、4,688時間、1,016万269円。令和2年度、3,312時間、702万673円。令和3年度、4,460時間、985万7,513円。令和4年度、5,725時間、1,241万6,256円の状況です。

令和2年度は、国内でのコロナウイルスの感染拡大により、町の行事、イベント等の中止や分散執務など、町の業務に大きな影響があり残業数が減少しました。令和3年度は、コロナワクチン接種などコロナ対応により残業が増え、令和4年度は、コロナ対応を進めながら通常業務を軌道に乗せるため残業が増えたものと思われます。

続いて、(2)についてですが、残業は、業務量の増加により勤務時間内に処理が終わらないことにより発生をいたします。その要因として、新規事業や事務の複雑化等による業務量の増加等が考えられます。コロナウイルス発生以降は、通常の業務に加えてコロナワクチン接種や緊急経済対策事業などのコロナ対応に係る業務の増加により、残業が増えている状況です。業務の増加、複雑化等により、どうしても時間外勤務をしなければならないことがあるものと理解しております。

続いて、残業の際の手続についてですが、事前に所属長に残業開始と終了の時間の申請を行い、所属長の勤務命令を受けた後に業務を行います。基本的に、午後9時までの勤務命令としておりますが、業務の進捗状況により、午後9時以降も残業した場合、または業務が早く終わり残業時間が短くなった場合は、翌日に時間変更の承認をもらう手続となっております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 平成30年から令和4年度におおむね40%ぐらい時間も金額も増えていますが、コロナの関係だとかいろいろ業務でということは分かります。当然、管理職の方が、統括している方が命令してやるというのはもう分かっていますけれども、一応あえて聞きました。

この部下との関係、適正に行われていることでも、やはり部署によってはかなりハードなところも出てくると思うのです。特に若い子だと思うのですけれども、何となく請求できなくて、いわゆるサービス残業みたいなことに精神的になってしまう可能性もあるので、僕がこれを質問したのは、そういうことがないように適正に管理して、次の日に申請できますよということですから、その制度を十分熟知させて、労働条件を整えてあげて適用してもらいたいということです。そういう可能性もあるのではないかなと、これ役場に限らずあると思うのですよね、金銭面。だから、やったことについては必ず報酬を払うということ徹底してもらいたいと思います。だから、残業が多い少ないというのは、その場そのときによって変動があると思うので、それはやむを得ないことだから、さっきも無駄な、どこが無駄なのかということなのだけでも、それが無駄だと思えば抑制すればいいわけですから、これは要望です。

以上です。

○向井芳文副議長 答弁はよろしいですか。

○10番 関根 修議員 やってもらえると思うからいいです。

○向井芳文副議長 よろしいですか。では、次の質問行ってしまうで大丈夫ですか。

ありがとうございます。それでは、再々質問ないようですので、次の質問3、防災対策についてに対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 質問事項3について答弁させていただきます。

河川敷や斜面の立木等の管理についてですが、現在、町内を流れる1級河川及び砂防を管理している埼玉県では、国が定めている河川区域内における樹木の伐採・植樹基準により、樹木の有する治水機能及び環境機能に配慮しつつ、支障の大きいものから順次伐採することを基本として、常に安全な維持管理をしていただいておりますが、さらにお問い合わせをしてみたいと思います。また、町の水路等についても同様な維持管理をしてみたいです。

一方、私有地の樹木は、土地所有者の管理が原則となっております。今後も適切な維持管理をしていただけるよう周知してまいります。

なお、町においても町内の危険木の状況を把握し、区や住民の皆様からの情報や要望を聞きながら、今

後どのような対策ができるか検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 適切な答弁ありがとうございました。

実は、台風で、何年だったかな、以前6区地内、九番のところなのですけれども、旧河川敷が大崩落して、下に8軒ほど家があった。下は宇根地区になります。そのときに大変苦勞しました。古い人の話、そこに長老がいるのですけれども、聞くと、あそこは曲がっていたのを真つすぐ木の間沢をしたものですから、当時の経過で、当時の課長さんか何か「このままでいいんかい」という話はしたというのです。水が常に出ていた。だから、雨が降ると出て行って、危険だかどうかというのは、まさかそんな崩れるとは思わないというのが災害の特徴です。

実際、台風の後、大崩落して、下に8軒家がありました。これ何とかならないかって町にも交渉したりしたけれども、これは関根議員、公費がほとんど出せないのだよと言うのです。多分、富田町長も掛け合ってそういう答弁もらったと思うのですよね、町関係で。実は、結構粘って何とか公費幾らでもいいのだと、ただというわけにいかないだろうって粘ったのです。そうしたら当時の副町長が、要は基準があると言うのです。その頃11軒とか十何軒ぐらいあると公的資金を出しても、近隣が納得する数ならいいのだと言うのです。8と11では大して変わらないではないですかと言ったけれども、要は最終的には、ほかでうちもしてくれうちもしてくれという、駄目ですという、だから線引きがあるのだよって言われたのです。

それでも、農林関係はどうですかいろいろどうですかって言って、当時、岩崎県議に最終的にはお願いしたら、岩崎県議は農林振興センターへ行って、苦勞して、見つかったよって、砂防指定だった、砂防指定の解除がなかったのです。そのまま残っていたのです。それで、県土整備にそれを通知したら県土整備にはその資料がない。それで、当時の所長がこっちにあるのではということで、だからあれ県費、公的負担になって、あれ多分億かかっていますよね。ああいう工事ができたのです。

何を言いたいかという、地元の人はこちらは危ないのではないのって言っていたのは、本当になってしまったということなのです。ですから、さっき課長は、いろいろ近隣の人に聞いて、私有地であっても、そういう把握をしながら情報収集したいということなので、ぜひそれを進めていただきたいと思います。それで、ある意味ではマニュアルをつくって、この際、区長さんたちに協力してもらって、そういうマニュアルをつくって、最初に言った最小限に済ませるような努力を前もってするというのが大事だと思います。ですから、立木のことを言ったのは、6区地内、木の間沢沿いにすごい高い木があるのです。倒木すると被害に遭うような家があるわけです。それを見るたびに、何とかありませんかということなのですけれども、そういう民民の問題についても、所有者がいるわけですから、民民の問題についても町が間に入って、うまく公的な負担を多くして解決してもらいたいというのが今回の質問の真意です。回答でほとんど100点の回答だったので、いいかなと思ったのだけれども、一応具体的な例を言いました。町長に最後ですから、その辺をどのように対処していただけるか。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 この防災のところで大事なところだと思うのです。とりわけここに来て、土砂災害の頻度は高くなる傾向にありますし、今までとそのリスクの在り方って多分変わってきているというところがありますので、より細かく見ないといけないというふうに思っています。建設課の課長から答弁させていただきましたけれども、地域住民の皆さんとの連絡を密にして、町としての安全管理対策は万全を期していきたいなというふうに思います。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 抜けてしまったのですけれども、さっき言った住宅地の近辺ののり面だとか斜面だとか、もちろんあるのですけれども、学校の下とか、管理されていない林があります。やっぱり全然手入れしていないと風で枝が折れたり飛んだりとかということが結構あるのです。だから、それが軽微な災害にも、何か損害補償みたいな感じになってしまうので、そういう軽微なことからそれが広がらないような方策を取って、竹林のあったですね。竹林を手入れすると補助金が出たりというのがあるから、そういう部分の制度も町独自で計画的に、一遍にはできないでしょうから、つくったらどうかという提言なので、それを考えていただけたらと思います。これは要望です。

以上です。

○向井芳文副議長 答弁はよろしいですか。

〔「いいです」と言う人あり〕

○向井芳文副議長 以上10番、関根修議員の一般質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時52分

○向井芳文副議長 再開いたします。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を継続させていただきます。

○向井芳文副議長 それでは、次に、1番、森沢望美議員の一般質問を許可いたします。

1番、森沢望美議員。

〔1番 森沢望美議員登壇〕

○1番 森沢望美議員 1番、森沢望美です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。今回は2点質問させていただきます。それでは、質問に移らせていただきます。

1つ目の質問は、福島県磐梯町との広域・共創ネットワーク構築についてです。磐梯町におきましては、

2020年にデジタル変革戦略室の設置、2021年には磐梯町デジタル変革戦略第2版が公開されております。全国の自治体の中でもかなり進んでいる磐梯町とこちらの協定が締結されたことはとても喜ばしいことですが、2022年9月より協定を締結してちょうど1年となるこのタイミングで、現在、そして今後についてお尋ねさせていただきたいと思っております。

本日、開会時のあいさつで町長にもお話をいただきましたけれども、要旨明細、(1)といたしまして、連携・協力して取り組む主な事項についての現在の進捗状況をお尋ねいたします。

要旨明細(2)といたしまして、今後の経過や結果の取りまとめの報告の方法をどのように行っていくのか、お聞かせいただければと思います。

参考といたしまして、磐梯町ではデジタル変革戦略第2版の中で、第1期戦略の振り返り、各項目での進捗度について評価があります。

次に、2つ目の質問をさせていただきます。みんなでつくるまちづくり出前講座についてでございます。町民が行政について学べる機会というのはなかなか得難いものでございます。防犯防災、健康、福祉サービス、財政、よこらぼなど35種類もの多岐にわたるメニューがあるのも各担当課様のお力あってのことだと思います。

何のことを町民の皆様が学びたいのかを知ることは、町への課題や問題への解決への大きな糸口となるのではと思います、質問させていただきます。

要旨明細(1)といたしまして、出前講座を始めてから現在までの1年単位での開催数は幾つだったのでしょうか。また、要望の多かったメニューは何だったのでしょうか、教えていただきたいです。

要旨明細(2)といたしまして、町民への周知や場所の確保等改善すべき点はあるのか、お聞きしたいです。

こちらは、私がホームページを見まして、申込みの場合の人数や場所の確保等、ちょっと手続の過程が少し難しいのではないかとしまして、質問とさせていただきます。

壇上での質問は以上となります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

○向井芳文副議長 質問1、福島県磐梯町との広域・共創ネットワーク構築についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項1について答弁をさせていただきます。

福島県磐梯町とは、それぞれの得意領域を生かした取組を実践する自治体同士がノウハウ・人材をシェアすることによって、より施策の企画・立案、実施体制等に課題を有する小規模自治体の課題解決を目指し、広域・共創ネットワーク構築に関し、令和4年9月6日に協定を締結いたしました。この協定の中で連携・協力して取り組む主な事項として、テレワークも活用した官と官の人材交流と自治体・企業の協創を生み出すエコシステムに取り組んでいくこととしております。

取り組むに当たっては、まずは両町の職員をはじめとして、関わる方々が緩やかなコミュニケーションを取れる関係性を築いていくことが大切であること、一方で、磐梯町と横瀬町とは300キロ以上の距離感があり、なかなか直接お会いしてコミュニケーションを取ることができないことなどから、連携・協力事

項の一番初めに、テレワークも活用した官と官の人材交流を位置づけております。

このテレワークも活用した官と官の人材交流の取組は、まず磐梯町の得意領域であるDXでは、横瀬町の情報政策担当等の職員が磐梯町に実際に赴き、DXの取組を肌で感じたり、磐梯町のDX定例会に、オンラインで横瀬町の職員が参加させていただいたり、具体的な部分では、情報セキュリティーに係るルール化に関する情報を可能な範囲で提供させていただいたりしております。

また、横瀬町の得意領域である官民連携では、よこらば審査会へ磐梯町の職員がオンラインで参加をさせていただいたり、よこらば・ばんだい宝ラボの取組に関し、オンラインで情報交換をしたりしております。

さらに、直近の交流といたしましては、先ほど町長の挨拶にもありましたとおり、磐梯町では「旅する公務員」実証事業という事業を展開しており、これは磐梯町と交流のある自治体に滞在し、テレワークを行い、遠隔勤務環境の検証を行うとともに、自治体間交流を推進し、相互の事例を共有することにより地域課題の解決を図ることを目的とした事業とのことでございます。

この事業で、磐梯町の各分野の職員9名が横瀬町に訪れる予定となっております。既に7月24日月曜日から28日の金曜日まで1週間、1人目を受け入れ、今週2人目の方も横瀬町に来ていただいているところでございます。この後、順次、残りの7名についても受け入れをしていくこととなっております。

次に、連携・協力して取り組む主な事項の2つ目として、自治体・企業の共創を生み出すエコシステムでございますが、連携・協力してシステムをつくっていくには、まず両町の職員間の関係性を築いていくことが重要であると思っております。現在取り組んでいる1つ目の人材交流を継続して、状況を見ながら次のステップとして、自治体・企業の共創を生み出すエコシステムに取り組んでいきたいというふうに考えております。

このように昨年9月の協定締結以来、まずは人材交流から取り組んでおり、その一つ一つをその都度報告することはなかなか難しいですので、ある一定の区切りをつけてまとめさせていただきながら、議会の皆様や、あるいは町民の皆様へ報告をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

1番、森沢望美議員。

○1番 森沢望美議員 ご答弁ありがとうございます。丁寧に教えていただきまして、ありがとうございます。

やはり今は官と官の交流とのことですので、どうしても町民に見えづらい部分というのがあると思います。また今後、町としてDXにどこまで踏み込むか。磐梯町のほうでは、既にもうデジタルから脱出するための段階を考えている、デジタルをうまく利用して、デジタルに頼らないネットワークづくりですか、仕組みづくりをもうつくるような段階へと進んでいるようです。

私が町民の方からいただいたお声といたしまして、ちょっとプライバシーもあるので細かい書類の内容は避けませんが、とある書類を申請しに来たところ、マイナンバーカードを出したのに印鑑が必要だと言われ、一度うちに帰って印鑑をまた取りに行ったなんていう、ちょっとマイナンバーカードまで出しているのにそれでも印鑑がなぜ必要なのですかと聞かれて、ちょっと私も返答に困ったこともあります。

DXというのはやはりデジタルの強みを生かしていかに利用しやすくなるか、それが大本なので、全て

デジタル化にしたいという目的ではないと思います。今は官と官の交流なのですけれども、そこが実際に実働可能な領域に至るまで話を詰めていただきまして、ぜひ参考にさせていただくところは参考にさせていただきまして、これからも連携を取っていただきたいと思います。

町長からもしただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 まず、DXに関しては、デジタルトランスフォーメーションは、これはまず手段の話です。目的化するものではなくて、これによって暮らしが便利になるとか手続が簡単になるとかというものに向かうものという認識を持っています。

磐梯はなかなかよくできていまして、今磐梯のDXを推進しているのは、デジタル戦略推進室というのをつくって推進しているのですが、これ時限組織で彼らをつくっていて、この3月にデジタル戦略推進室はなくなるそうなのです。そこで、またステップアップして次に入っていくということなのですが、私もこの前話を聞いてきたのですが、彼らは彼らなりにやっぱり課題や苦しみを抱えながら走っているというのがよく分かりました。決して、磐梯町もDXが完結したわけでも全くなくて、まだまだ奮闘中、されど我々より少し先には行っているの、引き続き学ばせていただきたいなというふうに見ています。

この町に関してもDXは手段の話ですので、今はちょっと、言ってみれば産みの苦しみのようなところがあります。DXに関わるけれども、まだDXがあって、ここの一手間が要らなくなりましたという状況まではなかなか行っていないのですけれども、しっかり取り組んでまいりたいなというふうに思っています。

○向井芳文副議長 再々質問はございますか。

よろしいですか。

ないようですので、質問1を終了いたします。

次に、質問2、みんなで作るまちづくり出前講座についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 質問事項2について答弁をさせていただきます。

ご質問のみんなで作るまちづくり出前講座でございますが、町政に関する講座等を行うことにより、町民の皆様が町政に関する理解を深めることによって、町民の皆様と町とによる協働のまちづくりを推進することを目的として、平成17年度から始めている事業でございます。現在残っている実績に関するデータでは、平成30年度からのデータとなっておりますが、開催数につきましては、平成30年度が4講座、令和元年度が3講座、令和2年度が実績がなし、令和3年度が1講座、令和4年度が1講座、そして令和5年度がこれまで1講座となっております。これらの開催した講座の中で、多く開催した講座は、「いきいき元気に！健康運動教室」をはじめ、健康・運動関係のメニューが多い傾向となっております。

現在、リストアップされております講座数は、議員もお話をいただいておりますが、35講座ございます。これらの周知は、コロナ前までは広報紙とホームページで周知をしておりましたが、コロナが流行し

てからは、町として積極的に周知をあえてしておらず、ホームページのみの周知となっております。

今後は、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5月8日から5類感染症となったことから、現在のホームページに加えて、広報紙あるいは町ラインとかのSNSにもアップするなど、積極的に周知してまいりたいと考えております。

また、メニューにつきましても既存のメニューをブラッシュアップしていくとともに、埼玉県の出前講座の情報も一緒に提供し、町民の皆様のニーズに応じていきたいと考えております。

さらに、会場につきましても、ルール上、申請された方々が確保することになっておりますが、会場の確保が難しいというようなことでありましたら、Area898であるとか、あるいはアスタバなどのコミュニティスペースなどを活用することも可能でございますので、申請される方々の状況に応じて柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○向井芳文副議長 再質問はございますか。

1番、森沢望美議員。

○1番 森沢望美議員 ご答弁ありがとうございます。

私の感想といたしまして、やはりコロナ後、少なくなっているなと思えました。こうやって行政の方が出向いていただいて、講師をしていただいて、町のことを知れる機会というのは、先ほどの説明でもいたしました。本当に町民にとっては得難いし大事なものになると思えます。ただ、今現状では、まず5人必要であるということ、そして場所の確保、先ほど課長がおっしゃっていただきましたとおり、難しい場合はフリースペース、現在はArea898、アスタバなど使用できるとのことだったのですけれども、まずその5人を集めるということです。この出前講座が今は健康づくりが多いということなので、多分高齢の方ですとか、区や班が中心となって開催をされているのかなと私のほうでちょっと推察したのですが、例えば移住をしてきて、この町のことが知りたいといったときに、やはりちょっとその5人は難しかったりですとか、誰に相談していいのかなということもあります。こういった場合に、例えば町民課のなんでも相談室に掛け合って聞きたいことがあるのけれどもという人が多い場合には、どこか集合をかけられたりですとか、住んでいる地区だけでなく要望がある人を集められるような、そんなもしやり方があればいいななんてちょっと思いましたので、どうお考えかちょっとお聞かせいただければと思います。

○向井芳文副議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 再質問に答弁させていただきます。

議員お話しのように5人が難しいということで、例えば個人で何かお聞きしたいようなことがありましたら、もし役場に来られるようなことでもありましたら、お聞きいただければいいですし、電話とかでもあるかもしれませんので、そういったご案内もしていただけると助かるなというふうに思っております。

それと、希望者を募って講座を開設していくということにつきましても、今のところこういった予定は考えておりませんでしたので、ちょっと研究をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○向井芳文副議長 再々質問ございますか。

1 番、森沢望美議員。

○1 番 森沢望美議員 統括といたしまして出前講座の件につきまして、町長からいただければと思います。お願いいたします。

○向井芳文副議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 森沢議員の質問にお答えします。

出前講座はやっぱりちょっとコロナで動きが止まったところがありました。一方、町が把握していないで、結果的に出前講座になっているということもあったり、これ出前講座に限らず、どうやって町の皆さんに町がやっていることを伝えるかというのを総合的に考えるというのが大事なかなというふうに思っています。

例えば若い世代であれば、オンラインでできることがもっと増えるでしょうし、あるいはその動画を作って見ていただくというのもあるかもしれませんし、様々な手法で、町の人、とりわけ移住して間もない方とかに町のことがより分かっていただけるようなことをしっかり考えて進めてまいりたいなというふうに思います。

○向井芳文副議長 以上で1 番、森沢望美議員の一般質問を終了いたします。

ここで少し休憩を入れます。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時12分

〔副議長、議長と交代〕

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

○新井鼓次郎議長 次に、2 番、関貴志議員の一般質問を許可いたします。

2 番、関貴志議員。

〔2 番 関 貴志議員登壇〕

○2 番 関 貴志議員 2 番、関貴志と申します。皆さん、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

私からのご質問については、横瀬町にありますウォーターパーク・シラヤマの遊具と公園についてのご質問となっております。ウォーターパーク・シラヤマですが、横瀬川に隣接されている公園で、横瀬町内の子供たちもふだんから利用しております。休日となりますと町内だけではなく町外の子供たちも利用しているととてもすてきな公園かと思えます。ただ、公園内の遊具を見ますと、角度がかなり急な滑り台、それと赤いロープを張ったザイルクライミング、こういったものは少し危険を感じる部分もありまして、

本当に子供たちが安全に遊んでいるかというところが疑問に残ります。

そして、ふだんは穏やかな横瀬川ではありますが、ゲリラ豪雨、台風などの近年増加傾向にあります大雨が降った後、こちらがやはり横瀬川かなり増水が起こります。その中で安全に遊んでいるかというところがとても心配な点となっております。そして、子育て世代からこのウォーターパーク・シラヤマも含め未就学の方、小さい子供たちなのですけれども、遊べる遊具が横瀬町にはちょっと少ないというふうな意見がございます。

そこでなのですが、私からのご質問3つありまして、まず1つ目なのですが、ウォーターパーク・シラヤマの遊具については、未就学の子供たちが安心、そして安全に遊べる設定になっているか。

それと、次に2つ目、横瀬川の増水時、公園で遊ぶ場合についての危険性とそれに対する対策。

そして、最後3つ目、今後、ウォーターパーク・シラヤマと同規模の公園の新設、こういったものは予定があるかどうか、お聞きしたいと思います。

以上が私からのご質問になります。よろしく申し上げます。

○新井鼓次郎議長 質問1、ウォーターパーク・シラヤマの遊具及び公園についてに対する答弁を求めます。
建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 私からは、質問事項1、要旨明細(1)と(2)について答弁させていただきます。

初めに、(1)でございますが、現在の公園には子供向け遊具や高齢者向けの健康遊具が設置されており、幅広い世代の交流拠点としてご利用いただいておりますが、ご質問にある未就学児を対象とした遊具の新設については、現在検討中で、選定には7月に幼稚園や保育所に通っている未就学児の保護者の皆様に、遊具に関するアンケート調査を実施いたしました。この回答をいただいた内容、ご意見等を参考に、今後、安全で小さなお子様にも楽しんでいただけるような施設整備ができるよう検討してまいりたいと思います。

続いて、(2)でございますが、園内は河川護岸よりも高く、浸水することは想定しておりませんが、今後、新たな遊具等を整備する際、現在の護岸からの余裕高と安全性についてもう一度考慮した計画にしていきたいと思っておりますので、そのように考えております。

なお、園内には増水時の注意看板のほか、注意報や警報が発令された際に作動する警告灯を設置しております。また、河川側には転落防止柵を設け、安全対策を行っております。今後も安全で、子育て世代のニーズを反映した公園づくりに取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは要旨明細(3)について答弁をさせていただきます。

これまでもこの議会の場であったり、また令和5年度の町長の施政方針に沿って開催している町内各所での町の声聞く場であったり、さらには第2期子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査結果などで、魅力ある公園づくりが必要ではないかという声をいただいております。

これらの声を反映する形で、第6次横瀬町総合振興計画や横瀬町都市計画マスタープラン、そして第2

期子ども・子育て支援事業計画などに位置づけており、横瀬町の重要な施策事業であると認識をしております。

さらに、今年度は、現在作業を進めております第6次横瀬町総合振興計画後期基本計画の策定の参考にするために、町民の皆様1,000名を対象にしたアンケート調査においても、魅力ある公園づくりの質問を設けておりますので、この質問の結果を見ながら、今後の公園づくりについて再整理をしてみたいというふうに考えております。

今後は、ウォーターパーク・シラヤマのような規模となりますと、1ヘクタール以上の用地が必要となりますので、候補地も含めまして幅広く検討をしてみたいと考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、今の（3）に関して私のほうから補足をさせていただきます。

まず、議員ご指摘のとおりで、横瀬町にはお子様が安心して遊べる場所が少ないとか遊具が少ないというのは私もよく耳にしております、何とか対応したいというふうに考えています。自分の町長になるときの選挙公約でも、お子さんが安心して遊べる遊具を備えた公園を造るというのを挙げさせていただいて、全ての公約の中で一番進捗をしていない分野だというふうに認識をしています。

そういう中で、今回、ウォーターパーク・シラヤマも今手がけ始めていて、アンケートを取って、小さいお子さんがもっと使いやすく、もっと活用しやすく安全に使っていただきやすくというところを考えながら今進めているところで、これはご期待していただいていたかなというふうに思っています。

それと、最近ですとArea 898の上に造ったArea 899も子供が安心して遊べる場所ということで、中心地の中でその動きがあるのと、あと今回補正予算のほうに上げさせていただいているのですが、調査費を上げさせていただくので、兎沢の町有地、ここはやっと廃川敷の処理がおおむね整理ができてきたという段階で、これから進めていきたいと思っておりますが、兎沢の町有地にはお子さんが安心して遊べる場所として、あるいは公園機能を持たせる場所としては非常に可能性があるところ、使いでのあるところというふうに考えています。

今の考え方ですと、いきなり何か大規模な建物をばんばん建てるということではなくて、まずはグラウンドレベルをならし道を入れ、まずは原っぱ公園みたいなイメージで整備するというのを、第1期のタイミングとしてやっていきたいなというふうに考えていまして、その一歩となる道路を入れるための調査というのをすぐに始めていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問ございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 答弁ありがとうございました。

その中で、すみません、ちょっと1点だけ再度確認をしたいのですが、（2）番の先ほどの答弁の中で、公園内の浸水の可能性は低くというところがあったと思うのですが、その中で、あとは川に対して転落防止柵が設けてあるというお話はあったと思うのですが、先日ちょっと確認しに行きましたら、川と

公園の間、ここに上り下りができるための階段が設置されているというところと、フェンスが20メートルぐらい空いている状態、階段自体は多分幅が1.5メートルぐらいで、残り空いている部分というのはちょっとのり面な状態になっているかなと思うのですが、例えば子供たちが増水した川を公園側から、どのくらい増えているかちょっと見ようぜみたいな感じで、その空いているスペースからのぞいたときに、滑って下まで落っこってしまう可能性はあるのではないのかなというところは考えられるかと思うのですが、そこについてお聞きしたいと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

建設課長。

〔小泉達美建設課長登壇〕

○小泉達美建設課長 ただいまの再質問についてお答えいたします。

現地私も見ておりますが、ご質問にあるとおりフェンスと公園の間に斜面、こちらについては認識しておりまして、この高さについても、今後新しい公園整備、新しい遊具の入替えの際に、もう一度そこをのぞき込むようなことが危険性があるかどうか、そういったところも全部踏まえていきたいと思っておりますので、そういった計画に基づいて安全性を管理、計画をしていきたいと思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

2番、関貴志議員。

○2番 関 貴志議員 すみません。最後に要望になってしまうのですが、公園を今後造るであったりとか見直すというときに、やはり小さなお子様から遊べるというところ、こういったところをしっかりと考えていただきたいかなと思います。横瀬町にある公園というのは、どうしてもブランコと滑り台だけが置いてあるみたいな公園がちらほらあるのかなという印象がありますので、やはりそれだけでは小さなお子様が遊べるという感じではちょっとないのかなというところもありますので、遊具設置していただけるのであれば、しっかりと未就学の方も遊べるような設定にしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。こちらは要望になります。

以上です。

○新井鼓次郎議長 以上で、2番、関貴志議員の一般質問を終了いたします。

○新井鼓次郎議長 次に、4番、向井芳文議員の一般質問を許可いたします。

4番、向井芳文議員。

〔4番 向井芳文議員登壇〕

○4番 向井芳文議員 皆様、こんにちは。4番、向井芳文でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

質問は、大枠で2つでございます。それでは、質問に移らせていただきます。

まず、1つ目の質問ですが、昨年9月定例会と同様に避難訓練についてです。本年6月18日に当町に

おける災害時初動訓練を行いました。その際の訓練内容及び評価並びに課題を教えてください。また、評価及び課題を踏まえての今後の取組を教えてください。

次に、2つ目の質問でございます。住民意見の収集とその反映についてでございます。この住民意見の収集の質問に関しましては、23区担当窓口含めまして、私かなり強化をさせていただいているところで、今回、一般質問としては34回目になるのですけれども、実は今回含めて11回していることとなります。よろしく願いいたします。

本年度、町長は、住民の声を拾うことに重点を置かれており、各行政区や地区、各種団体を訪問され意見の収集をされておりますが、その内容（方法・意見の内容）等について教えてください。

また、本年は、第6次横瀬町総合振興計画の後期基本計画の策定年度であることも踏まえ、収集した意見についての今後の取扱いについて教えてください。

壇上での質問は以上です。ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○新井鼓次郎議長 質問1、避難訓練についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 質問事項1について答弁いたします。

初めに、(1)の本年6月18日に実施した災害時初動訓練の内容と総括、今後の課題ですが、まず訓練内容です。今回で7回目の実施となる訓練ですが、基本的には昨年度とほぼ同様の内容となります。町内5か所の避難所（スポーツ交流館、中学校体育館、町民会館、総合福祉センター、活性化センター）の開設、防災倉庫の巡回確認、役場本部とパトロール現場・避難所をつないでのオンライン中継、衛星電話開設、ドローンによる被害状況調査を行いました。

また、今年、ここ数年実施を見送っておりました横瀬町赤十字奉仕団による炊き出し訓練を実施いたしました。今回の訓練では総勢998名の方に参加をいただいております。

続いて、総括ですが、コロナウイルス対応で、ここ2年の訓練で避難所の開設訓練など大幅に訓練内容を見直しましたので、訓練を定着する意味でも内容を変えず実施しております。災害時初動訓練について、例年実施していることにより、町内でも定着しつつあります。災害時の行動は単純なものがよく、あまり難しくなく、職員及び町民にも分かりやすい行動を定着すべきと考えております。

また、今年、埼玉県秩父地域振興センターの地域防災幹に町の災害時初動訓練を視察してもらい、おおむね良好との講評をいただいております。講評の中で速やかに県と市町村を結ぶ災害オペレーション支援システムの情報入力と、災害時の情報収集、情報発信・伝達の重要性、記録に残すことの大切さの指導を受けました。今後も継続して、指導事項に留意しながら訓練を実施していきたいと考えております。

続いて、課題ですが、各地区によって取組も様々であり、温度差もあります。東日本大震災直後は、防災意識は高まりましたが、時間が経過するにつれ意識も低くなってきておりますので、万一に備え危機意識を高めることが必要と考えます。また、訓練のための訓練になってはいけないと思いますので、より実践に有効な訓練としていく必要があると考えております。

続いて、(2)の今後の展望ですが、災害時には単純で分かりやすい行動が必要と考えますので、今の訓練の体制を維持しつつ、さらに有効なものとなるよう訓練内容を改善していきたいと思っております。

令和4年3月に作成し各世帯に配布しましたハザードマップに掲載しているマイ・タイムラインの作成を呼びかけ、今後の訓練にマイ・タイムラインを活用し、自ら考え、積極的に訓練に参加していくような形にしていきたいと考えております。広報、ホームページなどにより様々な媒体を通じて、町民へ周知していきたいと思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 まず、行政区を巻き込んでやっていると思うのですが、この辺り、あくまでも町が訓練をやって、各行政区は独自の判断でぜひ協力してくださいという呼びかけを行っているというのは存じ上げております。また、行政区によっては違う時期に単独でやる場所もございますので、その辺り、それぞれの区の方針を尊重した上になると思うのですが、各行政区への働きかけ、一度どうでしょうかという区長会にて通知等をしていると思っておりますが、今回はやらないよっていったときのやり取り、その後、ぜひお願いしますとかそういったところの再度のお願いをしているのかどうかというのがまず1点目でございます。

2点目は、避難行動要支援者の訓練の状況は、本年度どうであったかということをお教えいただきたいです。昨年は、それを若干想定して、ただ登録、こちらに関しましてまず要支援者の訓練の状況、そしてまた要支援者の訓練に合わせて登録されていないけれども、実際はふだん家族がいないとか、そういったところも、把握していかなければいけないということで、昨年、その辺りの質問をさせていただいた際に、令和4年度はそんな想定をしていなかったけれども、今年度、県のモデル事業があるのでそれを反映していきたい、今後検討をいたしますというお答えをいただいております。この辺りの状況というのがどうであるかということ。

また、昨年に比べまして要支援者の名簿が区長、民生委員に渡るのはかなり早くはなりました。昨年は、本当直前になってしまったものが、今年は早めに渡っていたと。ただ、ある区長さんと話している中で、その区長同士がやり取りをどこまでできているかにもよるのですが、あちらは個人情報に伴うので、なかなか区長同士であっても現区長が持っている情報を、副区長にどこまで、次が副区長がなる場合もあればそうではない場合もありますので、次期区長にどこまでその情報を共有していいかというところがなかなかはっきりできない中で、これは各区分で判断してやってくれということではありますけれども、この4月から新区長になった場合、この名簿が来るまでに少しの期間があったのです。その期間にもし災害が起きてたらどうするのかというところで、その辺りの、または前年度の名簿があるわけですから、それを新区長にも渡すとか、そういった手はあると思っております。この辺りの要支援者に関しての情報共有というものに対して、どのような考えでどのように行っているかという現状をお教えください。

また、災害時には、マニュアルにのっとりつつ上で、各職員の皆様が臨機応変に動くということが求められるかとは思いますが、どんなことが現場で起きるか分からないという状況におきまして、自発的にそれぞれが動いていかなければいけない、これは災害時です。災害時ということは、訓練時もそうなると思っております。こういった役場の職員の皆様が一定程度マニュアルにのっとりつつ上で自発的に動いていけるような、そんな体制というものに対してはどのように取り組んでいらっしゃるかどうかというのが次なる質問でござ

ざいます。

また、各行政区や地区で防災備品及び備蓄の確保をしたいときにどうしたらというのを昨年度質問させていただきました。そのときに出てきたのが、地域防災に係る一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業、宝くじ助成事業というのが、それを区長会を通じて情報提供していくという答弁がございました。こちらの現状というものがどうであるかというのがもう一点でございます。

また、昨年、昨々年度と私この質問をさせていただいておりますが、やはり出てくるのは人員不足でございます。これは何の人員かという、避難所におけるいろいろ運営をする人員不足、これは役場の職員だけではなかなか足りないというのが現状だと思います。この辺りをボランティアの方々や研修会等もありますけれども、その辺りを補っていかなければいけないというのがこの昨年、昨々年と出ておりますが、こちらに関する人材確保の状況、現状というものはどうであるかというのがもう一点でございます。

また、自主防災組織との連携というもので、これは昨々年、令和3年度に質問をさせていただいているのですが、この自主防災組織との連携及びその联合会等を今後検討していくということで、区長会に諮ってみるという答弁をここではいただいているのですけれども、こちらの経過というものを教えていただきたいです。

また、ちょっと多岐にわたって申し訳ないのですが、若い世代を巻き込んでいかなければいけないということも踏まえまして、これはちょっとしつこく私申し上げてしまっているのですが、全体での総合訓練というもの、これを各地区、基本的には各行政区ごとにも動くのですが、例えばPTAを巻き込むだとか、何かしらそういう組織、ふだんの状況の中で起きたときには、学校運営がされていればPTAも動かなければいけない、親は子供を引取りに行かなければいけないとか、そういうことも想定されますので、多世代を巻き込んで、なおかつその状況に合わせて、実際に起き得る、これはこの町においては雨の想定が、台風の想定が多いので、基本的には事前に分かるだろうという答弁が返ってくるのですけれども、これは今後を考えたら、ゲリラ豪雨だったりとか、また地震に関しても可能性がないことではないので、そういったことも含めて、総合訓練というものを再度検討いただきたいのですが、その辺りどうでしょうかということが1点。

最後に、地域おこし協力隊の活用というのを、これも令和3年度をお願いをして、地域おこし協力隊をその分野で雇って防災体制を構築していくと、そのための地域おこし協力隊、それが何名というのは適正人数をご検討いただいとということになりますが、そういったことも含め人員不足も解消できますし、その辺り、2年前にお聞きしたときは、現在は考えていないと答弁が返ってきております。現状の考えをお聞かせください。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔小泉照雄総務課長登壇〕

○小泉照雄総務課長 再質問にお答えいたします。

ちょっと数が多いので漏れたら申し訳ありません。言うていただければと思います。

まず、1つ目の各行政区への参加の呼びかけでございますけれども、今回23行政区のうち21の地区が参

加していただきました。呼びかけでございますけれども、4月の区長会において防災訓練の内容を説明し、その後、参加の有無を確認しておるところでございます。2つの行政区は今回参加しておりませんが、区の年間行事と別の時期に開催しているのが実情です。区全体としては訓練に参加していないわけですが、回覧等自主参加ということで、区内の町民に説明をしているということでございました。

続いて、職員の自発的な訓練の内容のご質問ですけれども、職員には一定の活動内容をあらかじめ伝えておいて、避難マニュアルどおりの行動を取ってもらっておりますけれども、状況に合わせて臨機応変な対応を取るよう説明はしております。今後は、より状況に合わせた自発的な行動が取れるような意識づけを行っていききたいと思います。

それから、3つ目で防災備品の関係でございますけれども、宝くじ助成の制度があるわけですが、今のところ各区からはそういった要望はございません。9月に区長会の臨時会がありますので、再度その辺の説明をしながら、要望がある区については呼びかけを行っていききたいと思います。

それから、4つ目で人員不足の関係ですけれども、なかなか現状まだまだ人手不足の件について対応ができていないところですが、どうしても地区の自主防災組織の協力は欠かせないかと思います。その辺を協力いただきながら、人員不足の解消に努めていききたいと思います。

それから、区長会での連絡協議会の関係ですか。一応区長会に諮りました。昨年ですか、区長会の意見を伺ったところ、現在の状況では各区に温度差があるから、まずは体制を整えることが大切との意見がありました。ですので、協議会は設置せずに、意見交換等は区長会の席上でできますので、そこで協議をしていききたいというような話でございました。

それから、若い世代を巻き込む総合的な訓練の質問かと思っておりますけれども、現状、まずは訓練を定着することが目標であって、これまで、昨年と同様の形で訓練を実施しておりました。大規模な訓練につきましては、なかなか休日での実施が難しい面もありますけれども、どのような形でできるか今後研究をしていききたいと思います。

最後に、防災に特化した協力隊はどうかということでございますけれども、協力隊が1人ではなかなか難しい面もあるかと思っておりますので、今現状でもちょっとその辺は検討はしていないところでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 福祉介護課長。

〔平沼朋子福祉介護課長登壇〕

○平沼朋子福祉介護課長 それでは、先ほどのご質問に答弁させていただきます。

まず、1つ目なのですが、避難行動要支援者の訓練はどうだったのかということなのですが、要支援者の訓練についてですが、要支援者においては体が不自由な方や自力での避難が困難な方などがいらっしゃいまして、そのためにご本人に実際に避難する訓練をしていただくのは大変難しく、その分、支援する側、受け入れる側の訓練を行うことで、スムーズな避難ができるようカバーしていきたくて考えています。

また、地域の皆さんにつきましては、災害の危険性等が地域によって異なるために、町内で同一の訓練を行うことが難しいと思われまして、そのため、今回の初動訓練では、要支援者の避難訓練については特に実施の依頼をしていないところでございます。

続いて、昨年度実施した県のモデル事業につきましては、県のモデル事業として県の避難支援マニユア

ルをつくったところでございます。その中で、避難所に避難する際に集団生活が困難な方とか、また介護が必要な方がいるということもありますので、その方が直接福祉避難所に避難できるように、直接避難のマニュアルというか、避難の区分のフローチャートをつくって、こういう障がいのある方はこの福祉避難所に避難してほしいとか、そういうものをフローチャートのほうをつくらせていただきましたので、今後それを活用して、どなたがどこの避難所に直接避難したらいいかということを検討していきたいと思っています。

それから、3つ目になりますが、避難行動要支援者の名簿について、名簿が区長さんの手元に届かない期間がある、それをどうしたらいいかということでお話をいただきました。避難行動要支援者名簿につきましては、年に1回、民生委員に登録者への確認をお願いして、更新作業や新規登録の作業をしています。毎年、災害時初動訓練に間に合うよう名簿を調製した上で、関係者へ名簿を共有しているところでございます。区長さんの交代があった場合には、前任の区長さんにお渡ししている名簿を一度福祉介護課のほうに返却していただいています。新区長さんには改めて取扱いについて説明した上で、名簿をお渡しします。名簿は大切な個人情報であるため、紛失等がないよう慎重に取り扱っていただくことが必要であるため、貸与する際には誓約書等提出をいただいているところでございます。区長さんの交代等で一時的に名簿が手元にない期間もあると思いますが、必要があれば、任期終了後、すぐ前区長さんから返却していただき、新しい区長さんにお渡しすることは可能でございます。なるべく手元に名簿がない期間をつくらないように、早急にお届けするよう努力していきたいと思っております。

以上答弁とさせていただきます。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ご答弁ありがとうございます。

避難行動要支援者の部分でちょっと再々質問をさせていただきたいのですが、こちらの訓練なかなか大変なのは重々承知しているのですが、こちらはかなり重要な事項だと思います。本当に避難できないでそのまま家から出られないという状況等も確実に発生しますので、こちらの要支援者の訓練に関しましてはぜひやっていただきたいと、声かけでもいいのだと思います。以前、夏に、横瀬町の避難訓練ではないのですが、何かそのようなイベントがあったときに、担当が振り分けられていて、それを全部毎戸回るといっているのをやっていたと思います、7月の後半に。なので、その避難訓練のタイミングに合わせてでも、またはそれとは別のときでもいいので、できればそのときがいいのですけれども、声かけ訓練だけでもやるようにどうかしていただきたいと思っております。できれば声かけをした上で、この後、避難訓練がありますからこちらへどうですか。もしそこに行くことが困難であれば、一緒に補助しますよというところまでできれば一番いいのですけれども、そこまではまだハードルが高い区もあると思っておりますので、その辺り声かけ訓練だけでもやっていただきたいと。

また、それに伴って、要支援者の支援する側をしっかりと見直していただきたいと、これは前にも申し上げているのですけれども、多くあるのが同じ方が何名も補助する形になっていることが結構あります。民生委員の方が5名補助することになっているとか、民生委員の方はそもそも動けない状況を想定して、全体を統括する立場であってほしいと私は思うので、できればその地区の方々、役員の方だったりとか近所

○新井鼓次郎議長 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、住民意見の収集とその反映についてに対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、質問事項について答弁をさせていただきます。

令和5年度の町長の施政方針では、「町の声を聴く」ことを重要なテーマに掲げております。このことから、行政区・地区・団体を対象に、6月28日の第1区を皮切りにスタートし、それぞれの地域の意向に沿って、行政区ごと、地区ごとに開催し、9回、延べ243名の参加をいただき、行政区・地区の全てで開催することができました。

また、団体では、現在までに様々な分野・世代の団体13団体、延べ211名の参加をいただいております。行政区・地区・団体を合わせて22団体、延べ454名という大変多くの町民の皆様にご参加をいただきました。この後も2団体ほど開催予定となっております。

この「町の声を聴く」の内容でございますが、町側から町長、移動スーパーの担当課である福祉介護課の職員、そして事務局のまち経営課職員、そして行政区・地区の会場には23区担当の職員が出席をさせていただき、まず町長から、開催の趣旨、移動スーパーの事業など、町の話題を20分程度で説明し、残りの40分程度をかけて、参加いただいた町民の皆様から意見・要望・感想などをいただきました。約1時間を目安に開催しましたが、団体によっては限られた時間の中でコンパクトにまとめていただいたり、団体によっては、逆に1時間を超えてしまったというような場合もございました。

この間、ほぼ町長が会場に集まった町民の皆様の雰囲気を見ながら、またお話をさせていただききっかけとして、困っていることや町に期待することといったテーマの例示をしたりして、話しやすい雰囲気をつくりながら進めてきました。

その結果、重複する意見等ではありますが、220以上の意見等をいただきました。この中には、町として、それほど時間をかけずにできるもの、計画的に進めていかなければならないもの、そして実現していくには相当時間がかかるものなどに大別できるのではないかと考えております。例えばそれほど時間をかけずにできるものでは、道標の表示が見えづらくなっているということで翌日対応したり、防災無線の計報の連絡は、通夜のみではなく葬儀の時間も流してほしいということで、その後、協議をいたしまして10月1日から対応することといたしました。

次に、計画的に進めていかなければならないものでは、歩道や通学路、道路を整備してほしいとか、休耕地対策や農業支援などの意見がありました。

今回、予想以上の数でしたが、これらの貴重な意見等を全職員に対し情報共有していきたいと考えております。それと同時に、現在作業を進めております第6次横瀬町総合振興計画後期基本計画に位置づける施策をつくり上げていくための参考にしていきたいと考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。大変求めていた答弁をいただきまして、再質問しようと思

ったことはほとんどなくなってきたのですが、ちょっとしつこい部分があるのですが、ファシリテーターというところで、無理やりつなげているわけではなくて、本当に重要だと思っているから申し上げているのですけれども、この際のファシリテーション、これは私、本年の3月定例会におきまして、ウエルビーイングの質問をした際に、やはり皆さんに意見を出していただいて、それぞれの幸せを追求していく中ではそのやり取りが大事だと、そこにはファシリテーターが必要で、これから各区を回る中でも、具体的なそういう言い方はしていないのですが、そういう旨のことを申し上げていたのですが、今回は、町長自身がかかなりすばらしいファシリテーターでもありますので、そういった意味では、それを踏まえて町長が特にそういうのを入れずに1対皆さんというところに重視したのかなとは思いますが、やはりこのファシリテーションというのは大事であったのではないかなということをおもっています。

実際に、具体的にどうしてそう思ったかということなのですが、かなりこれそのやり取りが進んでくると、結構ローカルネタというか、その地区のネタが出てくるのです。そういったときに、かなりその地区では分かっている認識なことが出てくることというのも実際に私の参加させていただいた会ではありました。なかなか町長とのやり取りの中で、町長もちょっと首をかしげるような状態もあったので、そういうことも含めてファシリテーター入れたからといって、そのファシリテーターの方が地区のことを知っているというわけでもないで、それが必ずしもいい形になるか分からないのですが、例えば各地区に2人ずつ地区担当がいると思うのですが、そういった方々は地区とやり取りをしていて、若干地区のことを分かっていると思うのです。なので、そういった方に研修も含めてそういった役割をさせるとか、それによって逆に地区のことを分からなかったなという場面になれば、もっと地区と関わらなければなという学びにもなります。この辺りはかなり難しいところですが、例えばそういった形も含めまして、やはりファシリテーション、ファシリテーターというのを入れるべきだったのではないかなと私は思っているのですが、その辺りの認識をまず一つお聞かせいただきたいと思います。

こちらに関しましては、私、しつこく7年ぐらい前、8年ぐらい前からですか、ずっと申し上げていて、その当時はファシリテーターという言葉はあまり出ていなかったのですが、私勝手に絆コーディネーターとか名前をつけて言っていたのですが、役割としては一緒なのですが、平成30年度の12月定例会の時点でだんだん認識をいただきまして、もうこれですらもう今から5年前ですか、になるのですけれども、「ファシリテーターのファシリテーションという部分は、向井議員ご指摘のとおりだと思います」、これ町長の答弁なのですが、「この1年間で大分状況は変わってきました。そうした力が求められる機会は増えてきたと思いますし、町民の皆さんの中で何人かがそういった役割を担っていただくような機会も増えてきていますので、ここは、今確かに力の入れどきになってきたかなという実感は持っています。なので、ファシリテーション能力を開発するですとか、向上するための例えば職員向けの研修ですとか、あるいは町民に向けて何か発信していくみたいなのところというのは検討していきたいなというふうに考えています」と答弁をいただいております。

そして、哲学カフェとか、そのようなことを行っているというこれも大畑課長のほうから答弁をいただいて、かなりそういったのが進んでいるというような状況の認識でいた中だったので、今回は特殊な理由があるのかもしれませんが、今回、ファシリテーションがあったほうがよかったではないか、ファシリテーターがいたほうがよかったのではないかなと思いましたが、そちらに関してどう捉えていらっしゃるか

というのが1点。

それから、対象団体から各種評価をいただいていると思うのですが、どのような評価であったかというのを教えていただきたいです。

2点お願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、再質問に答弁させていただきたいと思います。

ファシリテーションは必要だったのではないかとのご質問でございます。今回の場合は、町長とということで考えておりましたので、町長がファシリテーターとなって意見をお聞きするという機会であったものですから、今回についてはファシリテーターは町長でよかったのではないかと私は思っております。

23区担当がファシリテーターとしてということで、ファシリテーションの能力をとということも必要なのかなというところは今聞いて思いました。

それと、あと対象団体からの評価でございますけれども、幾つかありまして、意見等聞いてもらって本当によかったという意見であるとか、あとはまた聞いてもらいたいというようなこと、一方では、もっと聞いてほしかったのだけれどもというような意見もありましたので、そういった評価をいただいている、おおむね私が聞いている範囲ではいい評価であったというふうに認識をしております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 それでは、私のほうからもお答えをしたいと思います。

まず、今回のケースでいきますと、町長が直接聞くということがポイントでして、それ以外の要素は極力そぎ落としてシンプルにしたいというふうに考えて実行しました。だから開会のあいさつ、これは地区によって実はちょっと違ったのですけれども、もう最小限、間に入るのも最小限で、私が直接町の皆さんからお伺いする中で、いろんなことを引き出したいなと思ったので、今回はこれでよかったというふうに思っています。

さはさりながら、例えば苧米の会では、向井議員にご出席いただいて、少しの時間ファシリテートしていただきました。これはすごく助かったなと思いましたが、それから今回は全て区長さんがセットしていただいたのです。区長さんの中には、積極的に議論をリードしていただいた区長さんもいらっしゃいました。なので、今回のやり方は町長が直接がメインなのですが、いろいろな場面でつないでいただく方とかファシリテーターの存在は重要だなというのは改めて感じました。

特に、今回の「声を聴く」は、非常にやって我々もよかったと思っております、計画策定年だからやったのですけれども、同じ規模では難しいかもしれませんが、ちょっと来期以降もこういう企画は必要であろうなというふうに考えています。

それと、ファシリテーター、向井議員には再三ご質問いただいている、私もよく覚えています。平成30年にこういう答弁を実際して、その後、町の状況もかなり変わってきたと思います。職員向けのファシ

リテーションの研修もやっていますし、それからA r e a 898周りではいろんなイベントがあって、そこではいろんなファシリテーターの方が活躍してくださっていて、私もたくさん勉強させていただきました。これは、とてもいい流れだなというふうに思っていて、これが議員もおっしゃるように、地域の皆さんが担っていただけたら、横瀬町で一定のイベントや議論の場をファシリテートできる人を増やすというのは、今後も意識をしながら運営していきたいなというふうに考えています。

○新井鼓次郎議長 再々質問はございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 大変心強い答弁をありがとうございます。

こちらは要望になりますが、重ね重ねになるのですけれども、本当にありがたいなと今回思いました。来年以降も先ほどどういう形でかというお話をいただきました。この町の今私の感じているところでは、かなりすごい素晴らしいことをたくさんやっている町、やられているというか一緒にやっているつもりなので、やっている町だとは認識していますが、それがなかなか住民に浸透してなくて、実感のない、そこにかかなりの壁ができてきているという現状、これは何度も申し上げていますが、こうやって町長が回っていただくことで、かなり町民のことを気にしていると、意見を聞いて反映しようとしているという姿勢が見えると、今までは何やっているか分からないと言っていた方々が、でも何かいいことやっているのだねと、ちょっと行ってみようかって、そうなってくると思うので、ぜひ町民の意見を聞く形で、今回は、私は町民意見の収集という中で、町長が回られたことに特化して質問をさせていただきましたけれども、様々な方法があると思いますので、ぜひそこを重視していただきたいと思いますという、こちらは要望でお願いとして、終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○新井鼓次郎議長 以上で4番、向井芳文議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了いたします。



◎散会の宣告

○新井鼓次郎議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 4時06分

令和5年第6回横瀬町議会定例会 第2日

令和5年9月8日（金曜日）

議事日程（第2号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、報告第4号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についての上程、説明、質疑

1、議案第39号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、認定第1号 令和4年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和4年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和4年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和4年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 令和4年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 令和4年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第40号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第41号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第42号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第43号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第44号 令和5年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第1号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第45号 横瀬町教育委員会委員の任命についての上程、説明、質疑、採決

1、閉会中の継続審査の申出

1、閉 会

午前10時開会

出席議員（12名）

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|-----|-----|---|---|---|----|----|
| 1番 | 森 | 沢 | 望 | 美 | 議員 | 2番 | 関 | | 貴 | 志 | 議員 | |
| 3番 | 町 | 田 | | 多 | 議員 | 4番 | 向 | 井 | 芳 | 文 | 議員 | |
| 5番 | 黒 | 澤 | 克 | 久 | 議員 | 6番 | 宮 | 原 | み | さ | 子 | 議員 |
| 7番 | 新 | 井 | 鼓 | 次 | 郎 | 議員 | 8番 | 内 | 藤 | 純 | 夫 | 議員 |
| 9番 | 若 | 林 | 想 | 一 | 郎 | 議員 | 10番 | 関 | 根 | | 修 | 議員 |
| 11番 | 小 | 泉 | 初 | 男 | 議員 | 12番 | 若 | 林 | 清 | 平 | 議員 | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富 | 田 | 能 | 成 | 町 | 長 | 井 | 上 | 雅 | 国 | 副 | 町 | 長 | | | | |
| 設 | 樂 | 政 | 夫 | 教 | 育 | 長 | 小 | 泉 | 照 | 雄 | 総 | 務 | 課 | 長 | | |
| 大 | 畑 | 忠 | 雄 | ま | ち | 経 | 工 | 藤 | 学 | 税 | 務 | 会 | 計 | 兼 | | |
| | | | | 課 | 長 | 営 | | | | 課 | 長 | 兼 | 計 | 者 | | |
| | | | | | | 長 | | | | 管 | 理 | | | | | |
| 平 | 沼 | 宏 | 一 | 町 | 民 | 課 | 長 | 平 | 沼 | 朋 | 子 | 福 | 祉 | 介 | 護 | 長 |
| | | | | | | | | | | | | 課 | | | | |
| 守 | 屋 | 則 | 子 | 健 | 子 | 育 | 康 | 町 | 田 | 勝 | 一 | 振 | 興 | 課 | 長 | |
| | | | | 課 | 長 | 長 | 長 | | | | | | | | | |
| 小 | 泉 | 達 | 美 | 建 | 設 | 課 | 長 | 町 | 田 | 一 | 生 | 教 | 育 | 次 | 長 | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 逸 | 見 | 和 | 秀 | 教 | 育 | 担 | 当 | 大 | 沢 | 賢 | 治 | 代 | 表 | 委 | 員 | |
| | | | | 課 | 長 | 長 | 長 | | | | | 監 | 查 | | | |

本会議に出席した事務局職員

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|
| 加 | 藤 | | 勉 | 事 | 務 | 局 | 長 | 渡 | 辺 | | 岬 | 書 | 記 |
|---|---|--|---|---|---|---|---|---|---|--|---|---|---|

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○新井鼓次郎議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○新井鼓次郎議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎報告第4号の上程、説明、質疑

○新井鼓次郎議長 日程第1、報告第4号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてを議題といたします。

報告理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第1、報告第4号、令和4年度決算に基づく横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長が説明しますので、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

まち経営課長。

〔大畑忠雄まち経営課長登壇〕

○大畑忠雄まち経営課長 報告第4号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率について説明申し上げます。

この健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、毎年度監査委員の審査を受けた後、議会に報告をし、その後、公表が義務づけられているものでございます。

また、本比率は、地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく統一的な指標により、財政健全性等の状況を確認するものでございます。

1の横瀬町の健全化判断比率でございますが、4つの手法がございます。まず、1つ目の実質赤字比率は、一般会計の赤字が標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。

2つ目の連結実質赤字比率は、一般会計、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道、浄化槽

設置管理事業の5つの特別会計を合わせた赤字額が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。昨年度、一般会計及び5つの特別会計ともに赤字がないことから、数値の記載はございません。

3つ目の実質公債費比率は、一般会計の負担する地方債等の元利償還金が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。昨年度の実質公債費比率は、前年度と同様7.0%であり、元利償還金等の負担は低い状況を維持しております。

最後、4つ目の将来負担比率は、一般会計の将来負担すべき地方債等の負債が、標準財政規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。昨年度の将来負担比率は、前年度に比べ地方債の残高の増額に伴い、11.7ポイント増の36.9%となりました。

続きまして、2の横瀬町の公営企業における資金不足比率でございますが、下水道事業及び浄化槽設置管理事業の資金不足が事業規模に対してどのくらいの割合であるかを示すものでございます。昨年度、下水道特別会計及び浄化槽設置管理事業特別会計ともに資金不足ではないことから、数値の記載はございません。

なお、令和4年度の健全化判断比率及び公営企業における資金不足比率につきましては、監査委員から横瀬町の財政の健全性及び経営の健全性は保たれているとのご意見をいただいております。

以上、報告第4号の説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

日程第1、報告第4号 横瀬町の健全化判断比率及び横瀬町の公営企業における資金不足比率については、報告のとおりご了承願います。



◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第2、議案第39号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第2、議案第39号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例についてありますが、印鑑証明の交付に関し規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○新井鼓次郎議長 担当課長の細部説明を求めます。

町民課長。

〔平沼宏一町民課長登壇〕

○平沼宏一町民課長 それでは、議案第39号の細部説明をさせていただきます。

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正により、当町でも昨年9月の条例改正を経て、10月より個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードを使用して、コンビニエンスストア等において設置してある多機能端末から、印鑑証明ほか、住民票、税証明の交付ができるようになりました。その後、国から、本年12月末までに、新たに移動端末設備、いわゆるスマートフォンを使用して、同様に印鑑証明等が交付できるようになるという通知がありました。つきましては、今回新たに電子証明書を記録したスマートフォンを使用して、マイナンバーカードと同様にコンビニエンスストア等で交付できるよう規定を整備したいため、印鑑条例の一部を改正するものでございます。

それでは、事前にお配りした新旧対照表と議案を併せて御覧ください。具体的には、現行の第13条を改め、新たに第1号として、個人番号カードに関することを規定し、第2号として、証明用電子証明書を記録した移動端末設備、いわゆるスマートフォンに関することを規定するものでございます。

以上で、議案第39号の細部説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 1点お伺いいたします。

この移動端末設備利用者証明用電子証明書なのですけれども、これは手数料とかがかかるかどうか、1点お聞きします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

町民課長。

○平沼宏一町民課長 証明書については、利用料金等費用はかかりません。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑ございませんね。

これにて質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第2、議案第39号 横瀬町印鑑条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。



◎認定第1号～認定第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 お諮りいたします。

日程第3、認定第1号から日程第8、認定第6号までは、いずれも関連がありますので、一括上程をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、日程第3から日程第8まで、これを一括上程いたします。

日程第3、認定第1号 令和4年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第2号 令和4年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第3号 令和4年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第4号 令和4年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第5号 令和4年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第6号 令和4年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上認定案件6件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 一括上程されました日程第3、認定第1号 令和4年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第4、認定第2号 令和4年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、認定第3号 令和4年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、認定第4号 令和4年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、認定第5号 令和4年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、認定第6号 令和4年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項の規定により、決算について別冊のとおり、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○新井鼓次郎議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、監査委員に決算審査の報告を求めます。

大沢代表監査委員。

〔大沢賢治代表監査委員登壇〕

○大沢賢治代表監査委員 代表監査委員の大沢でございます。議長からご指名をいただきましたので、決算審査意見書について、ご説明申し上げます。

お手元に配付してございます令和4年度決算審査意見書を御覧いただきたいと思います。

まず、意見書の1ページをお開きください。地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により、審査に付された令和4年度横瀬町一般会計・特別会計の歳入歳出決算及び関係書類並びに定額資金の基金運用状況について、審査の結果を取りまとめ、令和5年8月18日付をもちまして町長宛てに提出したものでございます。

2 ページに参りまして、まず第 1、審査の対象でございますが、令和 4 年度横瀬町一般会計歳入歳出決算をはじめ、ここに記載のとおり、全部で 10 件でございます。

次に、第 2、審査の期日、審査の場所並びに第 3、審査の手續及び準拠でございます。令和 5 年 7 月 3 日、5 日、6 日の 3 日間にわたり、町役場会議室において、町の監査基準に準拠し、記載のとおりの手続により、監査を実施いたしました。また、7 月 6 日には、ここに記載のとおり、現地実査をいたしました。関係職員の皆様には、業務繁多の中ご対応いただき、この場をお借りして感謝申し上げます。

続いて、第 4 の審査の結果でございますが、審査に付された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は、いずれも法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、定額資金の基金運用状況についても適正であると認められました。

次に、3 ページに参りまして、第 5、決算の概要でございます。令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の波が起こる中、ウクライナ情勢をめぐって、原材料やエネルギーなどの価格が高騰したことから、社会経済や私たち住民生活にも影響が及んでまいりました。当町においては、それら諸情勢に対応した支援事業が行われたところでございます。

令和 4 年度の一般会計及び各特別会計の決算額は、3 ページの表にまとめてございますように、全会計合計の歳入総額が 75 億 6,331 万 5,000 円、歳出総額が 70 億 7,074 万 9,000 円、歳入歳出差引額が 4 億 9,256 万 6,000 円、実質収支額が 4 億 7,995 万 6,000 円となっており、各会計とも黒字を保っております。また、円グラフで示されておりますように、歳入歳出とも 7 割近くを一般会計が占めている状況でございます。

4 ページに参りまして、歳出決算規模及び実質収支の推移でございます。令和 4 年度の歳出決算規模は、一般会計が前年度に比べ 2 億 5,871 万 6,000 円減少し、令和 2 年度と同程度になっています。また、特別会計においても、前年度に比べ 1,750 万 1,000 円の減少となり、総合計では、前年度に比べ 2 億 7,621 万 7,000 円減少しています。また、実質収支で見ますと、令和 4 年度の総合計は 4 億 7,995 万 6,000 円で、前年度に比べ 6,109 万 9,000 円、14.6% の増加となっています。

続いて、5 ページから 6 ページにかけまして、令和 4 年度一般会計における各課の主要な事業の内容を記載してございます。個別の説明につきましては省かせていただきますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

また、6 ページから 7 ページにかけましては、滞納債権管理の実情について調査した結果を前年度同様、集計表にまとめてございます。

7 ページの滞納債権集計表を御覧ください。表の一番下の右端になりますが、令和 4 年度末現在の滞納債権の件数は合計で 2,372 件、滞納額は 8,260 万 6,000 円となっています。このうち、下水道使用料及び浄化槽使用料に関わる部分につきましては、下水道と浄化槽設置管理事業、2 つの特別会計が公営企業会計へ移行することに伴い、出納整理期間のない扱いになっております。欄外下の説明にもございますように、出納整理期間があった場合には、滞納債権は減少しています。引き続き債権管理マニュアルに沿って、滞納債権の管理、徴収に当たっていただくとともに、極力新たな滞納を発生させないよう努めていただきたいと思います。

次に、8 ページの第 6、一般会計でございます。一般会計の状況につきましては、20 ページにかけて記

載してございますが、まず8ページの1、決算規模の概要についてからご説明いたします。歳入歳出決算額の推移の表を御覧ください。歳入歳出ともに令和2年度で大幅に増加、令和3年度も増加しましたが、令和4年度では、歳入歳出とも4ないし5%程度の減少となり、令和2年度のレベルになっています。

次に、2の決算収支の状況でございますが、同じく8ページの収支決算の推移の表を御覧いただきたいと思えます。令和4年度の決算収支は、歳入歳出差引額を示す形式収支(C)が2億6,648万7,000円の黒字、また翌年度へ繰り越すべき財源(D)を除いた実質収支(E)では2億5,387万7,000円の黒字となっており、いずれもここ数年は安定的に推移しています。

次に、9ページに参りまして、3、予算の執行状況でございます。まず、(1)歳入の(ア)、総括的事項についてでございますが、次の10ページにございます款別歳入の執行状況の表及び11ページの円グラフについてもご参考にしていただければと思えます。

令和4年度の一般会計歳入決算額は51億9,680万5,223円で、前年度に比べ2億2,900万7,225円、率にして4.2%減少しています。減少の主なもの、第14款国庫支出金及び第21款町債でございます。歳入の構成比で見ますと、地方交付税が最多の26.2%、次いで町税が22.9%で、この2つで歳入全体のほぼ半分を占めております。

続いて、12ページの歳入の財源別状況の表及びグラフを御覧ください。令和元年度から令和4年度までの自主財源と依存財源の収入額及び割合を比較しています。令和2年度から依存財源の収入額が多くなった結果、自主財源の割合は、それまでの40%台から30%台となり、以後は30%台で推移しています。ただ、自主財源の収入額そのものは年々増加の傾向にあり、令和4年度の決算額では、18億3,217万713円となっており、前年度に比べ8,184万262円増加しています。次のイ、款別の歳入状況についてでございますが、12ページの下段にございます第1款町税から16ページの上段、第22款自動車取得税交付金まで、各款ごとに記載してございます。個別の説明は略させていただきます、16ページの(ウ)、まとめを御覧いただきたいと思えます。まず、1の歳入に占める自主財源の比率についてでございます。先ほど12ページのところでも御覧いただきましたように、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の交付金等が増加したことに伴いまして、依存財源比率が高くなり、結果的に自主財源比率は低くなっていますが、令和4年度決算における自主財源比率は、前年度に比べ3.0%上がって、35.3%となっています。

続いて、16ページの2の徴税収入についてでございます。令和4年度では、前年度に比べ、町民税、軽自動車税、町たばこ税及び鉱産税が増収となった一方、固定資産税が減収となり、町税全体では対前年度1,659万8,000円、1.4%の増となりました。徴収率は96.1%で、前年度に比べ0.2ポイント上昇しています。引き続き適正課税と年度内納付の徹底を図り、財源確保をお願いいたします。

続いて、同じく16ページの3の収入未済額、不納欠損の状況でございます。令和4年度の収入未済額は5,109万1,000円で、前年度に比べ8,409万7,000円減少しています。収入未済額の主なものとしましては、町税が4,449万8,000円で、前年度に比べ309万5,000円減少しています。また、不納欠損額は、町税が389万7,000円で、前年度に比べ135万6,000円増加しています。言うまでもなく、税収入は行政運営の財政的裏づけとなる貴重な財源でありますので、関係法令や債権管理マニュアルに沿って、慎重かつ適正に処理されますよう引き続きお願いいたします。

次に、17ページからの(2)、歳出に参ります。まず、(ア)、款別歳出の執行状況についてございま

すが、17ページにございます表、款別歳出の執行状況を御覧いただきたいと思ひます。令和4年度の一般会計歳出決算は49億3,031万8,066円で、前年度に比べ5.0%減少しています。歳出決算額のうち、款別の構成比が多い順に見てみますと、第3款民生費が全体の23.4%、次いで第2款総務費が21.5%、第9款教育費が20.9%、第7款土木費が11.2%と続いています。また、対前年度比では、第8款消防費、第2款総務費、第11款公債費が増加し、または減少しています。なお、18ページの円グラフも歳出の状況について示してございますので、ご参照いただければと思ひます。

また、18ページの中ほどから20ページにかけて、歳出の各款ごとに内容を記載してございます。

個別の説明は省略させていただきまして、20ページの中ほどにございます(イ)の総括的事項に参ります。まず、1の不用額についてでございます。令和4年度の不用額は2億1,395万4,000円で、前年度に比べ2,793万円、率にして、15.0%増加しています。また、予算現額に対する割合は、前年度の3.3%から4.1%に増加しました。当初予定していた事業が見込みより少ない費用で実施でき、しかも一定の効果を得ることができましたら、これはすばらしいことです。さて、このとき使わずに済んだ予算はどうしますか。個人のお金ならば、ほかの必要なものに充てるとかいろいろできます。しかし、町の大切な公金では、そう簡単にはいきませんので、残った予算の扱い方については、あらかじめ考えておく必要があるのだと思ひます。

次に、21ページに参りまして、(ウ)、性質別歳出の状況でございます。21ページ下半分の表、性質別歳出の状況を御覧ください。令和4年度の性質別歳出のうち、義務的経費は対前年度比1億741万9,000円、率にして6.5%の減少、投資的経費は対前年度比2億4,169万6,000円、18.6%の減少、その他の経費は9,039万9,000円、4.0%の増加となっています。

22ページの表とグラフを御覧ください。初めに、義務的経費の推移の表がございます。財政の圧迫要因となる義務的経費、人件費、扶助費、公債費と義務的経費に充当された一般財源等について過去10年分の数値をお示しし、下にグラフ化しています。義務的経費は過去に増減しながら、平成30年度から令和3年度まで増加し、令和4年度になって減少しました。また、義務的経費に充当された一般財源等は、平成28年度から令和2年度まで増加した後、3年度で減少、4年度は増加しています。長い目で見ますと、平成の終わりから令和の初めにかけて続いていた増加傾向が幾分落ち着いてきたのかというふうにも感じますが、引き続き動向には注意していただきたいと思ひます。

次に、(エ)、光熱費の推移でございます。22ページの中ほどから24ページにわたって、過去5年間の光熱費及び燃料費をグラフにした上、コメントしてございます。初めにも申し上げましたように、ウクライナ情勢をめぐる世界的なエネルギー供給の不安定化等によって、原材料高、原油価格の高騰が続いております。

個別の分析結果については、それぞれご参照いただくとして、全体的には、支出の増高が見られ、1つには新型コロナウイルス感染症対策の緩和に伴う各種事業を再開によって、言わばポジティブな部分の需要が見られるとともに、やはり価格上昇の影響が大きいと言わざるを得ない状況かと思ひます。これらの費用は、価格が高騰しようとも事業活動に欠かせないものでございますので、限られた予算の中、これまで以上に情報の共有化とコスト意識が求められていると思われまふ。

さて、次に25ページから26ページは、(オ)、財政構造の弾力性についてでございます。25ページの表、

主要財務比率の年度別推移には、財政力指数をはじめとする各比率の過去3年間の推移が示されております。1の財政力指数は、単年度指数が0.491と前年度に比べ上昇しましたが、3か年平均値では0.500と僅かに下がっています。2の経常収支比率については、令和4年度は83.7%で、前年度と比べ上昇しました。理由としては普通交付税や臨時財政対策債が減少したことによると考えられますが、今後の数値の動きには十分注意を払っていただきたいと思います。次の3、経常一般財源比率については100.6%と、前年度に比べ2.7ポイント上がっており、良好な数値となっています。そのほかの人件費や公債費に関する比率についても、今のところ特に問題ないものと認められました。

以上で一般会計の説明を終わります。27ページから35ページまでは、特別会計についてでございます。各会計ごとに、決算規模の概要、決算収支及び予算の執行状況、まとめの順にそれぞれ記載してまいります。

27ページから29ページは、第7、国民健康保険特別会計でございます。国民健康保険事業におきましては、保険税収と給付の動向にご留意いただくとともに、引き続き徴収率向上に向けて、よろしくお願いたします。

30ページ、31ページは、第8、介護保険特別会計、32ページ、33ページは第9、後期高齢者医療特別会計でございます。引き続き事業の趣旨に沿って、適切な事務執行をお願いいたします。

34ページは、第10、下水道特別会計、35ページは、第11、浄化槽設置管理事業特別会計でございます。下水道及び浄化槽設置管理事業特別会計は令和4年度限りで、令和5年度からは公営企業会計として、下水道事業会計に一本化されました。これまで同様に、事業の趣旨に沿って適切な事務執行をお願いいたします。

36ページから38ページは、第12、財産に関する事項でございます。1の公有財産のうち、建物については、横瀬小学校第2、第3校舎解体に伴う減少、併せて新校舎の供用開始による増加並びに芦ヶ久保駅前休憩所の増加がございました。

また、出資による権利については、秩父広域市町村圏組合水道事業に対する出資金の増加により6,180万円増加し、現在高は7億3,186万3,000円となっています。

また、37ページ4の基金では、現金現在高が17億9,279万4,000円となっています。年度間財政調整の結果、財政調整基金などで残高が増加したほか、新たに企業版ふるさと納税基金が積み立てられています。

38ページの5、まとめにもございますように、今のところ特に問題となる事項は見られませんでした。引き続き貴重な町財産の管理、取扱いには十分留意していただきますようお願いいたします。

最後に、39ページ、40ページの第13、定額資金の基金運用状況でございますが、1の横瀬町土地開発基金で預金利子が増えたのみで、特に動きはございませんでした。

以上で、私並びに若林監査委員兩名による決算審査意見書の概要説明を終わります。

○新井鼓次郎議長 監査委員の決算審査報告を終わります。

決算関係書類等の調査につきましては、9月4日から本日までの間において、実施していただいておりますので、これより質疑を行います。

初めに、監査委員の決算審査に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**新井鼓次郎議長** なければ、監査委員に対する質疑を終結いたします。

続きまして、執行部に対する質疑を行います。

最初に、一般会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

1番、森沢望美議員。

○**1番 森沢望美議員** 令和4年度の横瀬町一般会計歳入歳出決算書の中から質問を上げさせていただきます。

ページで言いますと63ページ、2款1項6目の総務費の中から、63ページにございます木材加工業務委託料なのですが、こちらが合板が1,000枚と記載がありました。使用目的などを教えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○**新井鼓次郎議長** ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○**大畑忠雄まち経営課長** それでは、答弁させていただきます。

木材加工業務委託料でございますけれども、これは芦ヶ久保駅前の休憩所、通称アスタバでございますけれども、その改修工事に伴いまして、まず町産材を加工させていただいて、合板にするというところで、その合板を使ったものが内装のものであったり、あとテーブル、椅子等に使用させていただいております。

以上です。

○**新井鼓次郎議長** 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○**6番 宮原みさ子議員** それでは、5点ほどお伺いいたします。

決算書の中から、歳入のほうから、14から15ページの不納欠損額が今回約400万円近くあり、大変金額的に大きくなっていますが、不納欠損というのは税金の平等性に欠けると思うのですが、事情がある場合は仕方ないと思いますけれども、滞納者に対してどんな対策を取っているのか、説明をお願いいたします。

それと、歳出に対して、6から9ページなのですが、不用額についてにご説明をお願いします。毎年不用額はかなり出ていますが、本年度は2億以上という非常に多く不用額があります。そこで、予算計上の時点で対策をしているのか、他の事業に回すことはできないのか、先ほども監査委員さんが言われておりましたけれども、ぜひそういう対策があるのか、説明をお願いいたします。

それと、行政報告書の中から、56ページ、児童福祉一般事務事業の中で、ファミリーサポート利用料助成金の利用が今回も低いという掲載でございますが、さらにこの利用方法の周知、それと1人当たりの助成金を上げることはできないのかお伺いします。

それと、58ページ、出産祝金支給事業の中で、支給額の見直しの必要性とは具体的にどんな取組なのかをお聞きいたします。

それと、決算書133ページ、農村公園管理運営事業の中の施設整備等修繕料の使い道と、あとは賃貸料がかなり、60万円を超えていますので、高いと思いますので、ここの詳しい説明をお願いいたします。

以上よろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○工藤 学税務会計課長兼会計管理者 それでは、私のほうから、不納欠損についてご説明申し上げます。

税についての不納欠損でございますが、納税の義務がございますので、あくまで納税をいただくことが大前提でございます。しかしながら、それでもどうしても納税に結びつかない場合ですとか、また納税いただく方が不明となる場合などに不納欠損の処理をさせていただいております。事例の一つとしまして、未納の方がお亡くなりになって、引き続き納めていただける方がいない場合、そのほかの事例としまして、差押えをさせていただけるような財産がない場合、また生活の困窮ですとか、生活保護の該当になった場合などがございます。また、そのほか住民票の所在地に居住の実態がつかめない場合などもございます。なお、これらの事例につきましても、すぐに欠損の処理をするわけではございません。預貯金の調査ですとか財産の調査、または生命保険の加入状況など、全ての財産的な調査を行いまして、それでも税に変えることができない場合、時効となります5年を経過した時点で基本的には不納欠損の処理をする次第でございます。皆様に公平公正な課税と納税をいただくことが大前提でございますので、この不納欠損という処理につきましても、ご理解をいただければと思います。なお、今回4年度の不納欠損の額が389万円ちょっととなりましたが、このような経緯を経まして、欠損の処理をしております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは不用額についてのご説明を申し上げたいと思います。答弁させていただきます。

2億1,000万円ちょっとの不用額ということでございます。この大きなものとしましては、まず横瀬小学校の校舎の整備事業の入札差金等が大きなものとして挙げられると思います。そういった横瀬小学校の校舎の整備工事をはじめといたしまして、多額の不用額が生じた事業を見てみますと、事業費の確定時期というのが、減額補正をする時期に間に合わない時期まで確定できていないというようなこともございまして、不用額として残ってしまっているというのが傾向としてあると思います。でございますので、今後のそういった事業費の確定した段階で、しっかり今後も減額補正等、他の事業に回せるようにしっかりと手続を取るということを徹底していきたいというふうに考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 健康子育て課長。

○守屋則子健康子育て課長 それでは、行政報告書のほうで、56ページになります。ファミリーサポート利用助成事業でございますけれども、この中で利用者が低いということ、利用回数が低いということで、この方法についての周知ですけれども、こちらのほうは広報ですとか、ホームページを活用させて周知していただいているほかに、町の保育施設、保育所とか、認定こども園、ほうしょう幼稚園とかに、あと小学校を通じて、各ご家庭に秩父のファミリーサポートセンターの利用案内のチラシを毎年5月に配布させていただいて、周知をさせていただいております。併せて、町独自の実施事業である600円の無料券で、子育てお助け券というのにつきましても、利用案内をさせていただいて、利用の促進を図っているところで、利用者のほうが少なく、周知が足りないのではないかとするのはおっしゃるとおりで、なかなか利

用されにくくなっております。されている方が多くありませんので、今後につきましては、周知の機会を見て、さらに周知をして、利用していただけるようにしていきたいと思っております。

もう一点ですけれども、出産祝金支給事業の中で、支給額等の見直しの必要性というふうにあって、具体的なものにつきましては、出産祝金については、平成28年度に支給額の見直しをしております。第1子から第3子以降まで、段階的な金額にさせていただいております。その際に、支給条例の中で、附則において、今後運用状況ですとか、また実施の効果、あとは目的の達成状況等評価した上で、5年以内ごとに見直しを行うというふうに規定させていただいておりますので、今年度から来年以降にかけては見直しをしていきたいというふうなことでございます。具体的な内容というのは、今のところはちょっと具体的にはなっていないのですけれども、近隣の自治体の支給額とか、支給方法ですとか、あと出生数だとか、あとは町のいろんな新たな経済的施策が出てきておりますので、そちらのほうもいろいろ勘案した上で、支給額、支給要件、支給資格の要件ですとか、そういうもろもろのことを総括的に精査しまして、見直しを図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 振興課長。

○町田勝一振興課長 それでは、決算書の133ページ、農村公園管理運営事業の中の施設設備等修繕料につきまして、内容につきましてはターザンロープ修繕、あとローラー滑り台の修繕、あとトイレがあるのですけれども、トイレの床の排水修繕ということで3件となっております。

農村公園の用地賃借料についてですが、ここにつきましては、農村公園分とそのほかに駐車場ということで、2か所をお借りしております。本体、農村公園分につきましては、賃借料が30万5,220円ということでございまして、農村公園駐車場でございますけれども、農村公園から芦ヶ久保駅に向かって200メートル程度の場所で、旧フルーツガーデンという食堂等がございましたけれども、以前はコーラス広場とも言われた場所でございます。そこのところの駐車場用地が2か所ありまして、そのコーラス広場と言われたところと、その道反対に今あずまやがあると思っておりますけれども、あずまやのところの2筆借りております。ここにつきましては、30万1,572円ということで、計が60万6,792円ということでございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから不用額のところだけ補足をさせていただきます。

今、予算策定時において、枠配分という考え方を入れまして、できるだけ不用額を小さくしていこうということでやってきました。令和4年度はその結果が出る年ということだったのですが、想定よりも不用額が多かったです。多かった要因は大きく2つあって、1つはやっぱり大型事業があったことです。例年に比べて、小学校等大型事業が多かったということと、もう一つは実は期初想定よりも収入がとて多かったということがあります。とりわけ、後から結果的に交付税をたくさんいただけたという部分と、あと企業版ふるさと納税を含めて、寄附金が初めて1億になったのですけれども、そういったことだったり、期初想定よりもその収入が多かったというのも、今回はちょっと特殊要因だったかなというふうに見ております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

○6番 宮原みさ子議員 答弁ありがとうございました。

それでは、先ほど言われたこの不用額に関してなのですけども、やっぱり事前に不用額が出たら、こういうものに使いたいという候補を出すなんていうことはできるのかどうか、再度お聞きします。

あと、この農村公園の管理の駐車場の件なのですけども、私も年に二、三回、遊びに行くんですけども、農村公園の入り口のところに2台ぐらい、二、三台止められて、ほぼいつ行っても誰もいないということがほぼなのです。それなので、やはりこの農村公園のための駐車場という名目のためだけで賃借料を支払っていることにはちょっと、もしでしたら再度見直す必要があるのではないかなというのを感じましたので、ちょっと質問させていただきました。その点よろしくお願ひします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきます。

違う事業に振り替えるという話でございますが、減額とかをしまして、不用額として出たという段階で、時期とかによっても変わるとお思います。ですが、実施計画等で上げられている事業を前倒しするとかということも可能性としてあるとは思いますが、そこについてはそういった減額する時期等にもよって、実施できるかできないかというところは判断しなくてはならないかなというふうに思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 振興課長。

○町田勝一振興課長 農村公園の利用状況でございますけれども、私も週末に農村公園のところ通る用事がございまして、見ているのですけれども、農村公園の入り口に旧道敷なのですけども、道路水路の旧道敷に3台程度止められるところがございまして、そこに土日については週末3台程度ということで利用されていて、子供の声が聞こえるなんていうことがよくございます。今後におきましては、利用状況を調査等いたしまして、今後検討してまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 質疑をさせていただきます。3点ございます。

まず、61ページ、決算書のウェルビーイング事業負担金がありますけれども、540万円、こちらは協議会への負担金ということだと思ひますが、この辺りの詳細と町としての評価をお願ひします。

それから次に、63ページの地域おこし協力隊の推進事業なのですが、これ決算のほうのが5,021万5,439円、それからなっています。予算では、これが8,780万8,000円だったと思ひますが、結構下回っていると。ここのところをどう捉えているかということが2点目でございます。

3点目に関してなのですが、157ページの中学生国際交流事業、こちらの詳細と参加人数等教えていただきたいです。その3点お願ひします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁をさせていただきます。

まず、ウェルビーイング事業の評価ということでございます。補正予算を組まさせていただいて、これ実施をしていったということ、それとあとその進めるに当たっては協議会を立ち上げて、そこで実施をしていくという形で、町からそういった負担金を出していくということでございました。そういう意味でいきますと、そういった手続的なこと、組織を立ち上げていったりということで、幾分11月頃まで組織の立ち上げが遅れてしまっていたということも含めまして、その後、いろいろなワークショップであったり、イベントであったりということで、あと全国的な先進地の事例等も調査をしていただいたということでございますので、そういった意味では令和4年度分の事業については、適切にということでしょうか、ちょっと幾分かスケジュール的に遅れてはしまいましたけれども、内容的には順調にいったのではないかとこのように評価しております。

そして、2つ目の地域おこし協力隊の予算額に対して決算額が少ないということでございます。当初見積もっていた人数ではあったわけなのですが、やっぱり採用する、募集をかけて応募される時期というのがずれてきますので、その分どうしても当初から見込んでいた金額からすると、3月採用であったり、あるいは9月採用であったりということで、そうしますと幾分そこがずれてくるということもございまして、こういった差になってきているのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 教育次長。

○町田一生教育次長 私からは、中学生の国際交流事業につきましてご答弁させていただきます。

まず、人数でございますけれども、ミドルベリー大学のほうと交流をいたしまして、学校側のほうといたしましては19名、それから事務局のほうとして3名ということです。当町におきまして、中学生につきましては22名の参加、それから教育委員会事務局含めまして8名、合計43名の参加人員で行いました。事業の内容につきましては、小松沢農園さんのほうを会場に、まず川遊び等をして、そこでコミュニケーションをまず図って、その後食事を取りまして、移動して横瀬小学校のほうに行きました。横瀬小学校のほうにおきましては、まず中学生のほうを中心に行うということでモルック、この交流をしました。その後、体育館のほうに移動いたしまして、今度は留学生というか、そちらで英語を中心にした形で英語ゲームを含めた形を、半日の間でモルックとゲームということを体育館のほうで行ったような状況でございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 ありがとうございます。

ウェルビーイング事業負担金に関しまして、まず再質問なのですが、こちら協議会立ち上がって動いてはいますけれども、私も内情も知っている身としてもですけれども、なかなか機能している部分が薄いのかなという部分を感じてるのですが、先ほど評価としては順調にということだったのですが、具体的にまだ期間がそんなではないので何とも言えませんけれども、現時点での見込める成果とかというのがもしあ

れば、それを教えていただきたいのが1点目。

それから、国際交流事業に関しましては、このミドルベリーとの交流がこのところすごく好評で、中学生だけではなく、英語クラブの皆さんも参加されたりして、皆さんからも大変ご好評をいただいている事業だと感じております。これはもう今後ぜひ続けていっていただきたいなと思いますけれども、これ予算は64万8,000円だったものが29万7,740円、これ決算なので、これは単純に結果としてかからなかったということだとは思のですが、一般質問でしろよと言われてしまうような部分があることでもあるのですが、令和5年度のほうでも同じ額の計上でした。こちらに関しまして、国内事業がかなりいい形にはなってきましたが、やはり国際に出て、子供たちが行くということもすごく大事だと思うので、そこはあまり深く聞けないのですけれども、その辺りどのように捉えられているかというのを、今後以前のような国際、オーストラリアに行くの事業というのは、ちゃんとコロナ禍はだんだん落ちてきたら戻るのかどうかというところだけちょっとお聞きしたいです。よろしくお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

町長。

○富田能成町長 それでは、ウエルビーイングのことと、あと国際交流は町の方針でもありますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

ウエルビーイングのほうは評価できる点とすると、ゼロからの協議会を立ち上げ、その中にしかるべき人に入っていただく体制をつくり、走り出したということ、何回かイベントもやって、それなりに町民の方にも参加、町民や町外の方に参加していただいて、形ができてきたということ、それとあと今回の、とりわけ今年度が計画策定期で、これから横瀬町の総合振興計画の後半をつくるという中で、ウエルビーイングは非常に大事ですという話をしている、その中で今回1,000人アンケートというのを出しているのですが、そこは協議会のほうでウエルビーイングに関する質問の骨子は考えてもらってアイデアをいただきました。どういうところまでが成果、これからというところになると課題もたくさんありますし、ウエルビーイングをどう具体的な形にしていくのかというところはまだまだこれからかなというふうに考えています。これが1番です。

それと、国際交流に関しては、ミドルベリーのところは今年度も大変いい交流が、中学生との交流も町民との交流もできたと思います。これは、非常に町としても私はよい取組になっているということだと理解していて、これからも続けていきたい事業です。しかし、国際交流、とりわけ若い皆の国際体験とかということで考えると、これだけで最終形とも考えていません。一方で、従前のオーストラリアの海外派遣が同じ形でできるというのもちょっと難しいかなと思いますので、プラスアルファというのは前向きに考えていきたいなというふうに考えています。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

ただいま一括上程中の決算認定において、一般会計の決算全般に対する執行部への質疑中でございます。引き続き執行部に対する質疑を行います。

他に質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 すみません。それでは、教育費157ページの奨学資金貸付金、これ今年度決算372万円ですが、予算額は624万円、貸付け額が約6割にとどまっている理由を教えてください。

あと、歳入の39ページ、奨学金なのですけれども、これは滞納がないということでしょうか。よろしくをお願いします。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまの内藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、奨学金の話なのですけれども、予算額に対してということなのですけれども、町のほうでも広報はしているのですけれども、進学状況等によりまして、実績につきましては372万円という形になっております。広報等をまた含めまして、今後もこういう制度があるということは周知して、利用していただくことは努力していきたいと考えております。

また、歳入のほうの39ページのお話ですが、ご承知のとおり、滞納額はゼロということでございます。以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

8番、内藤純夫議員。

○8番 内藤純夫議員 ありがとうございます。

それでは、一応今年度予算が588万円取ってありますけれども、一応大きな枠は持っていたいという考えでよろしいのでしょうか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

教育次長。

○町田一生教育次長 ただいまの再質問でございますけれども、金額的にはちょっと高額になるのですけれども、申請に対して対応ができるという形で、ちょっと減額補正等は考えておらず、今現在ちょっと持っていたいという状況でございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

ないようですので、他に質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 まず、歳入のほうからお聞きしたいと思います。

私も役場の税務課に10年ほどおりましたので、いつも若林清平議員から、今年の徴収率は何%だ、あるいは収入未済額がどこまで減らしたか、あるいは不納欠損はどれだけあったかと、この3点はよく聞かれ

ました。今回、徴収率も前回に比べて95.9から96.1、0.2ポイント増えております。この辺も税務課の皆さんの努力の結果だと思います。そして、収入未済額も3,300万円ほど減少しております。これもすばらしい成果だと思っておりますが、不納欠損がちょっと増えております。これについての背景とかを教えてくださいたいと思います。

それから、行政報告書の87ページ、日本一歩きたくなる町推進・整備事業でございますが、こちら私いつも芦ヶ久保の氷柱の遊歩道について、早く町有化、あるいはちゃんとした道路の整備ができて、所有者、あるいはそういうものをしたほうがいいのではないかと申し上げていますが、まだされていないようでしたら、その理由等を教えてくださいたいと思います。

それから、100ページ、こちらに地域おこし協力隊の関係がございますが、財源内訳のほうで一般財源になっておりますが、これは特別交付税の対象になっているということで、欄がないからここに入っているかもしれませんが、この辺の説明をいただければと思います。そして、この中に大変成果があるというお話が出ておりますので、これは私たちは町民として、そんなに成果が上がっているかどうか分かりませんが、成果が上げていただくよう期待をしておりますので、こちらについてお願いをしたいと思います。

そして、もう一点、決算書の149ページ、町営住宅の管理運営事業で、こちらを農地にされたということで1,500万円ほどかけてありますが、このときにこれを買収できなかったか、こちらの町営住宅用地を町で買収して、そこを例えば今度町長が昨日お話ししましたように、兎沢の町有地、あそこを利用するときに、代替地が欲しいという人もいるのではないかと思います。横瀬町の土地開発基金、こちらについても、塩漬けで8,300万円ほどありますので、この1,500万円と8,300万円あれば、ここなんか買えたのではないかなど。これから事業を進める中で、どうしても代替地が欲しいという方がおられると思うのですが、こういうところに運用したらいかがでしょうかということでお聞きしたいと思います。

以上です。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○工藤 学税務会計課長兼会計管理者 それでは、先ほどの不納欠損についてご説明申し上げます。

先ほど6番議員さんにも不納欠損についてご説明を申し上げましたが、税でございますので、納めていただくことが大前提でございます。財産のある方につきましては差押えで、財産的に難しい方につきましては最終的に不納欠損という形を取らせていただいております。ここ最近の傾向として見られるものとして、先ほどこちょっとお話ししましたが、お亡くなりになった方の未納分が残った場合でございます。その場合には、相続人たる方に残った税をお願いするものでございますが、最近の事例としまして、その相続人たる方が全ての財産を相続を放棄するという例がここ数年で急に増えております。これは、簡易裁判所のほうで相続放棄の手続をすることになりますが、ここはかつてあまり見られなかった例として最近増えている例でございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、私からは行政報告書の100ページの地域おこし協力隊の一般財源の部分でございますが、特別交付税についての措置がされておりますが、この様式ではその部分は含まれてい

ないということで、ご承知おきをいただければというふうに思います。

それと、地域おこし協力隊の成果でございます、につきましては、まず地域おこし協定の中では、芦ヶ久保地域の中で、ブドウ畑等をもう耕作できないというようなことで、そこを借りさせていただいて、ブドウを生育してみたりとか、そういった形での部分で成果も出ているのかなというところもありますし、有害鳥獣等の地域おこし協力隊も地元の猟友会の皆さんと一緒に活動していただいて、成果が出ているのではないかなというふうに思っているところ、それとあと林業につきましては、今3年間の活動の中で、広域森林のほうで作業、修行というのでしょうか、していただいて、将来的には横瀬町の山を守っていただく、管理していただくという形での成果がこの後出てくるところもあるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 振興課長。

○町田勝一振興課長 行政報告書の87ページのご質問に対して、お答えさせていただきたいと思います。

芦ヶ久保の氷柱に行くまでのハイキング道ということでございまして、平成26年にハイキング道の整備ということで行いました。用地は町で確保いたしまして、工事は県のほうでやっていただいたということで、あくまでも二子山登山道のハイキング道整備ということでございます。用地につきましては、使用貸借で行っておりまして、ハイキング道につきましては使用貸借ということで行っております。また、その当時、物件等の除去につきましては、町のほうでということでお世話になって、土地につきましては固定資産税減免を申請をしております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 建設課長。

○小泉達美建設課長 決算書149ページの町営住宅管理運営事業の中の中司団地借地復旧工事関連のご質問だったと思いますけれども、長い間お借りしておりました地権者様にお貸しする際に、いろいろお返しするときのお話をさせていただきまして、今回は農地にしてお返しするというようなお話合いの中で、そういった流れで契約とさせていただきます。議員さんがおっしゃるとおり、道路事業とか兎沢のこういった事業に関して、地権者さんのご意向で代替地というようなお話も出てくるかと思っております。そういった意味で、全て買収とかそういったことではなくて、そういった代替に充てるというようなことも今後考えていきたいと思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 それぞれお答えをいただきまして、ありがとうございます。

税法の関係ですが、税法というか不納欠損の関係ですが、こちらについては税法にのっとって、粛々とやっていただきたいと思うところがございます。取れないものを取ったら罰になりますので。実際に私も経験していますが、平成12年、平成13年、両年度とも1,000万円以上の不納欠損をしました。それは税法上取れなかったから、不納欠損をしたわけでございます。だから、なるべく時効にならないように、差押え、あるいはいろいろな手続をしてこの部分を減らしていただきたい。そして、最近の傾向として今相続

で相続しない人が増えてきた。これはしょうがないことだと思いますので、引き続き公平公正な税の執行をお願いをしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

そして、地域おこし協力隊の関係で、まち経営課長さんから成果のことを聞きました。ちょっとうわさで聞いたのですが、ブドウをやった方、もうやめられたというような話も聞くのですが、この辺はちょっとそういうことないですか。町民の皆さんは、あくまで横瀬町に来て、いろいろ青雲の志を持って、横瀬町に来て、3年間でとにかくこの町を活性化したいという気持ちをお持ちのようですので、どうか存分に横瀬町で活躍していただきたいと思います。できることでしたら、協力していきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

それから、振興課長さんから、氷柱の関係の遊歩道については、固定資産税を減免するというような形で契約ができているというお話聞きました。これはあくまで減免であって、最終的に買収して、どこでも通れるのだと、将来的に横瀬町が日本一歩きたくなる町に対して、借地で使用貸借であると、これはいかなもんかなと思うところでございます。そんな形で将来的にこのままでいくのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから、建設課長さんから、町営住宅の関係をお聞きしました。これは町長のお答えいただきたいのですが、地元で例えばダンプが1日何台搬出入で来るとか、地元の区長さんとも毎日うちのほうで見てなくてはいけない、どうなのだというようなときに、今年も町の声聞くというようなお話も聞きましたけれども、ああいうときこそ地元の人に話をして、地元の協力、協力はしたと思いますが、どういうことでどうなるという説明等もいただければ、もっとスムーズであったのではないかなと思います。そして、その例で、あそこにペタンクのあれを造りたいというようなお話があったと思いますが、これは12区の総会で却下されたというような話も聞いてますので、こういうときに事前にコミュニケーションというか、そういうのができたらいいのではないかなと思いました。

そして、兎沢の町有地の整備というか、これについても、必ず事業の中で土地の問題等が出てきますので、町がある程度交換できるような土地、そういうところを持っておれば、もっとスムーズに、あるいは具体的になったときに進められるのではないかなと思いますので、この辺については、町長の見解をお聞きしたいと思います。

以上です。

○新井鼓次郎議長 ただいまの再質疑に対する答弁を求めます。

振興課長。

○町田勝一振興課長 再質問に対して答弁させていただきたいと思います。

ハイキング道及び遊歩道と、あと観光関係の借地につきましては、使用貸借ということがほとんどでございまして、ここだけ買収するというわけにはいきませんので、できれば同じで使用貸借のままで今後も継続していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 町長。

○富田能成町長 それでは、私のほうから幾つか、まず12区の町営住宅のところ、これは地権者さんのご意向も確認し、地元の声も聞かせていただき、ポケットパークみたいな形で整備をするということで進めて

います。おっしゃるとおりで、できるだけコミュニケーションが取れたほうが良いと思いますので、それはこれからコミュニケーションを取るということは、そこには重点を置いて進めていきたいというふうに思います。

それと、兎沢の町有地に関してですが、またここから長い道のりで多分いろんなお話を地権者さんとさせていただく形にはなってくるというふうに思います。ただ、今代替地を先行取得するという考え方はないです。これは、今横瀬町の土地利用形態がかなり変わってきていること、住民の皆さんの土地への思いとか、あるいは経済価値への落とし方みたいなところがかなり多様化しているというふうに思っていて、今の横瀬町で先行取得して代替地を持っていくという考え方は基本的にはないです。一方、地権者さんのご意向をできるだけ酌んで、ウィン・ウィンで進められるようにというところは意を砕いていきたいというふうに思っています。土地開発基金の8,300万円はちょっと中途半端に残っていますが、これは早晩いずれかの形で有効活用するというを考えていきたいというふうに思います。

それとあと、地域おこし協力隊のところを少し補足させていただきたいと思います。先ほどブドウをやっていた人がやめた、やめた方はまだいないです。ブドウは今、ENg aWAのチームが芦ヶ久保の耕作されなくなったブドウ畑を再生して今年ブドウの収穫をしています。それとは別に、横瀬でワイナリーを造りたいということを進めてくださっている方がいまして、この方は今でも活動をしています。これは2つ別々に動いています。

地域おこし協力隊の成果が見えにくいというところは真摯に受け止めて、これから町民の皆さんに見やすく思っていますが、有形無形の貢献をしてくれています。とりわけ、まずは町の対外発信のところ、例えば動画を作っていただいたりとか、この前は獅子舞の動画きれいなのができましたけれども、町の動画を作ってくれたりとか、採用のときの動画を作ってくれたりとかということを機動的にやってくれたりもそうですし、イベントのコーディネートなんかもきれいにやってくれたりとか、最近はやっぱ農業分野は顕著に成果が出てきているのではないかなというふうに思っています。これは、具体的にまずお茶畑の再生が地域おこし協力隊中心でできたということ、茶業組合のほうにも入ってもらっていて、茶業組合の活性化にはつながってきている、それから鳥獣害対策も実際に動いてくれる人がいて、それが新しい展開につながってきている。それと、最近ではブドウ畑の再生とかということに入ってきていて、地域の、とりわけ農業分野で後継者が難しくなる、横瀬町の農業の状況には非常にうまくフィットするのではないかなというところを少し目に見えてきたかなというふうに思っています。ですので、ぜひその辺は皆さんにもご理解いただいて、とにかく身一つでこの町に身をささげて、魂をかけてきてくれているので、ぜひご理解いただければなというふうに思います。

○新井鼓次郎議長 再々質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、一般会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、国民健康保険特別会計の決算全般に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

9番、若林想一郎議員。

○9番 若林想一郎議員 国保税につきまして、税務課にいたときに大変苦労した税目でございまして、今回83.1%で、0.3%徴収率が上がったということでございました。こちらについても、税務課の皆さんに頑張っていたいただいた成果が出たのだなと思います。ちなみに、我々がやったときには、徴収率が80%を切るとペナルティが来るというような話がありました。そして、横瀬町でも実際に平成25年度に75.8%ですか、80を切ったことがあります。このときは、各町村とも大変でしたが、今83.1から83.4までいったということで、こちらについて大変評価しているものでございます。どうぞ今後ともこちらの徴収率の向上に頑張ってくださいと思うところでございます。

以上です。

○新井鼓次郎議長 質問は。

○9番 若林想一郎議員 特に質問ではなくて、このどのように上げたかというのをちょっとお聞きしたいと思えます。

○新井鼓次郎議長 どのように。

○9番 若林想一郎議員 どういう方法でどういう頑張りをしたか。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○工藤 学税務会計課長兼会計管理者 それでは、今の質問にお答えさせていただきます。

徴収率にしまして、昨年度から徴収率も上げることができたわけでございますが、令和4年度の徴収の方法としまして、主に現年度の課税、納税については未納がないようにということで、職員一同の徹底して徴収いたしました。その辺がパーセントが上がった原因の一つかなと思っております。

以上でございます。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 どこで聞いたらいいかちょっと分からなかったのですがけれども、国保税の算定で、以前から所得割だとか均等割だとか資産割とかあるのですがけれども、かなり以前資産割が不平等ではないかとか二重課税ではないかということがあります。今も最近ガソリンの特定財源のあれで、税金にまた消費税をかけているから、二重ではないかなんていろいろ議論があります。昔と固定資産の意味が、土地を持っていたりしても農業やってなかったりとか、資産的な価値、資産を生むですか、利益を生む割合が少ない、ほとんどない、逆にマイナスぐらいな感じになっていると思うのです。その辺の議論というか、当町ではそういう議論というか、方向性はどのように捉えているのか。それと、近隣とか、例えばこれ国保が県の管轄になってしまっているわけですから、県の見通しとか方針というのはどうなのか教えていただけたらと思います。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

税務会計課長。

○工藤 学税務会計課長兼会計管理者 では、先ほどの国民健康保険の課税の方式でございまして、横瀬町でも今まで4方式から2方式という方法を変えるということで、今論議を始めたところでございます。今

年度から担当によりまして、2方式への変更の方法を模索するという事で、6月から実際に議論を始めました。最終的には、令和9年度を目途に現在の4方式の課税から2方式へということで検討を進めておるところでございます。埼玉県内の近隣の秩父管内の町村の動向等も考慮しまして、場合によってはそれより早く2方式へ変更する場合もあるかもしれませんが、現在その方向で検討を進めたところでございます。

以上でございます。

〔何事か言う人あり〕

○**工藤 学** 学税務会計課長兼会計管理者 所得割と均等割でございます。資産割はなくなるという形で。

○**新井鼓次郎** 議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**新井鼓次郎** 議長 なければ、国民健康保険特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、介護保険特別会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**新井鼓次郎** 議長 ないようでございます。

なければ、介護保険特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**新井鼓次郎** 議長 ないようでございます。

なければ、後期高齢者医療特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、下水道特別会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**新井鼓次郎** 議長 なければ、下水道特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

次に、浄化槽設備管理事業特別会計の決算全般に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**新井鼓次郎** 議長 ないようでございます。

なければ、浄化槽設備管理事業特別会計決算に対する質疑を終了いたします。

ここで一括上程中の6案件の質疑漏れ、または全般的な質疑を行います。質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○**10番 関根 修** 議員 決算の内容というよりこの成果報告書の様式です。例えばこれさっき何か地域協力隊の100ページだったかな、ところに、目的があるのだけれども、地域活性化のためにここで事業を推進するってことですけども、その導入費用や経費を支出すると書いてあるのです。支出するのはそれが目的なのか取られてしまうので、こういう記載のことをちょっと精査して、目的ですから、当然事業をやれば収入や支出が出るわけですから、こういう書き方は最後に付け加えていると、導入して支出するだけなのかみたいな捉え方をされます。だから、その辺を文を精査して、ちゃんと報告書ですから、誤解のないように書いていただきたいと。

それと、評価ですけれども、これ自己評価なんだと思うのです。それと、この拡大、継続、縮小、停止、一部見直しというのですけれども、停止というのが1番最後に来たほうがいいのではないかなって。見直しというのは結構ありますよね。ですから、そういう順番ももう一度考えてやっていただきたい。

それと、おおむねこれ自己評価なので、比較的前向きというか、継続してやっていきたいという表れだと思うのですけれども、もっと厳しいものもあってしかるべきかなと。だから、誰が、どういう、誰がというけれども、町がですけれども、町のどういうメンバーで、課長さんたちが寄り添って、客観的に見ながらこの部分をまとめてしたほうがいいような気がします。だから、この成果報告書を作るための組織とか部署とか、あるいはそのシステムとかというのがどうあるのかというのをちょっと知りたいのですけれども。よくできていると思うのですけれども。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 それでは、答弁させていただきたいと思います。

この行政報告書の様式につきましては、システムがありまして、そこに担当者、あるいは担当課長等が見て、中身を記載するというようになっております。ですので、今お話のように、目的等につきましては、再度精査をさせていただいて、適切に表現等させていただくように、またチェックをしていきたいというふうに思っております。

あと、評価の関係につきましては、これ国の政策評価みたいなところの制度もちょっと参考にさせていただいてつくっているところもございます。この方針のところの順番につきましても、この後検討させていただければというふうに思っております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

10番、関根修議員。

○10番 関根 修議員 いいと思うのですけれども、つづくとそういうことが出てきてしまうのです。やっぱり複数というか、評価も検討しながら、字句も選んでいただいて、何だみんな自己評価が大体A、B、C、DなんてやればBかAかみたいな中間になってしまうのだけれども、これ議会に出したりいろいろ自分たちの反省材料にするわけですから、どっちかといったら厳し目にやるというのがいいのかなって思います。これは要望なので、ぜひそういうのを取り入れていただきたいと思います。

○新井鼓次郎議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ、以上で一括上程中の決算認定6案件に対する質疑を全て終結いたします。

続きまして、討論を行います。

先に、反対討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 次に、賛成討論ございますか。

6番、宮原みさ子議員。

〔6番 宮原みさ子議員登壇〕

○6番 宮原みさ子議員 議長のお許しをいただきましたので、上程されました認定1号から6号までの決算認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和4年度は、カラフルタウンを目標として定めた第6次横瀬町総合振興計画前期基本計画の3年目であり、町の中心地づくりに大きな進捗が見られました。また、長期化する感染対策や多様な生活支援策や経済支援策の企画、実行など横瀬町をよりよい町にするため、様々な施策を積極的に行ったと思います。

令和4年度の決算状況は、一般会計の歳入歳出とも前年度を下回り、歳入は前年度比4.2%減少、歳出では、前年度比5%減少になってはいるが、各課の事業は速やかに行われたと思います。

特別会計におきましても、歳入歳出において減少傾向にあります。安定した成果を収めているものと思います。

感染症再拡大や原油等の輸入価格高騰など、経済の先行きの不透明さがある影響下において、町財政運営はますます厳しさを増している状況ではありますが、限られた財源の中で適切な活用が行われたと思います。

一般会計及び特別会計とも良好に運営が執行されていると確信し、今後とも町長をはじめ職員の皆様のご努力をお願いし、さらに町民福祉の向上に努めていただくようお願いし、決算認定に賛成いたします。各議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 他に討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

採決につきましては、一括上程中ではありますが、各会計ごとに行います。

日程第3、認定第1号 令和4年度横瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第4、認定第2号 令和4年度横瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

続いて採決いたします。

日程第5、認定第3号 令和4年度横瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第6、認定第4号 令和4年度横瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第7、認定第5号 令和4年度横瀬町下水道特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

続けて採決いたします。

日程第8、認定第6号 令和4年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、これを原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

本休憩といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

先ほど5番、黒澤克久議員から、一時退席するという報告をいただきましたので、報告いたします。

なお、定足数に達しておりますので、ただいまより会議を再開します。



◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第9、議案第40号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第9、議案第40号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算について行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,098万2,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7,365万2,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時21分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

4番、向井芳文議員。

○4番 向井芳文議員 すみません。2点ほどなのですが、ページは17ページ、2点とも17ページになります。デジタル・トランスフォーメーション推進事業の減額補正なのですが、人材派遣型のもので、エージェント・スミスさんだと思うのですが、どういった経緯でこういう形になってしまったかということをお教えいただきたいのが1点目。

もう一点が、一番下の移住・定住促進事業で、UBE三菱さんの協力でということ、社宅なのかかということが分からないのですが、その辺りを詳しく場所がどこで何棟ぐらい整備するか、どのような整備をするかということを知る範囲で教えていただければです。

○新井鼓次郎議長 ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

○大畑忠雄まち経営課長 まず、デジタル・トランスフォーメーション推進事業の関係でございます。どんな経緯でということでございますが、致し方ない事情というのでしょうか、こちらでは詳しい事情についてはお聞きしておりませんが、財政上でのものではないかということで推察をしているところでございます。これが1点。

それと、移住促進の事業についてでございますが、この場所につきましては、親和会館がありますが、遊休施設となっていたというところで、その内部を改修をさせていただいて、部屋を数部屋用意させていただいて、そこを受入れ施設としていくという内容となっております。

以上です。

○新井鼓次郎議長 副町長。

○井上雅国副町長 1点目について、私のほうから若干補足をさせていただきます。

本件は、企業様からのご寄附ということで、事業をご提案をいただきやる予定であったということでご

ざいまして、その経営管理上の事情が変わられたということでお申出を受けました。中身については、基本的には職員の方へのICTの支援、それから町民DXのサポートというのが主なものでございまして、特に前者につきましては、これ期の途中からですが、それまでの間で相当程度進捗があり、かつそれを最後まで貫徹していただくというところもございましたので、やむを得ない事情ということで、私どももお受けをしてこのような補正をさせていただくということになりました。

以上です。

○新井鼓次郎議長 再質疑ございますか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第9、議案第40号 令和5年度横瀬町一般会計補正予算（第3号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。



◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第10、議案第41号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第10、議案第41号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,769万4,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,285万7,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時27分

再開 午後 1時31分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第10、議案第41号 令和5年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。



◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第11、議案第42号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第11、議案第42号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,345万8,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,651万8,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時33分

再開 午後 1時37分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第11、議案第42号 令和5年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。



◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第12、議案第43号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第12、議案第43号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の補正を行うものです。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万5,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,338万6,000円とするものであります。

なお、細部につきましては担当課長が説明しますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時41分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第12、議案第43号 令和5年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。



◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○新井鼓次郎議長 日程第13、議案第44号 令和5年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第13、議案第44号 令和5年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第1号）の概要を申し上げます。

まず、第2条では、収益的収入及び支出について補正を行うものです。収入については、1万円を増額し、予定を3億4,287万円、支出については11万円を増額し、予定を3億3,241万3,000円とするものです。

また、第3条では、特例的収入及び支出について、下水道特別会計及び浄化槽設置管理事業特別会計から引き継いだ未収金及び未払金が確定したため、補正を行うものです。

なお、細部につきましては担当課長が説明いたしますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○新井鼓次郎議長 前例に倣い休憩をして、担当課長の細部説明を求めます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時46分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。

説明が終了しましたので、質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 討論なしと認めます。

採決いたします。

日程第13、議案第44号 令和5年度横瀬町下水道事業会計補正予算（第1号）は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○新井鼓次郎議長 起立総員です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時47分

再開 午後 1時58分

○新井鼓次郎議長 再開いたします。



◎議案第45号の上程、説明、質疑、採決

○新井鼓次郎議長 日程第14、議案第45号 横瀬町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔富田能成町長登壇〕

○富田能成町長 上程されました日程第14、議案第45号 横瀬町教育委員会委員の任命についてであります。横瀬町教育委員会委員平塚一寛氏の任期は令和5年10月12日で満了となりますが、引き続き平塚一寛氏を任命することについて同意を得たいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、この案を提出するものであります。

なお任期は4年でございます。

平塚さんは、横瀬町第9区にお住まいで、昭和51年3月25日生まれの47歳でございます。教育委員会委員として適任と思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

○新井鼓次郎議長 提案理由の説明を終わります。

質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 質疑なしと認めます。

人事案件ですので、討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

採決いたします。

日程第14、議案第45号 横瀬町教育委員会委員の任命については、これを原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、議案第45号は原案のとおり同意されました。



◎閉会中の継続審査の申出

○新井鼓次郎議長 ここでお諮りいたします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第2項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員会委員長より地方自治法第109条第3項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査をしたい旨の申出がありました。そのように取り計らいをしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいます。

○新井鼓次郎議長 ここで、字句の整理についてお諮りをいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○新井鼓次郎議長 異議なしと認めます。

よって、そのように整理いたします。



◎閉会の宣告

○新井鼓次郎議長 以上で本定例会の会議にされた事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

令和5年第6回横瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 新 井 鼓 次 郎

副 議 長 向 井 芳 文

署 名 議 員 若 林 想 一 郎

署 名 議 員 関 根 修

署 名 議 員 小 泉 初 男